

令和8年2月

飯田市議会第1回定例会議案

## 令和8年飯田市議会第1回定例会議案目次

(2月27日提出分)

報告第1号	飯田市新型インフルエンザ等対策行動計画の変更について
議案第2号	監査委員の選任について
議案第3号	農業委員会の委員の任命について
議案第4号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について
議案第5号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
議案第6号	資金積立基金条例の一部を改正する条例の制定について
議案第7号	飯田市法山地域振興センター条例を廃止する条例の制定について
議案第8号	飯田市箱川郷づくり研修センター条例を廃止する条例の制定について
議案第9号	飯田市南信濃基幹集落センター条例を廃止する条例の制定について
議案第10号	飯田市中心間地域における地域振興住宅の運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第11号	飯田市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について
議案第12号	飯田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第13号	飯田市ふれあいの郷松ぼっくり条例の一部を改正する条例の制定について
議案第14号	飯田市多世代交流プラザ条例を廃止する条例の制定について
議案第15号	飯田市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第16号	飯田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第17号	飯田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第18号	飯田市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について
議案第19号	飯田市千代基幹集落センター条例を廃止する条例の制定について

議案第20号	地方卸売市場条例の一部を改正する条例の制定について
議案第21号	飯田市南信濃観光施設等条例の一部を改正する条例の制定について
議案第22号	飯田市営住宅等条例の一部を改正する条例の制定について
議案第23号	飯田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
議案第24号	飯田市コミュニティ防災センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第25号	飯田市上下水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例の制定について
議案第26号	飯田市立小学校及び中学校を設置する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第27号	損害賠償の額を定めることについて
議案第28号	財産の無償譲渡について（飯田市法山地域振興センター）
議案第29号	飯田市過疎地域持続的発展計画の策定について
議案第30号	工事請負契約の一部変更について（過年発生土木施設補助災害復旧事業橋梁（りょう）災害復旧工事）
議案第31号	工事請負契約の締結について（交通安全対策事業道路改良工事）
議案第32号	損害賠償の額を定めることについて
議案第33号	財産の無償譲渡について（飯田市中村コミュニティ消防センター）
議案第34号	財産の無償譲渡について（飯田市下黒田東コミュニティ消防センター）
議案第35号	財産の無償譲渡について（飯田市寺所コミュニティ消防センター）
議案第36号	財産の無償譲渡について（飯田市清水コミュニティ消防センター）
議案第37号	財産の無償譲渡について（飯田市毛賀コミュニティ消防センター）
議案第38号	財産の無償譲渡について（飯田市新井コミュニティ消防センター）
議案第39号	財産の無償譲渡について（飯田市東平コミュニティ消防センター）
議案第40号	財産の無償譲渡について（飯田市龍江四区コミュニティ消防センター）

議案第41号	財産の無償譲渡について（飯田市下虎岩コミュニティ消防センター）
議案第42号	財産の無償譲渡について（飯田市明コミュニティ防災センター）
議案第43号	財産の無償譲渡について（飯田市駄科コミュニティ防災センター）
議案第44号	令和7年度飯田市一般会計補正予算（第9号）案
議案第45号	令和7年度飯田市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案
議案第46号	令和7年度飯田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）案
議案第47号	令和7年度飯田市介護保険特別会計補正予算（第3号）案
議案第48号	令和7年度飯田市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第3号）案
議案第49号	令和7年度飯田市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）案
議案第50号	令和7年度飯田市ケーブルテレビ放送事業特別会計補正予算（第1号）案
議案第51号	令和7年度飯田市病院事業会計補正予算（第5号）案
議案第52号	令和8年度飯田市一般会計予算（案）
議案第53号	令和8年度飯田市国民健康保険特別会計予算（案）
議案第54号	令和8年度飯田市後期高齢者医療特別会計予算（案）
議案第55号	令和8年度飯田市介護保険特別会計予算（案）
議案第56号	令和8年度飯田市地方卸売市場事業特別会計予算（案）
議案第57号	令和8年度飯田市駐車場事業特別会計予算（案）
議案第58号	令和8年度飯田市墓地事業特別会計予算（案）
議案第59号	令和8年度飯田市介護老人保健施設事業特別会計予算（案）
議案第60号	令和8年度飯田市病院事業会計予算（案）
議案第61号	令和8年度飯田市水道事業会計予算（案）

議案第62号 令和8年度飯田市下水道事業会計予算（案）

議案第63号 令和8年度飯田市各財産区会計予算（案）



報告第1号

## 飯田市新型インフルエンザ等対策行動計画の変更について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第8条第8項の規定により飯田市新型インフルエンザ等対策行動計画を変更したので、同項において準用する同条第6項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和8年2月27日報告

飯田市長 佐藤 健



**飯田市**  
**新型インフルエンザ等対策行動計画**

**令和8年2月**

# 目次

第1編 行動計画の基本事項.....	- 1 -
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画.....	- 1 -
第1節 作成の主旨.....	- 1 -
第2節 市行動計画の位置付け.....	- 1 -
第3節 対象とする疾患.....	- 2 -
第2章 行動計画の改定と感染症危機対応.....	- 3 -
第1節 新型コロナウイルス感染症対応での経験.....	- 3 -
第2節 市行動計画改定の目的.....	- 4 -
第3節 感染症危機管理の体制.....	- 5 -
第2編 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針.....	- 7 -
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等.....	- 7 -
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略.....	- 7 -
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方.....	- 8 -
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ.....	- 11 -
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項.....	- 14 -
第5節 対策推進のための役割分担.....	- 18 -
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点.....	- 22 -
第1節 市行動計画における対策項目等.....	- 22 -
第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等.....	- 29 -
第1節 市行動計画等の実効性確保.....	- 29 -
第3編 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組.....	- 31 -
第1章 実施体制.....	- 31 -
第1節 準備期.....	- 31 -
第2節 初動期.....	- 32 -
第3節 対応期.....	- 33 -
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション.....	- 36 -
第1節 準備期.....	- 36 -
第2節 初動期.....	- 38 -
第3節 対応期.....	- 39 -
第3章 まん延防止.....	- 40 -
第1節 準備期.....	- 40 -
第2節 初動期.....	- 41 -

第4章 ワクチン .....	- 42 -
第1節 準備期 .....	- 42 -
第2節 初動期 .....	- 45 -
第3節 対応期 .....	- 46 -
第5章 保健 .....	- 48 -
第1節 対応期 .....	- 48 -
第6章 物資 .....	- 49 -
第1節 準備期 .....	- 49 -
第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保 .....	- 50 -
第1節 準備期 .....	- 50 -
第2節 初動期 .....	- 52 -
第3節 対応期 .....	- 53 -

## 第1編 行動計画の基本事項

### 第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画

#### 第1節 作成の主旨

新型インフルエンザが発生すると、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

それは、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等による新型のウイルスの出現であれば同様であり、未知の感染症である新感染症についても、その感染性<sup>1</sup>の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性<sup>2</sup>が高い新型インフルエンザ等感染症や、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症（以下「新型インフルエンザ等<sup>3</sup>」という。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務等を定めたものである。

この特措法及び感染症法<sup>4</sup>に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、本市全体の態勢を整備するため、飯田市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を定めるものである。

#### 第2節 市行動計画の位置付け

- ・市行動計画は、特措法第8条の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する措置等を示すもので、長野県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）に基づく市町村行動計画に位置付けられるものである。
- ・市行動計画においては、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。
- ・新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策

1 本行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度」及び「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度（伝播性）」のことを指す言葉として用いている。

2 本行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質」及び「病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。

3 特措法第2条第1号

4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）

の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、計画の定期的な検討を行い、県行動計画の変更があった場合には、適時適切に見直しを行う。

### 第3節 対象とする疾患

・特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、以下のとおり。

- ① 新型インフルエンザ等感染症<sup>5</sup>
- ② 指定感染症<sup>6</sup>（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③ 新感染症<sup>7</sup>（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

---

5 感染症法第6条第7項

6 感染症法第6条第8項

7 感染症法第6条第9項

## 第2章 行動計画の改定と感染症危機対応

### 第1節 新型コロナウイルス感染症対応での経験

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下、「新型コロナ」という。）は、令和2年1月に日本国内で初の患者が確認されて以降、長きにわたり市民の生活に大きな影響を及ぼした。

市では政府及び県が要綱に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部を設置したことを受け、令和2年2月25日に「飯田市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、全庁態勢で対応に当たった。

前例のないパンデミックに直面する中、感染拡大を最小限に抑えるため保健所と緊密に連携をとり、情報共有や役割分担の明確化に努めた。対策本部会議は、特措法に基づく本部会議を16回、任意設置の本部会議を35回開催し、感染拡大のフェーズに応じた「感染警戒レベル」に基づく対応方針を定め、状況に応じた施策を実施した。

市民には、マスクの着用、手洗い、換気、人混みの回避といった基本的な感染予防対策の徹底を呼びかけるとともに、簡易検査キットの無料配布により自己検査を促進し、感染拡大の防止と社会生活の早期回復を図る独自の取組を行った。

ワクチン接種については、飯田医師会等の協力を得て、集団接種会場と個別接種の両体制を整備し実施した。また、市役所内にコールセンターを設置し、市民からの問い合わせや相談に対応した。

さらに、感染拡大により影響を受けた事業者に対しては、感染防止対策費用の支援、売上減少事業者への給付金、金融支援、経営相談体制の強化などの支援策を講じた。

令和5年5月8日には感染症法上の5類感染症に位置づけが変更され、行政が特措法や感染症法、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例に基づく様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、市民の自主的な取組を基本とする対応に移行した。

次の感染症危機に備えるにあたり、本市が新型コロナへの対応（以下「新型コロナ対応」という。）を通じて得た経験と教訓を活かし、市民・関係機関と連携のもと、全市一体となって取組を進めることが重要である。

## 第2節 市行動計画改定の目的

市行動計画の改定は、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るために行うものである。

従前の市行動計画は、平成27年9月に策定されたものであるが、今般の新型コロナ対応を振り返り、国、県及び市において課題を整理したところ<sup>8</sup>、次の点が主な課題として挙げられた。

- ・ 平時の備えの不足
- ・ 変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
- ・ 情報発信

こうした新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くしなやかに対応できる社会を目指すことが必要である。

こうした社会を目指すための目標を、以下のとおり示す。

- ・ 感染症危機に対応できる平時からの体制作り
- ・ 市民生活及び社会経済活動への影響の軽減
- ・ 対策の実施に当たっての基本的人権の尊重

これらの目標を実現できるよう、市行動計画を全面改定するものである。

---

<sup>8</sup> 国では新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）において、2023年12月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定に向けた意見」として、取りまとめられた。

### 第3節 感染症危機管理の体制

#### 1 市の体制

##### (1) 全庁的、全市的な取組

- ・新型インフルエンザ等の発生前から、事前準備の進捗を確認し、関係部局等の連携を確保しながら市内一体となった取組を推進する。
- ・危機管理部やこども未来健康部をはじめ、関係部局においては、県や事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

##### (2) 実施体制

###### (2)-1 飯田市新型インフルエンザ等対策本部<sup>9</sup>

- ・新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、飯田市新型インフルエンザ等対策本部条例に定める「飯田市新型インフルエンザ等対策本部（以下、市対策本部という。）」を設置し、対策の総合的な実施体制を整える。
- ・政府によりまん延防止等重点措置及び緊急事態措置が行われた場合には、特措法に基づき必要な措置を講じる。

###### ア 構成

- ・本部長：市長
- ・副本部長：副市長、危機管理部長、こども未来健康部長
- ・構成員：教育長、各部局長
- ・事務局：危機管理部、こども未来健康部

###### イ 所管事項

- ・新型インフルエンザ等の国の基本的対処方針の確認、周知に関すること。
- ・新型インフルエンザ等の発生動向の把握に関すること。
- ・職員の配備に関すること。
- ・市内における新型インフルエンザ様の感染拡大抑制対策と予防対策に関すること。
- ・市内における新型インフルエンザ様に関する適切な医療の提供に関すること。
- ・予防接種に関すること。
- ・市内発生時における行政事務の継続と社会機能維持に関すること。
- ・国、県、関係機関との連絡調整に関すること。
- ・市民に対する正確な情報の提供に関すること。

---

9 特措法第34条

- ・その他対策本部の設置目的を達成するために必要なこと。

(2)-2 飯田市新型インフルエンザ等対策庁内連絡会議

- ・新型インフルエンザ等の発生時には、市対策本部の下部組織として、飯田市新型インフルエンザ等庁内連絡会議（以下「庁内連絡会議」という）を設置し、情報の集約、共有及び分析を行う。

ア 構成

- ・議長：こども未来健康部長
- ・副議長：保健課長、危機管理課長
- ・構成員：各部の主管課長
- ・事務局：保健課、危機管理課

イ 所管事項

- ・庁内危機管理体制の整備に関すること。
- ・新型インフルエンザ等に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- ・新型インフルエンザ等に対する知識、感染予防策、生活必需品等の備蓄に関する広報に関すること。
- ・行動計画に基づく各種計画の事前準備の実施に関すること。
- ・長野県新型インフルエンザ等対策本部地方部（南信州地域振興局、飯田保健福祉事務所「飯田保健所」等）及び飯伊地区包括医療協議会との連絡調整に関すること。
- ・その他庁内連絡会議の設置目的を達成するために必要なこと。

## 新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

### 第2編 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

#### 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

##### 第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

###### 1 新型インフルエンザ等の特徴

###### (1) 発生の予測や阻止が困難であること

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難である。
- ・ また、その発生そのものを阻止することは不可能である。
- ・ 世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、市内への侵入も避けられないと考えられる。

###### (2) 市民の生命、健康や生活・経済に大きな影響を与えること

- ・ 長期的には、市民の多くが罹患するおそれがある。
- ・ 患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまう。
- ・ 病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命や健康、生活・経済にも大きな影響を与えかねない。  
したがって、本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付けて対策を講じていく必要がある。

###### 2 対策の目的及び戦略

###### (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減することで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

###### (2) 住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにすること

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、住民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- ・ 住民生活及び地域経済の安定を確保する。
- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は住民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

## 第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

### 1 柔軟な対応

- ・過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負う。
- ・市行動計画は、新型インフルエンザや新型コロナウイルス等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示す。
- ・実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性<sup>10</sup>等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

### 2 段階に応じた対応

#### (1) 発生前の段階（準備期）

- ・地域におけるワクチンの接種体制の整備、市民に対する啓発、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。

#### (2) 発生した段階（初動期）

- ・国内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階では、直ちに初動対応の体制に切り替える。

#### (3) 対応期

##### ① 発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期

- ・感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を講ずる。
- ・また、病原性の程度に応じて、県が行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等に協力する。
- ・国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施する。
- ・常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替える。
- ・状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を

10 薬剤感受性とは、感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）をいう。

## 新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

図る等の見直しを行う。

### ② 感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期

- ・国、県、事業者等と相互に連携して、医療提供体制の確保や市民生活及び市民経済の維持のために最大限の努力を行う。
- ・変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め、様々な事態が生じ、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられるので、状況に応じて臨機応変に対処していく。
- ・地域の実情等に応じて、県対策本部と協議の上、柔軟に対策を講ずることができるようにし、現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。

### ③ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

- ・科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

### ④ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

- ・最終的には、流行状況が収束<sup>11</sup>し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する。

## 3 社会全体で取り組む感染拡大防止策

- ・不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、社会全体で取り組むことにより効果が期待される。
- ・全ての事業者は、自発的に職場における感染予防に取り組む他、継続する重要業務を絞り込む等の対策を積極的に検討する。
- ・事業者の従業員のみならず、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて市民に周知し、理解を得るための呼びかけを行う必要がある。

## 4 市民の感染拡大防止策

- ・事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行う必要がある。
- ・新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。
- ・特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、

---

11 患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にあること。

新型インフルエンザ等対策の目的及び  
実施に関する基本的な考え方等

公衆衛生対策がより重要である。

### 第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

#### 1 有事のシナリオの考え方

- ・過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

- ・有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。
- ・対策の切替えについては第3編の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。
- ・新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

#### 2 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

- ・前述の1の考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定する。
- ・また、時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

##### （1）初動期（A）

- ・感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、

## 新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

### （２）対応期

・対応期については、以下の①から④までの時期に区分する。

- ① 封じ込めを念頭に対応する時期（B）
- ② 病原体の性状等に応じて対応する時期（C-1）
- ③ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（C-2）
- ④ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（D）

#### ① 封じ込めを念頭に対応する時期（B）

- ・政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する。
- ・この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、国等が行う抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の開発や生産の要請等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に備える。

#### ② 病原体の性状等に応じて対応する時期（C-1）

- ・感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえた県等によるリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
- ・リスク評価については、病原性や感染性等の観点から、大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。
- ・その際、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

#### ③ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（C-2）

- ・ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき、対策を柔軟かつ機動的に切り替える。ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。

## 新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

- ・ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、次の④「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」(D)を迎えることも想定される。

### ④ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期 (D)

- ・最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策(出口)に移行する。
- ・この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第3編の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。
- ・感染や重症化しやすいグループが特に子どもや若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

## 新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

### 第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

#### 1 国、県等との連携協力

- ・国、県、指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。
- ・市対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

#### 2 平時の備えの整理や拡充

- ・感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。
- ・このため、以下の（1）から（5）までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有の基盤となるDXの推進等を行う。

##### （1）新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

- ・将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

##### （2）初発の感染事例の探知と迅速な初動の体制整備

- ・初動対応については、初発の感染事例を探知した後、速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

##### （3）関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

- ・感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

##### （4）ワクチンの接種体制、リスクコミュニケーション等の備え

- ・有事の際の速やかな対応が可能となるよう、ワクチンの接種体制、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

##### （5）負担軽減や情報の有効活用、国と県との連携等のためのDXの推進や人材育成等

- ・医療関連情報の有効活用、国と県との連携の円滑化等を図るためのDXの推進のほか、人材育成、国と県との連携等の複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

#### 3 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

- ・対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的

## 新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

及び社会的に健康であることを確保することが重要である。

- ・以下の（１）から（５）までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

### （１）可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

- ・対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。
- ・その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

### （２）状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

- ・科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。

### （３）対策項目ごとの時期区分

- ・柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、県のリスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

### （４）市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

- ・対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。
- ・平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校の現場を始め様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。
- ・こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、市民等に適切な判断や行動を促せるようにする。
- ・特に県がまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

## 4 基本的人権の尊重

- ・県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重する。
- ・特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限

## 新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

を加える場合は、必要最小限のものとする<sup>12</sup>。

- ・その際には、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。
- ・感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等<sup>ひぼう</sup>についての偏見・差別は、人権侵害であり、あってはならない。
- ・これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。
- ・対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。
- ・感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

### 5 弾力的な措置

- ・特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。
- ・新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

### 6 関係機関相互の連携協力の確保

- ・市対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ対策を総合的に推進する。
- ・市は、特に必要があると認める時は、県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する<sup>13</sup>。

### 7 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

- ・感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

### 8 感染症危機下の災害対応

---

<sup>12</sup> 特措法第5条

<sup>13</sup> 特措法第24条第4項及び第36条第2項

## 新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

- ・ 県及び市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、国と連携して平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、市を中心に避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。
- ・ 感染症危機下で地震等の災害が発生した場合、県及び市は、国と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

### 9 記録の作成や保存

- ・ 対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

## 第5節 対策推進のための役割分担

### 1 国の役割

- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合は、自らその対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する<sup>14</sup>。
- ・ WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。
- ・ ワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める<sup>15</sup>とともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める<sup>16</sup>。
- ・ こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。
- ・ 新型インフルエンザ等対策閣僚会議<sup>17</sup>（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議<sup>18</sup>（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。
- ・ 指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。
- ・ 対策の実施に当たっては、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。
- ・ 国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

### 2 県の役割

- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、県内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する<sup>19</sup>。

---

14 特措法第3条第1項

15 特措法第3条第2項

16 特措法第3条第3項

17 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」（平成23年9月20日閣議口頭了解）に基づき開催。

18 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について」（平成16年3月2日関係省庁申合せ）に基づき開催。

19 特措法第3条第4項

## 新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

- ・ 特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応を行う。
- ・ 平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に關する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築するなど、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。
- ・ 感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。
- ・ こうした取組において、保健所を設置する長野市及び松本市（以下「保健所設置市」という。）、感染症指定医療機関<sup>20</sup>等で構成される長野県感染症対策連携協議会（以下「連携協議会」という。）<sup>21</sup>等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行う。
- ・ 予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。
- ・ これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

### 3 市の役割

- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、市内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する<sup>22</sup>。
- ・ 住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に關し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。
- ・ 対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

### 4 医療機関の役割

- ・ 新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進する。
- ・ 新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進める。

---

20 感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、本府行動計画上では「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする。

21 感染症法第10条の2

22 特措法第3条第4項

## 新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

- ・新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

### 5 指定（地方）公共機関の役割

- ・指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等対策の内容や実施方法等を定めた業務計画を作成し、県知事に報告する。
- ・新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき<sup>23</sup>、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

### 6 登録事業者

- ・登録事業者とは、新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であり、特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる。
- ・新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行う。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める<sup>24</sup>。

### 7 一般の事業者

- ・新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。
- ・市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。
- ・特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる<sup>25</sup>ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

### 8 市民

- ・新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や

---

23 特措法第 3 条第 5 項

24 特措法第 4 条第 3 項

25 特措法第 4 条第 1 項及び第 2 項

## 新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践する。

- 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。
- 新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める<sup>26</sup>。

---

26 特措法第4条第1項

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

### 第1節 市行動計画における対策項目等

#### 1 市行動計画の主な対策項目

- ・行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する」こと及び「住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。
- ・それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においてもわかりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の7項目を主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 住民生活及び地域経済の安定の確保

#### 2 対策項目ごとの基本理念と目標

- ・主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。
- ・以下に示す①から⑦までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

##### ① 実施体制

- ・感染症危機は住民の生命及び健康や住民生活及び地域経済に広く大きな被害を及ぼすことから、全市的な危機管理の問題として取り組む必要がある。
- ・国、県、市町村、JIHS、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図る。
- ・そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。
- ・新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可

可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護し、住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

### ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・感染症危機においては、様々な情報が錯綜<sup>さくそう</sup>しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがあり、こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要がある。
- ・その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等、地方公共団体、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。
- ・このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

### ③まん延防止

- ・新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、住民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。
- ・県等による適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげる。
- ・特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。
- ・このため、県では病原体の性状等を踏まえたリスク評価を適時適切に行い、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、迅速にまん延防止等重点措置や緊急事態措置を行う。
- ・特措法第5条において、市民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発・普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行う。

④ ワクチン

- ・ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、国民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。
- ・そのため、新型インフルエンザ等の発生時に安全で有効なワクチンを迅速に供給するために、「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づき、平時から、緊急時におけるワクチンの迅速な開発・供給を可能にするために必要な施策に取り組んでいくことが重要である。
- ・また、県及び市町村は、国と連携し、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。
- ・新型インフルエンザ等の発生時において、ワクチン接種を進めるに当たっては、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

⑤ 保健

- ・新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、県等は、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、住民の生命及び健康を保護する必要がある。
- ・その際、住民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。
- ・そのため、市は県が行う、市町村の区域を越えたまん延の防止の措置に対し協力する。

⑥ 物資

- ・新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、国民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。
- ・このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

⑦ 住民生活及び地域経済の安定の確保

- ・新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとと

もに、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。

- ・このため、県及び市町村は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、県及び市町村は、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。
- ・事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

### 3 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下の(1)から(3)までの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。

それぞれ考慮すべき内容は以下のとおりである。

- (1) 人材育成
- (2) 国と地方公共団体との連携
- (3) DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

#### (1) 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。

その際には、特に専門性の高い人材の育成を進めるとともに、多くの人が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、より幅広い人材を対象とした訓練や研修等を通じ人材育成を行い、感染症危機対応を行う人材の裾野を広げる取組を行うことが重要である。

また、将来の感染症危機において地域の対策のリーダーシップをとることができる人材を確保することも重要である。

特に感染症対策に関して専門的な知見を有し、情報収集や対応策の検討を担い、さらには感染症研究や感染症対策の現場においても活躍できる人材を育成し、確保することは極めて重要である。

こうした人材の育成については、県及び市町村においても、国や JIHS が実施している「実地疫学専門家養成コース（FETP）」や「感染症危機管理専門家（IDES）養成プログラム<sup>27</sup>」等の各種研修等へ職員を参加させるとともに、これら研修等の修了者等も活用しつつ、感染症対策を始め公衆衛生や疫学の専門家等の養成を地域で進め、キャリア形成を支援するほか、県及び市

---

27 「IDES」とは、Infectious Disease Emergency Specialist の略称であり、国内外の感染症危機管理に対応できる人材を養成するためのプログラム。国内外の感染症の知識、行政能力（マネジメント）及び国際的な対応能力の習得を図る。

町村における感染症対策の中核となる保健所等の人材の確保及び育成やキャリア形成の支援を行うことが重要である。

このほか、リスクコミュニケーションを含め、感染症対応業務に関する研修及び訓練の実施、環境保全研究所等の感染症対策への平時からの関与を強めることや、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のための研修や訓練等の取組、日頃からの感染症対応部門と危機管理部門との連携や連動等が求められる。

くわえて、災害発生時や感染症まん延時に派遣される災害・感染症医療業務従事者（DMAT、DPAT 先遣隊及び災害支援ナース）について、医療法における位置付けが設けられたことも踏まえて、新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制の強化の一環として、人員の確保等に継続的に取り組む必要がある。

また、あわせて、新型インフルエンザ等の発生時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みである「IHEAT<sup>28</sup>」について地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）における位置付けが設けられたことを踏まえて、支援を行う IHEAT 要員<sup>29</sup>の確保や育成等にも継続的に取り組む必要がある。

新型コロナ対応の経験を有する者の知見を、他の職員にも共有する機会を設け、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるように備えることも重要である。災害対応等における全庁体制等の近接領域でのノウハウや知見の活用も行いながら、必要な研修及び訓練や人材育成を進めることにも取り組むべきである。

また、地域の医療機関等においても、県、市町村や関係団体等による訓練や研修等により、感染症を専門とする医師や看護師等の医療職、病原体分析や治療薬、ワクチン等の研究開発に従事する研究者及び治験等臨床研究を推進できる人材の育成等、新型インフルエンザ等への対応能力を向上させ、幅広い対応体制を構築するための人材育成を平時から進めることが期待される。

## （２） 国と地方公共団体との連携

- ・国との適切な役割分担の下、県は、国が定める基本的な方針を基に、感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大

---

28 「IHEAT」とは、Infectious disease Health Emergency Assistance Team の略称であり、感染症法に基づき新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた場合その他の健康危機が発生した場合において外部の専門職を有効に活用することを目的とし、健康危機発生時に地域における保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み。

29 地域保健法第 21 条に規定する業務支援員をいう。以下同じ。

防止や医療提供体制の確保を始めとした多岐にわたる対策を、地域の実情に応じて実施する。

- ・市町村は住民に最も近い行政単位として予防接種や住民の生活支援等の役割を担う。
- ・新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、国及び県との連携体制を平時から整えておく。
- ・新型インフルエンザ等への対応では地方公共団体の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、新型インフルエンザ等の発生時は県と市町村との連携、保健所間の連携も重要であり、こうした地方公共団体間の広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行う。
- ・単独で対応が難しい人材育成等の平時の備えについては、平時からの地方公共団体間の広域的な連携による取組や県及び国による支援等を受ける。
- ・新型インフルエンザ等の発生時に住民、事業者、関係機関等に対し、できるだけ分かりやすく適切な情報提供・共有を行う。
- ・新型インフルエンザ等対策に当たっては、現場を担う県及び市町村の意見が適切に反映されるよう、平時から国との意見交換を進めておくことや、国と共同して訓練等を行い、連携体制を不断に確認及び改善していくことが重要である。

### (3) DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

#### ① DXの推進

近年取組が進みつつあるDXは、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるため、新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っている。

新型コロナ対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことを目指し、感染症危機対応に備えたDXを推進していくことが不可欠である。

DX推進の取組として、国において、接種対象者の特定や接種記録の管理等の予防接種事務のデジタル化及び標準化による全国ネットワークの構築、国と地方公共団体、各地方公共団体間、行政機関と医療機関等との間の情報収集・共有、分析の基盤を整備していくことが重要である。

さらに、国は、DX推進に必要となる、人材の育成やデータ管理の在り方の検討を進めるとともに、収集された情報の利活用の促進に向けた課題の整理や検討を進めることとしている。

国におけるこうした取組により、県及び市においてもDXを推進する必

要があるが、DXを進めていくに当たっては、視覚や聴覚等が不自由な方等にも配慮した、市民一人一人への適時適切な情報提供・共有を行うことが重要である。

② その他の新技術

新型コロナ対応においては、ワクチンにおける技術革新や、スーパーコンピュータ「富岳」を用いた感染経路等のシミュレーション、携帯電話データ等を用いた人流データの分析、スマートフォンの近接通信機能（Bluetooth）を利用した陽性者との接触を通知するアプリケーションの開発等のこれまで感染症対策に十分用いられていなかった新たな技術を用いた取組が試みられた。これらのほか、従前よりポリオウイルスで活用していた下水サーベイランスについても、新型コロナ対策への活用が試みられた。近年、新たな技術を用いた医薬品開発や生成 AI 等の技術革新がなされている。新型インフルエンザ等対策においては、新型コロナ対応での取組も含め、国の方針を注視のうえ、新技術の社会実装も念頭に対応を検討することが極めて重要である。

なお、政府行動計画では、上記に加え、「研究開発への支援」、「国際的な連携」の2つを横断的視点として設定し、対策の充実・強化を図っている。

### 第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等

#### 第1節 市行動計画等の実効性確保

##### 1 EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進

- ・市行動計画等の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要である。
- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えに当たっての対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用する「EBPM」の考え方に基づいて、政策を実施する。

##### 2 新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持

- ・市行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、市行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。
- ・新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものであり、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。
- ・県、市町村や市民等が幅広く対応に関係した新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運（モメンタム）の維持を図る。

##### 3 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

- ・「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。
- ・県及び市町村は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

##### 4 定期的なフォローアップと必要な見直し

- ・訓練の実施等により得られた改善点や、新興感染症等について新たに得られた知見等、状況の変化や県行動計画の改定に合わせて、市行動計画について、必要な見直しを行うことが重要である。
- ・定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症

## 市行動計画の実効性を確保するための取組等

等の発生の状況やそれらへの対応状況、予防計画や医療計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに行われる県行動計画の改定に基づき、市行動計画についても所要の見直しを行う。

- ・新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、県行動計画の改定状況等も踏まえ、上記の期間にかかわらず、その対応経験を基に市行動計画の見直しを行う。
- ・市の行動計画の見直しに当たって、県との連携を深める観点から、県から行動計画の充実に資する情報の提供等を受ける。
- ・県は、国から、平時からの対策の充実に資する情報の提供や好事例の横展開、必要な研修等に係る情報の提供等を受けながら、平時からの新型インフルエンザ等対策の取組を充実させる。
- ・市は、県が取り入れた取組について、適宜共有を受け、市の取組の支援を受ける。

### 5 指定地方公共機関業務計画

- ・指定地方公共機関においても、新型コロナ対応を振り返りつつ、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものにする観点から、確実な業務継続のために必要な取組を検討する。
- ・検討の結果やDXの推進・テレワークの普及状況等も踏まえながら、業務計画の必要な見直しを行う。

### 第3編 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

#### 第1章 実施体制<sup>30</sup>

##### 第1節 準備期

###### 1 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、全庁を挙げて取組を推進することが重要である。

そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

###### 2 所要の対応

###### 1-1. 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

###### 1-2. 市行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 市は、市行動計画を作成・変更する。市は、市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く<sup>31</sup>。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
- ③ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる行政官等の養成等を行う。

###### 1-3. 国及び地方公共団体等の連携の強化

- ① 国、県、市及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- ② 国、県、市及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

---

30 特措法第8条第2項第1号（対策の総合的な推進に関する事項）及び第3号（対策を実施するための体制に関する事項）に対応する記載事項。

31 特措法第8条第7項及び第8項

## 第2節 初動期

### 1 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、全市的な危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。

そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じて庁内連絡会議を開催し、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

### 2 所要の対応

#### 2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置した場合<sup>32</sup>や県が県対策本部を設置した場合において、市は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ② 市は、必要に応じて、第1節（準備期）1-2を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

#### 2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援<sup>33</sup>を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する<sup>34</sup>ことを検討し、所要の準備を行う。

---

32 特措法第15条

33 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

34 特措法第70条の2第1項

## 第3節 対応期

### 1 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び市民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

### 2 所要の対応

#### 3-1. 基本となる実施体制の在り方

市対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

##### 3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行<sup>35</sup>を要請する。
- ② 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める<sup>36</sup>。

##### 3-1-2. 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援<sup>37</sup>を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保<sup>38</sup>し、必要な対策を実施する。

#### 3-2. 緊急事態措置の検討等について

##### 3-2-1. 緊急事態宣言の手続

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する<sup>39</sup>。

35 特措法第26条の2第1項

36 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

37 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

38 特措法第70条の2第1項

39 特措法第34条第1項。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市町村は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。

市は、当該市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う<sup>40</sup>。

---

40 特措法第36条第1項

### 3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

#### 3-3-1. 市対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する<sup>41</sup>。

---

41 特措法第 37 条の規定により読み替えて準用する特措法第 25 条

## 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション<sup>42</sup>

### 第1節 準備期

#### 1 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民等、地方公共団体、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段等について整理する。

#### 2 所要の対応

##### 1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

###### 1-1-1. 感染症に関する情報提供・共有

市は、住民にとって最も身近な行政機関として、国が公表する情報等を踏まえ、平時から以下の内容等について、地域の実情に即したわかりやすい情報提供に努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

###### 【情報提供・共有内容】

- ・ 感染症に関する基本的な情報
- ・ 基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）
- ・ 感染症の発生状況等の情報
- ・ 新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動 等

なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、保健衛生部局

42 特措法第8条第2項第2号イ（新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供）に対応する記載事項。

## 情報提供・共有、リスクコミュニケーション（準備期）

や福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。

### 1-2. 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

#### 1-2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。

#### 1-2-2. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、国からの要請を受けて、市民等からの相談に応じるためのコールセンター等の設置の準備を進める。

## 第2節 初動期

### 1 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が適切に判断・行動できるよう、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

### 2 所要の対応

#### 2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

市は、準備期にあらかじめ定めた内容及び方法により、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、市は、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

市は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

#### 2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置し、コールセンターを通して住民等からの相談を受け付け、感染症に対する正しい知識を普及させる。また、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。

## 第3節 対応期

### 1 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。

具体的には、市民等が、科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

### 2 所要の対応

#### 3-1. 基本の方針

##### 3-1-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

市は、準備期にあらかじめ定めた内容及び方法により、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、市は、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

市は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

##### 3-1-2. 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。また、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。

### 第3章 まん延防止<sup>43</sup>

#### 第1節 準備期

##### 1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。

このため、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。

##### 2 所要の対応

###### 1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の周知を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示に従って行動することや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応について、平時から理解促進を図る。

---

43 特措法第8条第2項第2号ロ（新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する事項）に対応する記載事項

## 第2節 初動期

### 1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。

このため、市内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

### 2 所要の対応

#### 2-1. 国内でのまん延防止対策の準備

市は、県からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

## 第4章 ワクチン<sup>44</sup>

### 第1節 準備期

#### 1 目的

ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、県の要請に基づき、接種体制の構築等、必要な準備を行う。

#### 2 所要の対応

##### 1-1. 基準に該当する事業者の登録等（特定接種<sup>45</sup>の場合）

###### 1-1-1. 登録事業者の登録に係る周知

市は、国と連携して、事業者に対して、国が定める特定接種の対象となり得る者に関する基準、特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続等を示す登録実施要領を周知するとともに、国の構築する登録事業者を管理するデータベースへの登録作業に係る周知を行う。

###### 1-1-2. 登録事業者の登録

市は、国が行う事業者の登録申請の受付、基準に該当する事業者の登録に協力する。

##### 1-2. ワクチンの接種に必要な資材

市は、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

##### 1-3. ワクチンの供給体制

- ① 市は、実際にワクチンを供給するに当たって、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があることから、随時、事業者の把握をする。
- ② 市は、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要があることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

44 特措法第8条第2項第2号ロ（住民に対する予防接種の実施）に対応する記載事項。

45 特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するために行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象となり得る者は、

① 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員である。

## 1-4. 接種体制の構築

### 1-4-1. 接種体制

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生時に速やかに接種体制を構築できるよう、国が示す接種会場や接種に携わる医療従事者の確保、接種の優先順位の考え方等に関する情報を収集する。
- ② 市は、居住する地方公共団体以外の地方公共団体における接種を可能にするよう、全国の医療機関と集約的な契約を結ぶことができるシステムについて、国の構築状況を確認し、接種体制の構築に活用する。
- ③ 市は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

### 1-4-2. 特定接種

- ① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、市が実施主体となり、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、市は、国の要請に基づき、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

### 1-4-3. 住民接種

市は、平時から以下（1）から（3）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- （1） 国等の協力を得ながら、市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る<sup>46</sup>。
- （2） 円滑な接種の実施のため、国が整備するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する地方公共団体以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。
- （3） 具体的な接種体制モデルの提示など、国から技術的な支援を受けながら、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、速やかに接種できるよう、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

## 1-5. 情報提供・共有

### 1-5-1. 住民への対応

市は、国及び県とともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの

---

46 予防接種法第6条第3項

## ワクチン（準備期）

役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページや SNS 等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図る。

## 第2節 初動期

### 1 目的

準備期から計画した接種体制等により、速やかな予防接種へとつなげる。

### 2 所要の対応

#### 2-1. 接種体制

##### 2-1-1. 接種体制の構築

市は、国が示すワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施方法、必要な予算措置等の情報提供・共有に基づき、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

## 第3節 対応期

### 1 目的

確保したワクチンを円滑に流通させ、構築した接種体制に基づき迅速に接種できるようにする。また、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行うとともに、健康被害の迅速な救済に努める。

あらかじめ準備期に計画した供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

### 2 所要の対応

#### 3-1. 接種体制

- ① 市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の流行株が変異し追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるように、国や医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

#### 3-1-1. 特定接種

##### 3-1-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

市は、国が特定接種を実施することを決定した場合において、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

#### 3-1-2. 住民接種

##### 3-1-2-1. 予防接種の準備

市は、県又は国と連携して、接種体制の準備を行う。

##### 3-1-2-2. 予防接種体制の構築

市は、国からの要請に基づき、住民が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

##### 3-1-2-3. 接種に関する情報提供・共有

市は、予約受付体制を構築し、接種を開始する。また、国の要請に基づき、接種に関する情報提供・共有を行う。

#### 3-1-2-4. 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険担当部署等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

#### 3-1-2-5. 接種記録の管理

市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

#### 3-2. 情報提供・共有

市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。

## 第5章 保健

### 第1節 対応期

#### 1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、住民の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

#### 2 所要の対応

##### 3-1. 主な対応業務の実施

##### 3-1-1. 健康観察及び生活支援

- ① 市は、県が実施する健康観察に協力する。
- ② 市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

## 第6章 物資<sup>47</sup>

### 第1節 準備期

#### 1 目的

感染症対策物資等は、有事に、医療や検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、市は、医療機関等と連携し、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

#### 2 所要の対応

##### 1-1. 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する<sup>48</sup>。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる<sup>49</sup>。

---

47 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）に対応する記載事項。

48 特措法第10条

49 特措法第11条

## 第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保<sup>50</sup>

### 第1節 準備期

#### 1 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。

市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

また、指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び社会経済活動の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行う。

これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

#### 2 所要の対応

##### 1-1. 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

##### 1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

##### 1-3. 物資及び資材の備蓄

① 市は、市行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する<sup>51</sup>。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物

---

50 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）に対応する記載事項。

51 特措法第10条

資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる<sup>52</sup>。

- ② 市は、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

なお、勧奨に当たっては、住民等が適切に判断・行動できるよう、的確な情報提供に留意する。

#### 1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

#### 1-5. 火葬体制の構築

市は、県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当部局等との調整を行うものとする。

---

52 特措法第11条

## 第2節 初動期

### 1 目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等と呼びかける。

また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

### 2 所要の対応

#### 2-1. 遺体の火葬・安置

市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

## 第3節 対応期

### 1 目的

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。

また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

指定（地方）公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に努める。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

### 2 所要の対応

#### 3-1. 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

##### 3-1-1. 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

##### 3-1-2. 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者<sup>43</sup>等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

##### 3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限<sup>53</sup>やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

##### 3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

① 市は、住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監

---

53 特措法第45条第2項

視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

- ② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる<sup>54</sup>。

### 3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

- ① 市は、県を通じて国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ② 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じ、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。
- ③ 市は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市に対して広域火葬の応援・協力を行う。
- ④ 市は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。あわせて市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ⑤ 臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- ⑥ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間におい

---

54 特措法第 59 条

てはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

### 3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

#### 3-2-1. 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、住民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

#### 3-2-2. 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

## 用語集

用語	内容
医療計画	医療法第30条の4第1項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
疫学	健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問。
環境保全研究所等	環境保全研究所及び長野市保健所環境衛生試験所。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症指定医療機関	県行動計画においては、感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起らないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。

緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
検査等措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
国立健康危機管理研究機構 (JIHS)	国立健康危機管理研究機構法（令和5年法律第46号）に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、2025年4月に設立される国立健康危機管理研究機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。 期待される役割は、以下のとおり。 （1）地方衛生研究所等や諸外国とのネットワークを活用した情報収集に基づくリスク評価 （2）科学的知見の迅速な提供、対策の助言と分かりやすい情報提供・共有 （3）研究開発や臨床研究等のネットワークのハブの役割 （4）新型インフルエンザ等への対応能力向上のための専門人材の育成 （5）国際連携による新興感染症等の早期探知やリスク評価能力の向上、研究開発体制の強化
災害派遣医療チーム (DMAT)	DMAT (Disaster Medical Assistance Teamの略) は、災害発生時や新興感染症等の発生・まん延時に、地域において必要な医療提供体制を支援し、傷病者の生命を守るため、専門的な研修・訓練を受けた医療チーム。大規模災害や多くの傷病者が発生した事故等の現場に、急性期（おおむね48時間以内）から活動できる機動性を持つほか、新興感染症に係る患者が増加し、通常の都道府県内の医療提供体制

	の機能維持が困難な場合に、都道府県の要請に基づき、感染症の専門家とともに、入院調整、集団感染が発生した高齢者施設等の感染制御や業務継続の支援等を行う。
災害派遣精神医療チーム (DPAT)	DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Teamの略) は、災害発生時や新興感染症等の発生・まん延時に、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行う、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム。感染症に係る患者が増加し、通常都道府県内の精神保健医療提供体制の機能維持が困難な場合に、都道府県の要請に基づき、感染症の専門家とともに、精神疾患を有する患者の入院調整、集団感染が発生した精神科医療機関等の感染制御や業務継続の支援等を行う。
実地疫学専門家養成コース (FETP)	FETP (Field Epidemiology Training Programの略) は、感染症危機管理事例を迅速に探知して適切な対応を実施するための中核となる実地疫学者を養成し、その全国規模ネットワークを確立することを目的として、JIHSが実施している実務研修。
指定(地方)公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症(感染症法第14条の報告に係るものに限る。)及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。本政府行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用

	いる。
新型インフルエンザ等感染症に係る発生等の公表	感染症法第44条の2第1項、第44条の7第1項又は第44条の10第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第16条第1項に定める情報等を公表すること。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
県等	都道府県、保健所設置市（地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第1条に定める市）及び特別区。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
パンデミックワクチン	流行した新型インフルエンザ等による発症・重症化を予防するために開発・製造されるワクチン。

<p>プレパンデミックワクチン</p>	<p>将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。</p> <p>新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについては、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。</p>
<p>まん延防止等重点措置</p>	<p>特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。</p>
<p>有事</p>	<p>新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。</p>
<p>予防計画</p>	<p>感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。</p>
<p>リスクコミュニケーション</p>	<p>個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。</p>
<p>ワクチン開発・生産体制強化戦略</p>	<p>新型コロナウイルスによるパンデミックを契機に、我が国においてワクチン開発を滞らせた要因を明らかにし、解決に向けて国を挙げて取り組むため、政府が一体となって必要な体制を再構築し、長期継続的に取り組む国家戦略として2021年6月1日に閣議決定されたもの。</p>
<p>EBPM</p>	<p>エビデンスに基づく政策立案（Evidence-Based Policy Makingの略）。①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目</p>

	的の論理的なつながり（ロジック）を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス（根拠）を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。
IHEAT 要員	地域保健法第21条に規定する業務支援員。 ※「IHEAT」は、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。
PDCA	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。
5類感染症	感染症法第6条第6項に規定する感染症。新型コロナは、2023年5月8日に5類感染症に位置付けられた。

議案第2号

監査委員の選任について

下記の者を、飯田市監査委員に選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市内在住 島田 勝介



議案第3号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を、飯田市農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市内在住 片桐 一敏



議案第4号

固定資産評価審査委員会の委員の選任について

下記の者を、飯田市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市内在住 中山 隆夫



議案第5号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を、人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和8年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市内在住 仲村 茂樹

飯田市内在住 塩澤 忍

飯田市内在住 桐生 尊義

飯田市内在住 阿部 幸子





## 議案第6号

## 資金積立基金条例の一部を改正する条例の制定について

資金積立基金条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和8年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

## 資金積立基金条例の一部を改正する条例（案）

資金積立基金条例（昭和43年飯田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表5の項中	「		を
	自ら考え自ら行う地域づくり事業の推進を図る。	自ら考え自ら行う地域づくり事業の運営に要する費用の財源に充てる。	
	」		

「		に改める。
自ら考え自ら行う地域づくり事業及びまち・ひと・しごと創生に関する施策の推進を図る。	自ら考え自ら行う地域づくり事業及び地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として行う事業の運営に要する費用の財源に充てる。	
」		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第7号

飯田市法山地域振興センター条例を廃止する条例の制定について

飯田市法山地域振興センター条例を廃止する条例を下記のとおり制定する。

令和8年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市法山地域振興センター条例を廃止する条例（案）

飯田市法山地域振興センター条例（平成17年飯田市条例第24号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に、この条例による廃止前の飯田市法山地域振興センター条例の規定に基づき納めることとされた利用料金の取扱いその他同条例の規定に基づき行うこととされた行為の取扱いについては、なお従前の例による。



議案第8号

飯田市箱川郷づくり研修センター条例を廃止する条例の制定について

飯田市箱川郷づくり研修センター条例を廃止する条例を下記のとおり制定する。

令和8年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市箱川郷づくり研修センター条例を廃止する条例（案）

飯田市箱川郷づくり研修センター条例（平成17年飯田市条例第25号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に、この条例による廃止前の飯田市箱川郷づくり研修センター条例の規定に基づき納めることとされた利用料金の取扱いその他同条例の規定に基づき行うこととされた行為の取扱いについては、なお従前の例による。



議案第9号

飯田市南信濃基幹集落センター条例を廃止する条例の制定について

飯田市南信濃基幹集落センター条例を廃止する条例を下記のとおり制定する。

令和8年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市南信濃基幹集落センター条例を廃止する条例（案）

飯田市南信濃基幹集落センター条例（平成17年飯田市条例第104号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



議案第10号

飯田市中山間地域における地域振興住宅の運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市中山間地域における地域振興住宅の運営に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和8年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市中山間地域における地域振興住宅の運営に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯田市中山間地域における地域振興住宅の運営に関する条例（平成22年飯田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表下久堅下虎岩第5地域振興住宅の項、千代毛呂窪第3地域振興住宅の項、龍江細新第2地域振興住宅の項及び龍江羽入田第1地域振興住宅の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の飯田市中山間地域における地域振興住宅の運営に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づき納付することとされた家賃の取扱いその他旧条例の規定に基づき行うこととされた行為の取扱いについては、なお従前の例による。



議案第11号

飯田市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和8年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例（案）

飯田市社会福祉審議会条例（平成15年飯田市条例第8号）の一部を次のように改正する。  
第8条第1項第1号を次のように改める。

(1) こども若者分科会 次のアからオまでに掲げる事項

ア 児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条に規定する児童をいう。）の福祉に関する事項

イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づく母子及び父子並びに寡婦の福祉に関する事項

ウ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項各号に規定する事項

エ 児童福祉法第8条第4項に規定する市町村児童福祉審議会として同法の規定に基づき行う事項

オ 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）に基づく若者及び子育てに関する施策の総合的な推進に関する事項

第8条第1項第2号中「障害者福祉分科会」を「障がい者福祉分科会」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 施行日の前日において、改正前の飯田市社会福祉審議会条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づき児童福祉分科会の委員に委嘱されていた者は、この条例の施行の際、改正後の飯田市社会福祉審議会条例（以下「新条例」という。）の規定に基づきこども若者分科会の委員に任命されたものと、旧条例の規定に基づき障害者福祉分科会の委員に委嘱されていた者は、この条例の施行の際、新条例の規定に基づき障がい者福祉分科会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、当該みなされる委員の任期は、旧条例の規定に基づき委嘱された委員としての任期とする。

（飯田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正）

3 次に掲げる条例の規定中「児童福祉分科会」を「こども若者分科会」に改める。

(1) 飯田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年飯田市条例第50号）第4条第3項

議案第11号2

- (2) 飯田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年飯田市条例第60号）第4条第3項
- (3) 飯田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年飯田市条例第15号）第4条第3項

## 議案第12号

## 飯田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市介護保険条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和8年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

## 飯田市介護保険条例の一部を改正する条例（案）

飯田市介護保険条例（平成12年飯田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第10条を附則第12条とし、附則第7条から第9条までを2条ずつ繰り下げ、附則第6条の次に次の2条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第7条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において飯田市に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において飯田市に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により飯田市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万千円以上65万千円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。））」とあるのは、「（当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得（令和7年中の給与所得に限る。）が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。））」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万千円以上161万9千円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の

2 第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)とあるのは、「(当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得(令和7年中の給与所得に限る。)が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「(当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得(令和7年中の給与所得に限る。)が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令附則第24条第3項に規定する令和7年給与所得控除額を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第8条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において飯田市に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において飯田市に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により飯田市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万千円以上65万千円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万千円以上161万9千円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額

から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万千円以上65万千円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万千円以上161万9千円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満であり、かつ地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



議案第13号

飯田市ふれあいの郷松ぼっくり条例の一部を改正する条例の制定  
について

飯田市ふれあいの郷松ぼっくり条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和8年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市ふれあいの郷松ぼっくり条例の一部を改正する条例（案）

飯田市ふれあいの郷松ぼっくり条例（平成14年飯田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表講堂の部を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の飯田市ふれあいの郷松ぼっくり条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づき納付することとされた使用料の取扱いその他旧条例の規定に基づき行うこととされた行為の取扱いについては、なお従前の例による。



議案第14号

飯田市多世代交流プラザ条例を廃止する条例の制定について

飯田市多世代交流プラザ条例を廃止する条例を下記のとおり制定する。

令和8年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市多世代交流プラザ条例を廃止する条例（案）

飯田市多世代交流プラザ条例（平成17年飯田市条例第64号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に、この条例による廃止前の飯田市多世代交流プラザ条例の規定に基づき納めることとされた利用料金の取扱いその他同条例の規定に基づき行うこととされた行為の取扱いについては、なお従前の例による。



議案第15号

飯田市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和8年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例（案）

飯田市児童発達支援センター条例（平成24年飯田市条例第7号）の一部を次のように改正する。  
第5条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援を行うこと。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



議案第16号

飯田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を  
下記のとおり制定する。

令和8年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例（案）

飯田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年飯田市条例第  
15号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）」に改め、同条中「乳児等  
通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第11条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改  
める。

第14条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通  
園支援事業所」に改める。

第17条第6号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「並びに」を「その他  
の」に改める。

第19条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第21条第3項中「。以下「認定こども園法」という。」を削り、「係る利用定員」の次に  
「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は同法第29条第1項の確認に  
おいて定める利用定員をいう。以下同じ。）」を加える。

第23条の次に次の1条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第23条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当  
該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は  
適用しない。

第27条後段を削る。

第28条中「及びその」の次に「乳児等通園支援事業所の」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



議案第17号

飯田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例  
の制定について

飯田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を下記のとおり制定する。

令和8年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（案）

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第4条）

第2節 運営に関する基準（第5条—第33条）

第3章 雑則（第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定により、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。

(2) 特定乳児等通園支援 法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。

(3) 特定乳児等通園支援事業 特定乳児等通園支援を行う事業をいう。

（一般原則）

第3条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、長野県、

飯田市（以下「市」という。）、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

### 第1節 利用定員に関する基準

（利用定員）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

### 第2節 運営に関する基準

（面談）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援

を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳

児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項  
(勤務体制の確保等)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第23条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第13条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第26条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第15条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第12条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第19条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第31条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

### 第3章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当

該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」と

あるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



議案第18号

飯田市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和8年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例（案）

飯田市福祉医療費給付金条例（平成15年飯田市条例第17号）の一部を次のように改正する。  
第5条第3項を次のように改める。

- 3 第1項の規定にかかわらず、精神通院医療該当者（子ども、身体障害者手帳交付者、療育手帳交付者、精神障害者保健福祉手帳交付者、65歳以上国民年金別表該当者、母子家庭の母等、母子家庭等の子又は父母のない児童に該当する者を除く。）の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条の2第3号に該当しない療養の給付等に要した費用の額は、給付金の額の算定に用いない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に受けた療養の給付等に係る給付金の支給から適用し、同日前に受けた療養の給付等に係る給付金の支給については、なお従前の例による。



議案第19号

飯田市千代基幹集落センター条例を廃止する条例の制定について

飯田市千代基幹集落センター条例を廃止する条例を下記のとおり制定する。

令和8年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市千代基幹集落センター条例を廃止する条例（案）

飯田市千代基幹集落センター条例（昭和55年飯田市条例第7号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



議案第20号

地方卸売市場条例の一部を改正する条例の制定について

地方卸売市場条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和8年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

地方卸売市場条例の一部を改正する条例（案）

地方卸売市場条例（昭和47年飯田市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 3 市長は、第1項の取扱品目に食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。）第42条第1項に規定する指定飲食料品等が含まれるときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該指定飲食料品等を公表するものとする。ただし、市場において取り扱う予定がないものを除く。

第36条に次の1項を加える。

- 3 市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。
  - (1) 第3条第3項の規定により公表された指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標
  - (2) 食品等持続的供給法第36条各号に規定する措置の内容

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



議案第21号

飯田市南信濃観光施設等条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市南信濃観光施設等条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和8年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市南信濃観光施設等条例の一部を改正する条例（案）

飯田市南信濃観光施設等条例（平成17年飯田市条例第93号）の一部を次のように改正する。

別表第1 飯田市南信濃木沢特産物等販売施設の項、飯田市南信濃森林林業情報発信施設の項及び飯田市南信濃便ヶ島森林公園施設の項を削る。

別表第2 飯田市南信濃木沢特産物等販売施設の項及び飯田市南信濃森林林業情報発信施設の項を削る。

別表第3 飯田市南信濃木沢特産物等販売施設の項、飯田市南信濃森林林業情報発信施設の項及び飯田市南信濃便ヶ島森林公園施設の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



議案第22号

飯田市営住宅等条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市営住宅等条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和8年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市営住宅等条例の一部を改正する条例（案）

飯田市営住宅等条例（平成22年飯田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2節 法第45条第2項の規定に基づく特定公共賃貸住宅への活用（第80条—第85条）」を「第2節 法第45条第2項の規定に基づく特定公共賃貸住宅への活用（第80条—第85条）」を「第3節 空き住戸の活用（第85条の2）」に、「（第85条の2）」を「（第85条の2の2）」に改める。

第19条第1号中「災害」の次に「（地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象のほか、火災、火災による水損等をいう。）」を加える。

第85条の2を第85条の2の2とし、第4章に次の1節を加える。

第3節 空き住戸の活用

（市営住宅等の目的外使用の許可）

第85条の2 市長は、市営住宅等をその用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可することができる。

2 前項の使用の内容、入居者の資格、許可の手續、使用の期間、使用料のほか当該使用に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

別表第1中1の表飯沼市営住宅の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の飯田市営住宅等条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づき納付することとされた家賃の取扱いその他旧条例の規定に基づき行うこととされた行為の取扱いについては、なお従前の例による。



## 議案第23号

飯田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定  
について

飯田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和8年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

## 記

## 飯田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

飯田市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年飯田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号」を「433円を、第2号から第5号」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中

	円	円	円
	12,900	13,700	14,500
	11,300	12,100	12,900
	9,700	10,500	11,300

を

に改める。

	円	円	円
	13,340	14,170	15,000
	11,670	12,500	13,340
	10,000	10,840	11,670

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、施行日以後に支給すべき事由の生じた第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金（以下「傷病

議案第23号2

補償年金等」という。)について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

## 議案第24号

## 飯田市コミュニティ防災センター条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市コミュニティ防災センター条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和8年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

## 記

## 飯田市コミュニティ防災センター条例の一部を改正する条例（案）

飯田市コミュニティ防災センター条例（平成17年飯田市条例第127号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削る。

第3条を次のように改める。

（名称及び位置）

第3条 施設の名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。

名称	位置
飯田市鼎コミュニティ防災センター	飯田市鼎中平1958番地3
飯田市橋北コミュニティ防災センター	飯田市江戸町2丁目292番地8

第4条中「又は指定管理者」を削る。

第5条及び第6条を削る。

第7条第1項中「市長管理施設」を「施設」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「又は指定管理者」を削り、同項を同条第3項とし、同条を第5条とする。

第8条第2項を削り、同条を第6条とする。

第9条の見出しを「（使用料）」に改め、同条第1項中「市長管理施設」を「施設」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項ただし書中「又は指定管理者」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「及び第2項」を削り、「第1項又は第2項」を「同項」に改め、同項を同条第3項とし、同条を第7条とする。

第10条の見出し中「使用料等」を「使用料」に改め、同条第1項中「市長管理施設」を「施設」に改め、同条第3項を削り、同条を第8条とする。

第11条を第9条とする。

第12条の見出し中「使用料等」を「使用料」に改め、同条第1項中「市長管理施設」を「施設」に改め、同条第3項を削り、同条を第10条とする。

第13条第3項中「第9条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条を第11条とする。

第14条を第12条とする。

第15条第1項中「市長管理施設」を「施設」に、「第8条第1項」を「第6条第1項」に改め、同条第3項を削り、同条を第13条とする。

第16条中「市長管理施設」を「施設」に改め、同条を第14条とする。

第17条を削り、第18条を第15条とする。

別表中「第9条」を「第7条」に改める。

別表の3から15までを削る。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の飯田市コミュニティ防災センター条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づき納付することとされた利用料金の取扱いその他旧条例の規定に基づき行うこととされた行為の取扱いについては、なお従前の例による。

議案第25号

飯田市上下水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例の制定  
について

飯田市上下水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和8年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市上下水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例（案）

飯田市上下水道事業運営審議会条例（平成9年飯田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、第2条に規定する調査審議が完了するまでの間、委員の任期を延長することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 議案第26号

飯田市立小学校及び中学校を設置する条例の一部を改正する条例  
の制定について

飯田市立小学校及び中学校を設置する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和8年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

## 記

## 飯田市立小学校及び中学校を設置する条例の一部を改正する条例（案）

飯田市立小学校及び中学校を設置する条例（昭和42年飯田市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

飯田市立上村小学校	飯田市上村838番地	明治6年4月（日不詳）上村で設置し、平成17年10月1日合併により引き継ぐ。
飯田市立和田小学校	飯田市南信濃和田1165番地	明治6年1月1日和田村で設置し、平成17年10月1日合併により引き継ぐ。

」

を

「

飯田市立遠山小学校	飯田市上村838番地	明治6年4月（日不詳）上村で設置し、平成17年10月1日合併により引き継いだ上村小学校（飯田市上村838番地）及び明治6年1月1日和田村で設置し、平成17年10月1日合併により引き継いだ和田小学校（飯田市南信濃和田1165番地）を再編し、令和9年4月1日遠山小学校を設置する。
-----------	------------	--

」

に改める。

## 附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。



議案第27号

損害賠償の額を定めることについて

下記のとおり、自動車事故による損害を賠償するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

1 相手方 飯田市外在住者

2 事故の概要

令和7年12月10日午前8時30分頃、飯田市北方の国道256号及び県道15号飯島飯田線の交差点において、公務のため走行していた飯田市所有の軽貨物自動車が、相手方の軽貨物自動車の後部に追突し、相手方に損害を与えた。

3 損害賠償額 754,040円



議案第28号

財産の無償譲渡について（飯田市法山地域振興センター）

下記の建物を無償で譲渡したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

1 譲渡する建物

所在 飯田市千代3279番地  
構造 木造平屋建て  
床面積 181.44平方メートル

2 譲渡の相手方

- (1) 飯田市千代2622番地  
飯田市千代法全寺区
- (2) 飯田市千代3483番地  
飯田市千代山中区

3 譲渡の理由

飯田市千代法全寺区及び飯田市千代山中区が、飯田市法山地域振興センターであった建物の一部を集会施設として活用するため。



議案第29号

飯田市過疎地域持続的発展計画の策定について

飯田市過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり策定したいから、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健



# 飯田市過疎地域持続的発展計画（案）

令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）

令和8年3月

長野県飯田市

# 目 次

1	基本的な事項	
(1)	飯田市の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	4
(3)	行財政の状況	9
(4)	地域の持続的発展の基本方針	10
(5)	計画の位置づけ	11
(6)	地域の持続的発展のための基本目標	11
(7)	計画達成状況の評価に関する事項	11
(8)	計画期間	11
(9)	公共施設等総合管理計画との整合	12
2	移住・定住・二地域居住・地域間交流の促進、人材育成	13
3	産業・観光の振興	16
4	地域における情報化	20
5	交通施設の整備、交通手段の確保	22
6	生活環境の整備	24
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上・増進	26
8	医療の確保	29
9	教育の振興	30
10	集落の整備	32
11	地域文化の振興等	33
12	再生可能エネルギーの利用の促進	35
13	その他	36

## 1 基本的な事項

### (1) 飯田市の概況

#### ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

##### ○飯田市全域

###### 〔自然的条件〕

当市は、日本の中央、長野県の最南端に位置し、東に南アルプス、西に中央アルプスがそびえ、南北に天竜川が貫く日本一の谷地形が広がり、市の面積の658.66km<sup>2</sup>のうち森林面積は555.97km<sup>2</sup>(約84%)にのぼり、豊かな自然と優れた景観、四季の変化に富み、動植物の南北限という気候風土に恵まれています。

天竜川最下流部から南アルプスの聖岳まで標高差2,700mを超える国内最大級の谷地形の中に、何段にも形成された段丘や、日本で一番長い断層である中央構造線が刻んだ遠山谷等があり、国内でも有数の変化に富んだ地形です。気候は内陸性の気候で、年平均気温が摂氏13.1度、年間降水量は1,688mm、日照時間が2,074時間(1991～2020年気象庁)となっており、冬季の降水量が少なく、昼夜の気温差が大きいのが特徴です。

###### 〔歴史的条件〕

明治22年(1889年)に飯田町として町制を敷き、昭和12年(1937年)4月1日には上飯田町と合併し、飯田市として新しく発足しました。以来、昭和31年(1956年)9月30日には座光寺村、松尾村、竜丘村、伊賀良村、山本村、三穂村及び下久堅村の7村と合併、昭和36年(1961年)3月31日に川路村と合併、昭和39年(1964年)3月31日に龍江村、千代村及び上久堅村の3村と合併、昭和59年(1984年)12月1日に鼎町と合併、平成5年(1993年)7月1日に上郷町と合併、そして平成17年(2005年)10月1日に上村及び南信濃村の2村と合併しました。

市域の総面積658.66km<sup>2</sup>のうち、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」(令和3年法律第19号。以下「法」といいます。)第3条の規定により過疎地域とみなされる上村地区が126.50km<sup>2</sup>、南信濃地区が206.85km<sup>2</sup>で、市域全体の約半分を占めています。

上村・南信濃地区(以下「2地区」といいます。)は、信州三大秘境や日本の秘境100選のひとつに数えられている「遠山郷」として、文化や歴史的にもつながりの深い地域となっています。

###### 〔社会的・経済的諸条件〕

古くは東山道や三州街道の要衝として発展、昭和12年(1937年)には飯田線が全線開通し、地域経済の基盤を支えてきました。昭和57年(1982年)に中央自動車道が全線開通すると、首都圏への所要時間が大幅に短縮され地域経済の発展に大きな影響を与えました。さらに、平成20年(2008年)には三遠南信自動車道飯田山本インターから天龍峡インター間、次いで令和元年度(2019年度)には、天龍峡インターから飯田上久堅・喬木富田インター間の供用が開始され、名勝天龍峡の活性化と飯田下伊那地域全域の利便性の向上に寄与しています。将来的にリニア中央新幹線の開業を予定し、三遠南信自動車道も全線開通に向けて着実に工事が進められている状況にあることから、長野県の南の玄関口として、交流人口の増に向けた取組に着手しています。

一方で、高度経済成長期の都市部への人口流出、その後の出生率の低下等、複合的な要因により、地域の少子化・高齢化が進行する中、市の総合計画「いいだ未来デザイン2028」では、キャッチフレーズを「合言葉はムトス 誰もが主役 飯田未来舞台」として掲げ、分権型社会や人口減少社会の到来により、社会構造が大きく変化する中で、まちづくりへの意思や意欲を表す言葉である「ムトス」の精神を大切にしながら、8つの目指すまちの姿を定め、活気のある明るく住みよい地域づくりへの取組を進めています。

さらに、住民の生活圈や経済圏が拡大している今日において、地域活性化には圏域全体の取組が重要であるという考えから、平成21年(2009年)3月に国の「定住自立圏構想」に則り、飯田下伊那を圏域とする定住自立圏の「中心市宣言」を行い、同年7月には全国に先駆け、各町村と「定住自立圏形成協定」を締結しました。現在、この協定に基づき、構成市町村がそれぞれの特色を生かし、圏域全体として、安心して定住できる魅力ある地域づくりに取り組んでいます。

また、当市では、平成9年(1997年)に、地球環境の保全に関する施策を講じ環境の保全に関する国際協力の推進に努めることを定めた「飯田市環境基本条例」を施行し、平成19年(2007年)には、「環境文化都市宣言」を行い、市民、事業者、行政等、多様な主体の積極的な参加と行動とによって人も自然も輝く個性ある飯田市を築くことを誓いました。平成21年(2009年)には、国から

「環境モデル都市」に選定され、以来温室効果ガスの大幅な削減目標を掲げた取組を全国に先駆けて行ってきました。

令和3年(2021年)3月19日には、市民の代表である飯田市議会、事業者の代表である飯田商工会議所との三者共同で、環境文化都市宣言に基づき、令和32年(2050年)までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指し、それを実現するための市民生活、事業活動、行政施策等を、市民、事業者、行政等が協働して地域ぐるみで力強く進めていくことを誓い合い、「2050年いいだゼロカーボンシティ宣言」を行い、環境を軸とした地域づくりを進めています。

## ○上村地区

### 【自然的条件】

市中心部から東端に位置し、面積の98%は山林原野であり、東は南アルプスの兎岳・大沢岳をもって静岡県静岡市に、北は下伊那郡大鹿村に、南は南信濃地区に西は伊那山脈をもって上久堅地区及び千代地区並びに下伊那郡喬木村に接しています。

地区の最北端を源に流れ下る上村川は、地区の中央部を南北に縦断する中央構造線沿いに南下し、伊那山脈と南アルプスの山峡で渓谷をなしています。

地形は極めて厳しく、急斜面に耕地が広がる山里には、日本のチロルと呼ばれる「下栗」集落のほか、わずかな平坦地に「程野」、「中郷」、「上町」の集落があります。

### 【歴史的条件】

明治8年(1875年)に遠山村に合併、同18年(1885年)和田村外4か村の連合体となり、明治22年(1889年)町村制実施とともに和田村外4か村組合として永く続きましたが、昭和22年(1947年)地方自治法の施行とともに上村として独立し、平成17年(2005年)10月1日に飯田市と合併しました。

### 【社会的・経済的諸条件】

日本百名山に数えられる聖岳、光岳を擁する南アルプスを眼前にした雄大な眺望を誇る「しらびそ高原」、急斜面に耕地が広がる山里の素朴な景観が魅力であるため日本のチロルと呼ばれる「下栗の里」等、自然景観、森林資源、水資源等、大自然の恵みと、貴重な民俗文化を生かした観光振興や林業振興を推進してきました。また、平成22年(2010年)に国際学会誌「隕石と惑星の科学」に論文が掲載された「御池山隕石クレーター」は、学術的に貴重な日本初の隕石クレーターとして地域の知名度向上や誘客が期待されています。さらに、南アルプスがユネスコエコパーク及びジオパークに登録される等、地域資源の複合的な有効活用が期待されています。

平成6年(1994年)3月には、隣村の下伊那郡喬木村と上村地区最北の程野集落を結ぶ矢筈トンネルが供用開始となりました。市街地への時間短縮と冬期間等の安全な通行が確保され、産業物資の運搬及び観光客の増加に大きく寄与しています。地区の中心を南北に流れる上村川に沿って走る国道152号も、三遠南信自動車道の現道活用区間として改良が進み、地域住民の利便性の向上と、観光や林業等、産業の効率化に期待が持てる状況となってきましたが、現在工事中の区間も合わせて「命を繋ぐ道」として、早期全線開通を切望しています。

一方で、隣村の下伊那郡大鹿村へは、国道152号が未開通になっていることと合わせ、代替路線である市道も令和2年7月の災害により通行不能となっており、両路線とも広域的な観光事業の発展、地域経済圏の拡大のためにも早期の整備・復旧が求められています。

## ○南信濃地区

### 【自然的条件】

市中心部から南東に位置し、面積の97%は山林原野であり、北東は上村地区、北西は下伊那郡泰阜村、南西に下伊那郡天龍村、そして南東は静岡県浜松市及び静岡市に接しています。

南アルプスの兎岳、聖岳、光岳、南に熊伏岳、西に黒石岳といった山々が連なり、これらの山麓が遠山川及びその支流を挟んで複雑に起伏するV字状の谷を形づくっています。

遠山川流域のわずかな平坦地に地区の中心となる集落があり、これらを取り巻くように流域や比較的傾斜の緩やかな山腹に耕地がひらかれ、大きくは「和田」、「八重河内」、「南和田」、「木沢」の4地域に分かれています。

### 【歴史的条件】

明治8年(1875年)に、上村、木沢村、和田村及び八重河内村が統合され遠山村になりました

が、合併・分村の歴史をたどり、昭和35年（1960年）に南信濃村が誕生し、平成17年（2005年）10月1日に飯田市と合併しました。

### 〔社会的・経済的諸条件〕

古くは秋葉街道の要衝の宿場町として栄え、現在でも県境を接する静岡県から多くの観光客が訪れており、天然温泉「かぐらの湯」と、旧和田宿を中心とした観光振興を推進してきました。また、地区の中心地に「福祉の里」として特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、高齢者共同住宅等を整備するなど、福祉施策に力を入れてきました。

これからは、観光振興とともに、水資源のかん養をはじめ自然環境の形成や二酸化炭素の吸収源として地球温暖化対策にも大きな役割をもつ森林資源の保全と活用が重要です。

また、南アルプス南部の登山口であるという立地条件や、上田市を起点に静岡県浜松市に通じる国道152号、南信濃地区と下伊那郡天龍村や下伊那郡阿南町を結ぶ国道418号、また、三遠南信自動車道が通過する交通の要衝であることを生かし、信州の玄関口となる広域交流の拠点として地域の魅力を更に高めていくことが必要です。平成28年（2016年）に三遠南信自動車道の現道活用区間である和田工区が完成し、上村程野地区から南信濃八重河内地区まで二車線で結ばれることとなりました。令和5年（2023年）には現在工事中の静岡県浜松市を結ぶ青崩峠トンネル（仮称）が完成し、全線開通に向けた早期完成が望まれています。

## イ 上村地区・南信濃地区における過疎の状況

上村地区の国勢調査人口は、昭和55年（1980年）に1,164人でしたが、40年後となる令和2年（2020年）には351人（△69.8%）に減少しています。同じく南信濃地区では、3,278人が1,198人（△63.5%）に減少しています。林業を中心とした産業から地域外への就業への移行や、若者世代の流出による婚姻・出生数の減少等により、人口減少に歯止めがかからない状況です。

このような状況から、これまでの過疎対策としては、住民の暮らしに直結する道路や水道等の環境整備を行いつつ、豊かな自然環境や地理的空間の中での多様な居住・生活様式を実現する場として、地域の自立促進を図ってきました。

今後も、住民福祉の向上と持続可能な地域社会を実現するため、生活環境基盤の整備、公益的サービス及び就業機会の確保並びに農地及び山林の保全を進めるとともに、地域の特性を生かした文化及び自然環境の保全、継承に取り組むことで、持続的な地域づくりを行っていく必要があります。

当市では、出生率の低下に歯止めをかけるべく、安心して子育てのできる環境整備を重点に置いた子育て支援策を重点施策と位置付けてきましたが、今後は更に三遠南信地域や中京圏を中心に交流人口を増やすほか、移住・定住策の促進等、あらゆる施策を展開し、人口減少に一定の歯止めをかけていくことが重要となります。

また、地域住民自らが地域の将来像を描いた「地区基本構想」を定め地域が一丸となり新たな一歩を踏み出し、次世代につないでいく自治活動を進めています。

上村地区では「小さくともキラリと光る郷・かみむら」を将来像に掲げ、若者等が定住できる郷づくり、誰もが健やかに安心して暮らし続けられる郷づくり、自然と歴史を生かして伝統文化を育む郷づくりを目標としています。

南信濃地区の基本構想では、基本理念を「住んでも来てもよいところ～住む人が輝き、暮らしやすいと思える場所、訪れる人もここちよい場所～」と定め、キャッチフレーズを「ここで暮らす」とし、移住定住を軸に7つの基本目標に掲げ、地域としての活動を進めています。

2地区は、平成17年（2005年）10月に飯田市へ合併し20年が経過しましたが、共通する課題の解決に向けた検討や実践が進められる等、地区を越えた協働的な活動も展開されています。

## ウ 社会経済的発展の方向

林業等の衰退により、産業構造は第1次産業から第2次・第3次産業へ移行してきています。秋葉街道の宿場町であった時代背景から、旅館業や住民の生活に必要な様々な商業が営まれている一方で、後継者問題等の課題も顕在化してきています。また、南アルプスが創り出した急しゅんな地形から、平坦地が少なく、地形を生かした特産品のお茶栽培が行われてきましたが、遊休荒廃化が進み、先人たちが築き上げてきたこの地域ならではの景観にも影響が出始めています。

全国的な人口減少社会を迎え、少子高齢化が避けられない状況となっており、地域経済の縮小や雇用機会の減少、地域コミュニティの担い手不足、少子化に伴う保育園、学校の存続問題のほか、高

齢化に伴う社会保障費の増加や生活基盤の維持管理費の増加等、様々な課題が生じてきています。  
 このような状況の中、自然に恵まれた観光資源や伝統的な文化の宝庫としての地域の特徴を生かした地域振興を図るとともに、交流人口・関係人口の創出・拡大を入口とした移住・定住を更に推し進めることが必要となっています。

また、地域の活性化を図るための戦略を展開していくためには、その中核として活躍する人材の育成が重要です。このため、次世代を担う地域の若者の活躍の場を創出するとともに、外からの視点で地域おこし協力隊や移住者との交流を深め、持続可能な地域づくりに向け取組を行っていくことが必要です。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

### ア 人口の推移

直近の住民基本台帳を基にしたデータから分析を行うと、飯田市全体の高齢化率33.6%に対し、2地区の高齢化率は61.6%と、市内20地区の中で最も高くなっています。特に若者世代の流出による出生数の低下が著しく、保育園や小中学校の存続が危ぶまれています。

表1-1 (1) -ア 上村・南信濃地区 人口の推移 (国勢調査) 単位：人・%

区 分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	4,442	3,907	△12.0	2,761	△29.3	1,888	△31.6	1,549	△18.0
0歳～14歳	775	487	△37.2	239	△50.9	138	△42.3	90	△34.8
15歳～64歳	2,827	2,353	△16.8	1,223	△48.0	659	△46.1	514	△22.0
うち15歳～29歳(a)	524	326	△37.8	245	△24.8	89	△63.7	84	△5.6
65歳以上(b)	860	1,067	24.1	1,229	15.2	1,076	△12.4	938	△12.8
年齢不詳	—	—	—	—	—	15	—	7	—
(a)/総数 若年者比率	11.8	8.3	—	8.9	—	4.7	—	5.4	—
(b)/総数 高齢者比率	19.4	27.3	—	44.5	—	57.0	—	60.6	—

表1-1 (1) -イ 飯田市 (上村・南信濃地区含む) 人口の推移 (国勢調査) 単位：人・%

区 分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	113,907	114,309	0.4	108,624	△5.0	101,581	△6.5	98,164	△3.4
0歳～14歳	24,484	20,257	△17.3	16,052	△20.8	13,609	△15.2	12,373	△9.1
15歳～64歳	73,957	73,182	△1.0	64,143	△12.4	55,546	△13.4	52,701	△5.1
うち15歳～29歳(a)	19,976	19,156	△12.8	15,235	△20.5	12,162	△20.2	11,728	△3.6
65歳以上(b)	15,466	20,870	58.4	28,094	34.6	31,447	11.9	31,987	1.7
年齢不詳	—	—	—	335	—	979	—	1,103	—
(a)/総数 若年者比率	17.5	16.8	—	14.0	—	12.0	—	11.9	—
(b)/総数 高齢者比率	13.6	18.3	—	25.9	—	31.0	—	32.6	—

表1-1(1)-ウ 直近5年間の人口推移(住民基本台帳)

単位:人・%

区分	令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		令和7年	
	市全体	上村・南信濃地区								
総数	98,921	1,638	97,750	1,601	96,557	1,511	95,400	1,400	94,193	1,330
年少人口	12,448	90	12,135	83	11,732	65	11,361	54	11,017	52
人口比率	12.6	5.5	12.4	5.2	12.2	4.3	11.9	3.9	11.7	3.9
生産年齢人口	54,131	566	53,329	570	52,716	533	52,143	486	51,564	459
人口比率	54.7	34.6	54.6	35.6	54.6	35.3	54.7	34.7	54.7	34.5
老年人口	32,342	982	32,286	948	32,109	913	31,896	860	31,612	819
人口比率	32.7	60.0	33.0	59.2	33.3	60.4	33.4	61.4	33.6	61.6

※各年3月末現在

## イ 産業の推移と動向

2地区における令和2年(2020年)国勢調査による産業別人口の総数は658人となっており、昭和55年(1980年)から令和2年(2020年)までの40年間で、1,739人減少しています。

就業人口比率の推移では、昭和55年(1980年)から令和2年(2020年)までの40年間で、第1次産業が28.7%から9.9%へ、第2次産業も42.2%から29.5%へ低下していますが、第3次産業については、29.0%から60.6%へ上昇しています。

これら産業構造の変化は、これまでの過疎対策における観光振興や道路等のインフラ整備による効果によるものと推察されます。一方で人口減少や長期化した景気の低迷等から、事業所を取り巻く経営環境は厳しさを増し、また、従事者の高齢化や後継者不足等の問題が顕在化してきています。

表1-1(2)-ア 産業別人口の推移(上村・南信濃地区)

※国勢調査

単位:人・%

区分	昭和55年	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
純総数	2,397	2,323	△3.1	2,110	△9.2	1,824	△13.6	1,546	△15.2
第1次産業	687	560	△18.5	246	△56.1	278	13.0	88	△68.4
就業人口比率	28.7	24.1		11.7		15.2		5.7	
第2次産業	1,012	1,107	9.4	1,151	4.0	830	△27.9	722	△13.0
就業人口比率	42.2	47.7		54.6		45.5		46.7	
第3次産業	694	655	△5.6	712	8.7	715	0.4	735	2.8
就業人口比率	29.0	28.2		33.7		39.2		47.5	

区分	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
純総数	1,246	△19.4	1,027	△17.6	776	△24.4	658	△15.2
第1次産業	139	58.0	131	△5.8	66	△49.6	65	△1.5
就業人口比率	11.2		12.8		8.5		9.9	
第2次産業	397	△45.0	278	△30.0	225	△19.1	194	△13.8
就業人口比率	31.9		27.1		29.0		29.5	
第3次産業	708	△3.7	531	△25.0	468	△11.9	399	14.7
就業人口比率	56.8		51.7		60.3		60.6	

表1-1(2)-イ 産業別人口の推移(飯田市全域)

※国勢調査

単位:人・%

区分	昭和55年	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
純総数	59,948	60,838	1.5	61,421	1.0	61,582	0.3	60,530	△1.7
第1次産業 就業人口比率	11,610 20.7	10,051 17.9	△13.4	8,188 14.6	△18.6	7,581 13.5	△7.4	6,535 11.6	△13.8
第2次産業 就業人口比率	21,466 38.2	23,539 41.9	9.7	24,422 43.5	3.8	23,250 41.4	△4.8	22,233 39.6	△4.4
第3次産業 就業人口比率	26,853 47.8	27,209 48.4	1.3	28,748 51.2	5.7	30,694 54.6	6.8	31,703 56.4	3.3

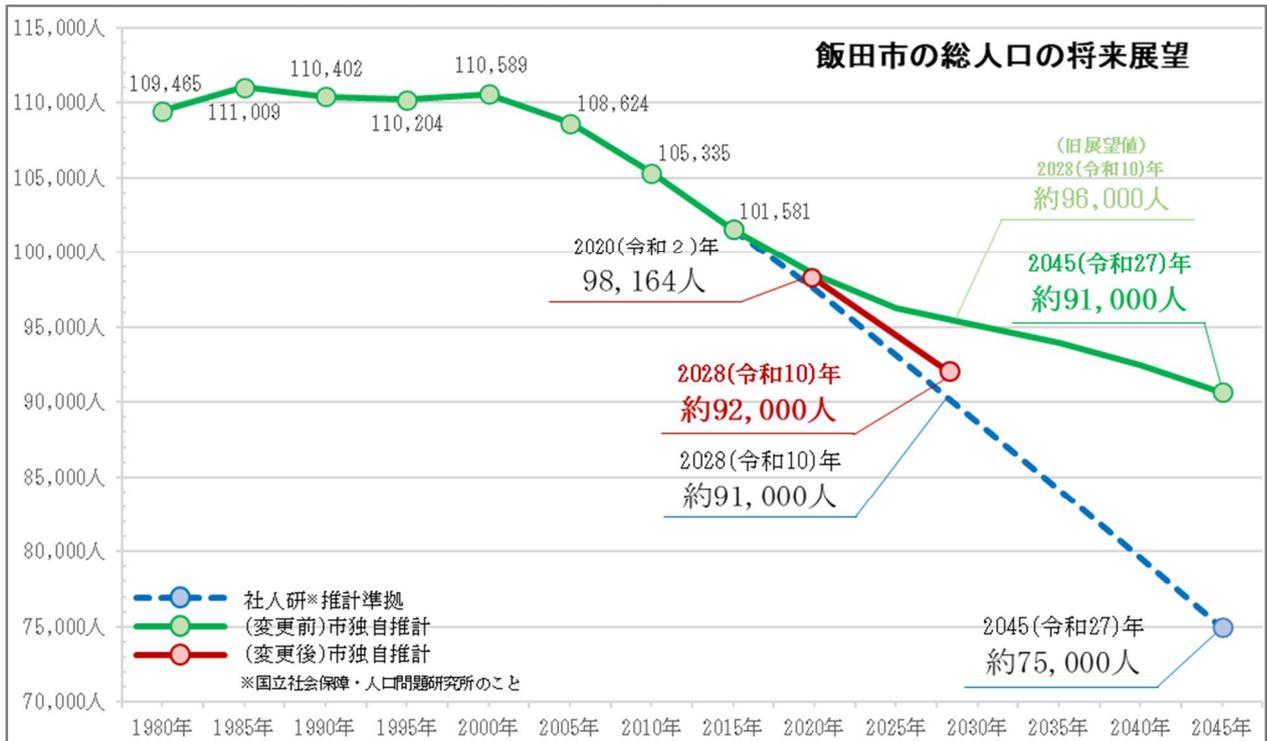
区分	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
純総数	58,036	△4.1	55,280	△4.8	52,685	△4.7	50,212	△4.7
第1次産業 就業人口比率	6,415 11.4	△1.8	4,837 8.6	△24.6	4,297 7.6	△11.2	4,217 8.4	△1.9
第2次産業 就業人口比率	19,682 35.0	△11.5	16,879 30.0	△14.2	16,518 29.4	△2.1	15,726 31.3	△4.8
第3次産業 就業人口比率	31,490 56.0	△0.7	30,313 53.9	△3.7	30,225 53.8	△0.3	30,269 60.3	0.1

※純総数及び就業人口比率は、分類不能の産業を含む。

## ウ 飯田市人口の将来展望

### ① 定住人口

社人研推計によると、飯田市の総人口は令和10年（2028年）に約91,000人、令和27年（2045年）に約75,000人になると推計されていますが、こどもを産み育てやすい環境をいかした若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる政策や、飯田独自のライフスタイルの提案による新たな人の流れづくり等に積極的に取り組み、令和10年（2028年）は約92,000人、令和27年（2045年）は約91,000人の人口を維持することを目指します。



### ② 交流人口

令和4年（2022年）の飯田市の休日滞在人口率（飯田市の国勢調査による対象人数に対する休日の14時に飯田市に滞在していた人数の割合）は1.05です。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により交流の仕方が多様化したこと、リニア中央新幹線の開通・開業時期が、予定されていない令和9年（2027年）から延期されたことから、休日滞在人口率を右肩上がりに上昇させることが困難な状況に鑑み、令和10年（2028年）には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の水準である1.10（令和元年（2019年）の休日滞在人口率）まで引き上げることを目指します。

#### 【休日滞在人口の推移及び目標値】

	これまでの推移						目標値
	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和10年 (2028年)
休日滞在人口率	1.12	1.11	1.10	1.09	1.08	1.05	1.10

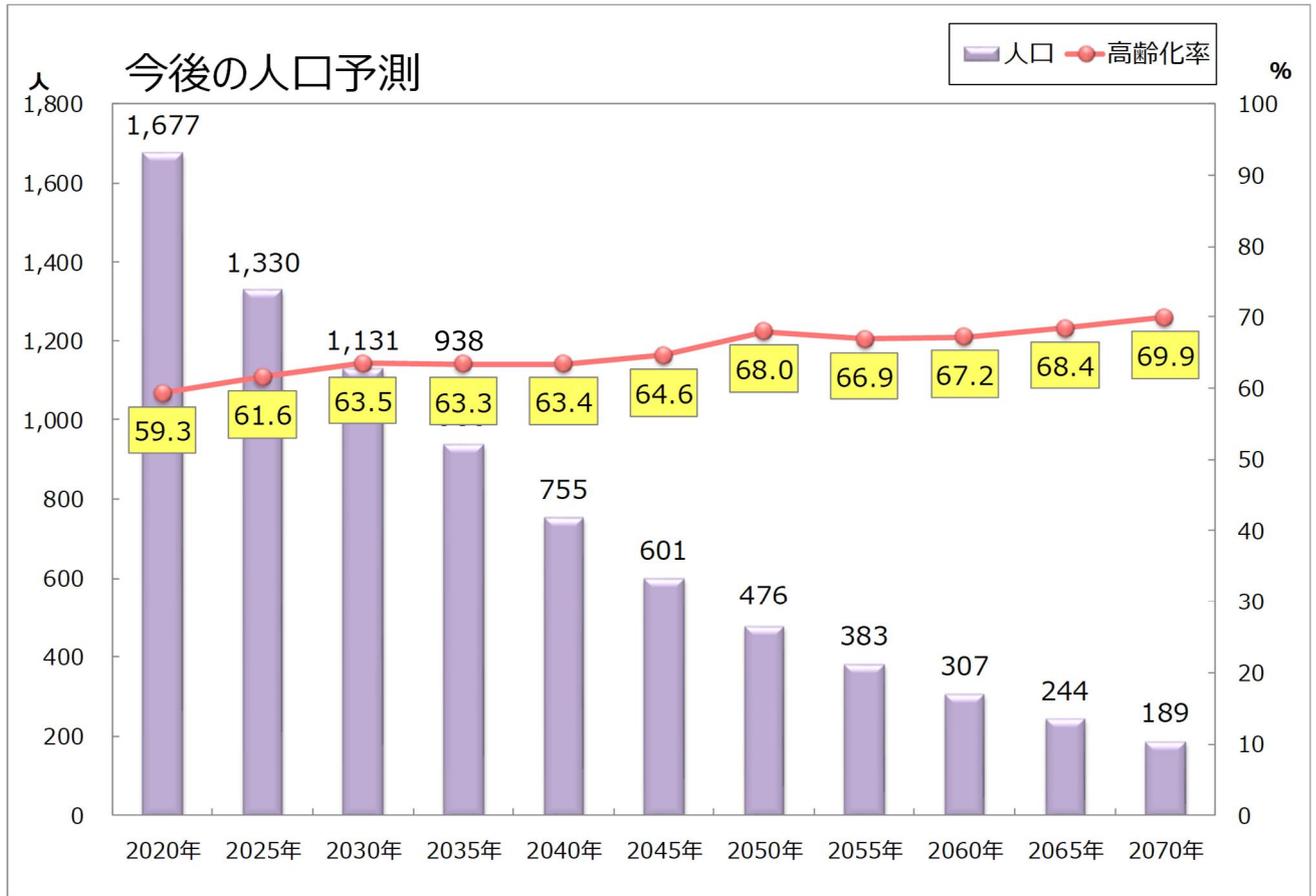
#### 【出典】 RESAS（地域経済分析システム）

※滞在人口：指定地域に、休日の指定時間（14時）に滞在していた15歳以上80歳未満の人の数の月平均を表す数値。RESASでは、株式会社NTTドコモ・株式会社ドコモ・インサイトマーケティング「モバイル空間統計」の数値で、算出には国内に居住する外国人も推計として含まれる。

※休日滞在人口率：指定地域の人口に対する、休日滞在人口の占める割合のこと。

ここでは、滞在人口÷2020年国勢調査における対象人口（15歳以上80歳未満の人口である72,813人）で算出した数値

エ 上村・南信濃地区における人口予想



※令和2年(2020年)4月及び令和7年(2025年)4月現在の住民基本台帳の数値を基にコーホート(同一年齢区分に属する出生者集団)法による人口推計を算出

### (3) 行財政の状況

2地区は、昭和45年(1970年)に「過疎地域対策緊急措置法」により過疎地域指定を受けて以降、主に過疎対策事業債を活用して上下水道、道路、難視聴対策ケーブルテレビ、デイサービスセンター、診療所等の社会基盤整備や、自立促進のための産業及び観光施設の整備を実施してきました。しかし、地理的、地形的条件により、特に道路、水道、防災施設等の基礎的な社会基盤の整備状況は市街地と比較して格差が大きい状況が続いています。

合併前の旧上村、南信濃村の財政状況は、村税等の自主財源に乏しく財政基盤はぜい弱でしたが、計画的な財政運営により、起債制限比率、経常収支比率等の指標はおおむね健全な範囲を保っていました。

当市全体の財政状況は、これまで行財政改革の取組を着実に進めてきた成果もあり、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」による指標やその他主要財政指標については健全な状況となっています。しかしながら、リニア中央新幹線や三遠南信自動車道の開通に向け、大規模なインフラ等の公共施設整備への投資が想定されるとともに、公共施設の老朽化が進み、更新・改修コストの増加が避けられない状況です。さらに、高齢化の進行による社会保障費の増大や、人口減少等に伴う市税収入の減等も財政を圧迫する要因として危惧されます。そのため、引き続き健全な行財政運営に努める必要があるとともに、予想される厳しい状況を打開するため、多様な主体の総合力によって市民生活の維持・充実を図っていくことが重要となっています。

表1-2(1) 財政の状況 (単位：千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	45,233,219	46,095,030	59,940,420
一般財源	27,593,751	28,449,450	27,811,428
国庫支出金	5,384,060	5,297,012	18,449,507
都道府県支出金	2,954,708	2,553,961	3,354,721
地方債	4,196,000	4,452,300	3,860,700
うち過疎対策事業債	132,500	125,400	131,700
その他	5,104,700	5,342,307	6,464,064
歳出総額 B	43,693,890	44,900,391	58,795,115
義務的経費	18,282,636	19,059,157	21,635,136
投資的経費	6,383,239	5,653,561	7,486,593
うち普通建設事業	6,144,004	5,507,068	6,506,489
その他	19,028,015	20,187,673	29,673,386
(過疎対策関連事業費)	(381,253)	(474,274)	(464,525)
歳入歳出差引額 C (A-B)	1,539,329	1,194,639	1,145,305
翌年度へ繰越すべき財源 D	378,531	147,180	363,848
実質収支 C-D	1,160,798	1,047,459	781,457
財政力指数	0.558	0.529	0.548
公債費負担比率(%)	15.4	14.8	14.1
実質公債費比率(%)	9.9	7.8	8.0
起債制限比率(%)	-	-	-
経常収支比率(%)	84.1	88.7	91.5
将来負担比率(%)	8.3	6.3	32.1
地方債現在高	40,085,111	44,197,491	41,224,239

表1-2 (2) -ア 上村・南信濃地区 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末
市 町 村 道			
改 良 率 (%)	4.6	44.3	52.0
舗 装 率 (%)	9.5	53.2	57.7
耕地1ha当たり農道延長 (m)	18.8	31.9	58.1
林野1ha当たり林道延長 (m)	3.5	1.6	3.7
水 道 普 及 率 (%)	73.9	80.8	80.1
水 洗 化 率 (%)	0.7	0.9	27.2
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	0.0	0.0	0.0

表1-2 (2) -イ 飯田市 (上村・南信濃地区含む) 主要公共施設等の整備状況

区 分	平成22年度末	令和2年度末
市 町 村 道		
改 良 率 (%)	46.5	50.99
舗 装 率 (%)	77.6	85.18
耕地1ha当たり農道延長 (m)	8.3	8.7
林野1ha当たり林道延長 (m)	4.0	4.0
水 道 普 及 率 (%)	98.7	99.2
水 洗 化 率 (%)	85.1	90.1
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	14.5	13.9

#### (4) 地域の持続的発展の基本方針

過疎地域においては、これまで生活、産業、交流、地域資源等、様々な分野に及ぶ取組が行われ一定の成果を上げてきました。しかしながら、高齢化の進行や少子化の影響による人口減少に歯止めがかからない状況です。

一方で、今後のリニア中央新幹線や三遠南信自動車道といった交通インフラの整備に伴い、移動時間が大幅に短縮されることにより、今までにない人の流れが生まれてくることが予想されます。

このため、人口減少の影響を最小限に留め、持続可能な地域づくりに向け、次の5つの柱を基本方針と定め、地域と行政の協働により様々な事業を効果的に展開するよう努めます。

##### ○住んでいる住民が誇りと愛着を持って住み続ける地域づくり

今住んでいる人が生き生きと暮らしていることは、地域外から訪れた人にとっても「関わり」を持ちたいといった思いにつながる要素を秘めています。そこに暮らす人々が地域に誇りと愛着を持ち続けられるような環境づくりと、地域内外の人と人とのつながりを高めていく取組を進めます。

また、今後も住み続けていくために必要な生活基盤・環境整備や、地域にある生活課題の解決に向けた取組を協働して進めます。

##### ○地域の営みを活かした起業(産業)の展開から拓がる地域づくり

この地域では、豊富な農林業資源を活用したグリーン・ツーリズム、エコ・ツーリズム等が展開され、地域内外の交流のきっかけや産業に結びつく取組が行われてきています。地域や集落の点検の中から交流の基となる暮らしを産業につなげる取組と、地域の特色を活かしたコミュニティビジネスに結びつける取組を進めます。

### ○地域の魅力と資源を活かして交流を促進し、関係人口を増やす地域づくり

この地域には、住んでいる人には当たり前と感じ、気づいていない潜在的な力を秘めています。地域に住む人たちが、地域の魅力に気づく取組と合わせ、地域外の人に何度も訪ねてもらうような交流を行い、関係人口を増やす取組を進めます。

### ○地域外からの移住者を増やし、ともに未来を拓く地域づくり

どのような人に来てほしいかといったイメージを地域の中で共有し、その様な層をターゲットにした交流を進めていくことが大切です。また、移住者をともに地域づくりを行う仲間として受け入れる意識づくりが必要です。これらを行うために、移住者と今住んでいる人を結ぶ、身近に相談できる人づくりを進めます。

### ○チャレンジから生まれる次世代につなぐ地域づくり

地域に住む人や地域団体、行政、地域とのつながりの中から関わりを持ってくださっている方、これから関係性をともに築ける可能性のある方等、いろいろな人が参加して地域課題に向き合うことで、今までよりたくさんの方の方法を試すことができます。歴史的にも経験したことのない人口減少社会において、可能性を拓くためのチャレンジを行う中では、様々な壁にぶつかる時もあります。これらの壁も多くの人に関わりの中で乗り越えながら、試行錯誤とチャレンジを繰り返し、次世代に地域をつなぐ取組を進めます。

## (5) 計画の位置づけ

長野県過疎地域持続的発展方針を基にし、令和3年度に定めた飯田市過疎地域持続的発展計画からの継続性を持った、いいだ未来デザイン2028における分野別計画の一つとして位置付けます。また、「第2次飯田市中心間地域振興計画」及び2地区における基本構想を具体化するものとして計画を推進します。

## (6) 地域の持続的発展のための基本目標

人口予想と2地区基本構想で目指す地域の人口ビジョン等から、定住人口目標を次のとおり定めます。

定住人口の目標		令和12年度（2030年度） (R13. 3. 31)
上村・南信濃 2地区の人口	推計	1,131人
	目標	1,170人以上

※推計：住民基本台帳を基にコーホート法による試算

※目標：2地区基本構想及び「20地区田舎へ還ろう戦略」の人口分析を参考に2地区と協議し設定

定住人口目標を達成するために、毎年各地区1組（夫婦＋子ども1人）の移住定住者の確保が必要となります。このため、移住定住者の増加目標を次のとおり定めます。

移住定住者の増加（目標）	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
上村・南信濃地区への 移住世帯数	2	2	2	2	2

## (7) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況については、総合計画「いいだ未来デザイン2028」の評価と同様とし、PDCAサイクルに基づいた効果検証や進捗管理を毎年行います。また、その結果について市ウェブサイトにて公表します。

## (8) 計画期間

計画期間は、令和8年(2026年)4月1日から令和13年(2031年)3月31日までの5か年間とします。

## (9) 公共施設等総合管理計画との整合

当市では、住民福祉の向上・地域コミュニティの形成、福祉・高齢者交流支援等、多様化する市民ニーズに対応するため、多くの公共施設等を整備してきました。これらの施設は、それぞれの目的に応じて活用されることにより、生活・産業の基盤施設としての役割を果たしています。

しかし、建物施設の7割が築30年以上を経過し、今後、老朽化に伴う更新・改修コストの増加が避けられない状況にあります。また、建物以外のインフラ施設等についても、施設の老朽化対策等、計画的な維持補修等が大きな課題となっています。

このような課題に対応するため、当市では、保有するすべての施設を対象に、公共施設等の適正管理及び有効活用の推進に努めることを定めた「飯田市公共施設等総合管理計画」を策定しています。

建物施設及びインフラ施設ともに、将来、保有する全ての施設を改修・更新することは、更新費用の推計からも大変厳しい状況です。計画に沿った長寿命化や管理運営の見直しによる施設の統廃合等を進めることにより、財政負担の軽減を図り、可能な限り次世代に負担を残さない効率的な公共施設等の維持管理の実現を目指す一方で、地域の課題に即した施設のあり方に基づき、複合化・多機能化も視野に入れた効果的な市民サービスの提供により、暮らしやすい地域づくりを実現していかなければなりません。

2地区においては、これまでの道路や上下水道、福祉施設、産業振興施設等の社会基盤の整備を進める中で、近年、耐震基準を満たさない施設の課題解決を中心に更新・改修等の対応を行っていますが、今後、建物施設及びインフラ施設ともに、施設の長寿命化対策を重点とした計画的な改修等の整備を実施していく必要があります。

これら2地区の公共施設等については、「飯田市公共施設等総合管理計画」を基本としつつ、本計画による基本方針を踏まえ、地域が主体的に考える場を設けて十分な意見交換を行いながら、課題に対応していくものとします。

## 2 移住・定住・二地域居住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

#### ア 移住・定住

- ・2地区の人口は、令和7年(2025年)3月末現在で、上村地区311人、南信濃地区1,019人であり、10年前より上村地区は△151人、南信濃地区は△582人と大きく減少しています。また、高齢化率は、上村地区61.1%、南信濃地区は61.7%と非常に高く、園児・児童数の減少や若者の流出により、将来の地域を支える担い手が減り、先人たちが培ってきた暮らしの知恵や文化が途絶えてしまう懸念があります。
- ・社会情勢の変化や多様なライフスタイルにより、地方暮らしへの関心が高まる中、移住相談は若年層を中心に増えているものの、仕事や住宅の確保が課題となっており、個々の移住者のニーズに寄り添ったきめ細やかな対応を、行政と地域が協働して行っていく必要があります。
- ・人口減少に伴う危機意識から、2地区のまちづくり委員会において、関係人口の創出・拡大を目的としたプログラムづくりや、移住・定住に向けた住民主体の組織が立ち上がり、持続的な地域づくりに向けた取組を実践しています。
- ・南信濃地区は、「長野県移住モデル地区」に認定され、「やまざと親子留学」等の教育移住をはじめとした住宅や仕事、暮らしの相談等、移住希望者に寄り添った地域住民によるサポート体制を整え、移住定住に向けて取り組んでいます。
- ・地域住民の主体的な公民館活動により、地域課題の解決に向けた様々な活動が行われています。また、この地域を将来につなげていきたいと願う若者世代が、地域内外の力を得ながら持続可能な地域づくりの実践を行っています。
- ・移住定住を進めていくためには、潜在する仕事の掘り起こしや空き家等の住宅資源の確保と活用が必要です。
- ・遠山郷学園の小学校の再編を踏まえ、2地区の地域住民が連携してこどもの育ちを支える意識の醸成が必要となっています。
- ・教育移住等を進めるにあたっては、地域と家庭・家庭同士の関係性を築くとともに、保護者の教育活動・地域活動への参画を検討・推進していく必要があります。

#### イ 交流

- ・上村地区では、4つの集落の暮らしや文化を地域住民が自ら調査しまとめた「上村の暮らしマニユアル」を作成し、移住者が地域の概要を知るツールとして活用しています。
- ・地域おこし協力隊が空き家を交流拠点として活用し、大豆から味噌を作る「味噌の輪プロジェクト」による関係人口創出につながる新たな交流プログラムが生まれています。
- ・南信濃地区では、移住定住につながる遠山郷ファンを増やす拠点づくりとして、地域おこし協力隊員がゲストハウス太陽堂を開業し、地元住民も気軽に足を運び交流拠点となっているほか、移住希望者等のゲストと接点をつくることで、関係人口の創出につながっています。
- ・少人数だからこそ実現可能な教育を目指し、保育園ショート留学、やまざと親子留学をスタートさせ、これまで33組(110名)の親子の受け入れを行いました。また、保育園ショート留学をきっかけに、長期的な滞在となる親子留学の受け入れにつながった取組も生まれています。

#### ウ 人材育成

- ・上村地区では下栗里の会、南信濃地区では木沢活性化委員会等、様々な団体が地域の振興に向けて活動しています。これらの活動は、地域を愛する人々により支えられており、特に観光振興を中心に活動を行っています。活動資金として、長野県地域発元気づくり支援金等を活用しながら事業を進めていますが、さらなる地域等との連携や支援が必要です。
- ・上村地区では、地域の若者や子育て世代が中心となって立ち上げた「遠山郷しぜんとあそぼうプロジェクト」による地域の魅力を伝えながら自分たちも学習していく取組や、南信濃地区では、地域おこし協力隊が地元の同世代の若者と共同企画し、地域をあげてのイベント「輪っしょい遠

山」を開催する等、交流による仲間づくりや地域づくり、地域資源を活用した取組等が生まれてきています。

- ・近年、U I ターンした若者たち自身が暮らしを楽しみながら、地域内外へ発信する取組が活発化しています。自然資源「川」を活用したラフティングや沢登りを体験できるプログラムを開発し、遠山郷探検隊として活動するなど、若者がこどもたちの健やかな成長を願って取り組む活動等を、公民館が関係者とのつなぎ役・補助役となり支援しています。

## (2) その対策

### ア 移住・定住

- ・地区が主体となり、地区の個性や魅力を発信することにより関係人口の創出・拡大と人口の安定化を図る「20地区田舎へ還ろう戦略」の取組を進め、移住・定住につなげます。
- ・2地区の民間施設を活用し、地区拠点として移住・定住の相談窓口を設置することにより、行政の移住相談と併せて、移住希望者が移住前に先輩移住者や地域住民とつながる機会をつくり、また移住後のサポート体制を整備します。
- ・2地区のまちづくり委員会等と協働し、求人情報や空き家情報を集約し、暮らしの魅力を発信することで、移住希望者の多様なニーズに応える相談体制を構築します。
- ・オンラインを活用した移住相談や情報発信を行うことで、遠方の方でも支障なく移住相談ができる環境をつくりまします。
- ・南信州広域連合や周辺町村と連携し、情報発信や移住推進に取り組むことで、南信州地域へ移住を希望する人への働きかけを強化します。
- ・利用可能な公営住宅や空き家の活用を促進し、若者世代やU I ターン者を含めた移住者向け住宅の改修や住環境の整備に対する支援を行い、地域の担い手の確保を進めます。
- ・地域単位で移住者を受け入れる気運の醸成と、この地域だからこそできるライフスタイルを分かりやすく発信し、移住者が地域の中に溶け込みやすい環境をつくりまします。
- ・上村地区の「つなぐチーム」や南信濃地区の「1500委員会」等の移住・定住を推進する住民組織と連携し、「保育園ショート留学」や「やまざと親子留学」等の教育移住の取組や、移住者のライフスタイルに合わせた環境づくりと支援を行います。
- ・「移住から定住」につながる取組を強化するとともに、住む人々が自分らしく楽しく暮らし、その思いがこども達や地域外へ伝わる地域を目指すことで、住みたいと思える新たな「定住からつながる移住」の視点による取組を進めます。
- ・地域に着目し、その価値や魅力に触れる学習活動、住民同士のつながりや共感を大切にした学習活動等、地域の特色を活かした住民主体の多様な学習や交流活動を推進します。
- ・三遠南信自動車道の全線開通を見据えた地域間交流による関係人口の創出を進めます。
- ・地域が目指す姿の実現に向けて行動できる人材育成を、2地区の公民館で進めます。
- ・遠山郷フォーラム等、様々な機会に地域住民が連携してこどもの育ちを支える意識の醸成を図ります。
- ・こどもの見守り講座を合同で展開する等、こども同士の地区を越えたつながりを深めるとともに、子育て環境の充実をはじめ持続可能な地区のあり方を社会教育機関である2地区の公民館が中心となり、地域内外の知見を得ながら幅広い年代による地域学習を進めます。

### イ 交流

- ・体験プログラム「遠山郷しぜんとあそぼう」を活用し、地域外との交流を進め、関係人口を創出・拡大します。また、地域に思いを持った若者を対象に、地域の暮らしの情報発信や豊富な森林資源を活用した取組への継続した支援を行い、地域内外の人々が交流できる拠点づくりを進めます。
- ・地域おこし協力隊の制度を活用し、地域資源を活用した事業や移住・定住を推進する事業等、地域の課題解決や地域振興に向けた取組を進めます。

### ウ 人材育成

- ・公民館活動を通じた学びと実践により、将来の地域の担い手や地域に誇りと愛着を持つ人材を育成します。

- ・現在活動している団体の取組を支援しながら、新たなニーズにより活動する団体の立ち上げを支援し、またこれら団体間の交流を行い、活力ある地域づくりを進めます。

### (3) 計画

#### 事業計画 令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
移住・定住・二地域居住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	中山間地域の振興	まちづくり委員会	上・南
		中山間地域振興事業	〃	〃
		過疎地域定住促進事業	市	〃
		近居・同居支援事業	〃	〃
		各種振興事業への助成	市・まちづくり委員会	〃
		住まいの確保支援事業	市	〃
		市営住宅等改修整備	市・まちづくり委員会	2地区
		移住推進事業(官民一体)	〃	〃
		移住定住情報発信	〃	〃
	(2) 地域間交流	地域おこし協力隊の導入	〃	上・南
		20地区田舎へ還ろう戦略	〃	2地区
		関係人口の創出・拡大	〃	〃
		集落支援員の導入	〃	上・南
	(3) 人材育成	地域学習の推進	市・まちづくり委員会	2地区
		人材の育成	・公民館	

(注) 備考欄に「上村」とあるのは上村地区、「南信濃」とあるのは南信濃地区を対象とした事業、「上・南」とあるのは同内容の事業を上村・南信濃地区で実施する事業、「2地区」とあるのは上村地区及び南信濃地区を対象に一体的に実施する事業を示す(以下同じ)。

### 3 産業・観光の振興

#### (1) 現況と問題点

##### ア 全産業に共通した担い手不足

2地区の人口は、年々減少傾向にあり、高齢化率は61.6%（住民基本台帳 令和7年（2025年）3月末現在）と非常に高い水準になっています。過疎地域の振興には、産業分野における将来を支える担い手の確保と、DX化（デジタル技術の活用による効率化や新しい価値の創造）が必要です。

##### イ 製造業等

過疎地域における諸課題に対し、地域外からの企業誘致による地域活性化への期待はあるものの、2地区においては、工場等の立地に必要となるまとまった一団の土地や労働力の確保が困難な状況です。一方で、ライフスタイルや価値観に合わせて勤務場所等を柔軟に選択できる多様な働き方が定着してきています。

製造業等の地元企業の留置、企業の人材不足等の課題解決につながる企業・オフィス誘致に取り組んでいく必要があります。

##### ウ 観光業

三遠南信自動車道の開通を見据え、信州の南の玄関口となる道の駅遠山郷を核とした戦略的な観光振興及び地域振興への取組が重要となります。中でも、南アルプスエコ登山やしらびそ高原を中心とした山岳高原観光等、新たな遠山郷の魅力を発信して誘客を促進し交流人口から関係人口の増加を図る必要があります。

遠山郷の観光関連施設の多くは、建設から20年以上が経過し、老朽化による大掛かりな改修が必要となっています。「遠山郷観光振興ビジョン・戦略計画」に基づき、道の駅遠山郷、しらびそ高原、下栗の里の3つの拠点を軸にして、観光施設の集約化・多機能化を図るとともに、施設の老朽化等により本来の機能が発揮できなくなった施設や当初の目的・役割を果たした施設は、用途変更や機能集約、また除却等について検討を進めていく必要があります。

2地区には、南アルプスユネスコエコパーク、南アルプス（中央構造線エリア）ジオパークに登録・認定されており、世界的に価値のある自然や文化があります。今後、三遠南信自動車道の全線開通及びリニア中央新幹線が開通し、観光需要が増大すれば遠山郷を訪れる人の増加が見込まれるため、観光振興・地域振興に活かすチャンスと捉え、遠山郷の価値を地域内外へ周知していく必要があります。

##### エ 農業

- ・肥沃な土地と冷涼な気候、良好な排水条件を備えていますが、地形的に大規模化や機械化は難しいのが現状です。
- ・高齢化や人口減少が進む中で、「下栗芋」「中根うり」等、伝統野菜の生産基盤であり、景観上の重要な要素でもある農地を維持・活用する取組が必要です。
- ・茶の栽培が盛んでしたが、近年放置されている茶畑も増加しています。
- ・ニホンジカ等の野生鳥獣被害による耕作意欲の低下や、高齢化に伴う遊休農地や耕作放棄地が増加しています。

##### オ 林業

遠山スギなど、地域の持つ豊富な木材資源を活用するため、林産物加工施設（製材工場）を中心として振興に努めてきました。しかしながら、施設が閉鎖となり、現在は貯木場としての利用にとどまっています。森林整備においては、分収造林契約による実施もありますが、更に進める必要があります。木材価格の低迷から、積極的な木材搬出はされていませんが、今後国産木材の利用が見込まれており、地域資源として活用できるよう準備を進めていく必要があります。

##### カ 商業

秋葉街道の沿線の拠点として栄えた歴史的経緯から、旅館業をはじめ飲食業、小売業等の事業者

が住民の暮らしを支えています。飯田商工会議所遠山郷支部には、約80の事業者が加盟しており、地域活性化に向けた取組や県境を越えた商工団体や住民の交流事業等が行われています。しかしながら、高齢化に伴う担い手不足や施設の老朽化、事業承継等が課題となっており、商業が衰退することによる今後の住民生活への影響が懸念されます。

## (2) その対策

### ア 担い手確保等に向けた取組の促進

広大な面積を有する2地区の山林を生かした林業振興と、日本の原風景を残す「遠山郷」の豊かな自然を生かした観光振興を中心に、地域活性化を図る戦略が必要です。

全産業に共通する課題となっている担い手確保においては、移住・定住促進策と並走し、取り組んでいきます。

また、様々な産業分野において、周辺町村や関係団体と連携を図り、圏域全体の産業振興に向けた取組を推進します。

### イ 製造業等

- ・上村地区にある産業用地への企業誘致活動に取り組んでいきます。
- ・人口減少を背景とした様々な地域課題に対して、地域との共創、企業のDX化の推進等に関心のある情報サービス業等のサテライトオフィス開設の取組を支援していきます。

### ウ 観光業

- ・遠山郷観光振興ビジョン・戦略計画の着実な推進が重要となり、遠山郷観光協会をはじめとする関係団体等との連携・協働をより強化し、南アルプスの魅力発信や登山口までの二次交通の運行構築等エコ登山の認知度向上と更なる推進のほか、しらびそ高原を中心とした遠山郷の星空観光のブランド力強化やジビエの活用等、新たな魅力発信により誘客を促進するとともに、遠山郷が旅の目的地となるよう滞在交流型観光を推進します。
- ・観光客の安全安心の確保、満足度及び利便性を向上するため、法令等を遵守した継続的な維持管理、老朽化を踏まえた計画的な改修及び予防保全型の改修を進めます。また、道の駅遠山郷、しらびそ高原、下栗の里の3つの拠点を軸とした施設の集約化や多機能化を更に推進するとともに、施設の今後のあり方について、指定管理者や地域の関係団体と引き続き協議を進めていきます。
- ・観光資源の新たな発掘と磨き上げ、地域の担い手の強化による観光産業・観光地としての競争力の向上を図るとともに、平成26年(2014年)に認定された南アルプスユネスコエコパーク、南アルプス(中央構造線エリア)ジオパークとしての活用を図るための環境整備を、各種団体や関係機関と協働して進めていきます。また、遠山郷ならではの自然や文化等の魅力を発信し、さらには、遠山郷の星空観光のブランド力を強化するため、星空保護区の認定に向けた取組やジビエを活用した食の提供・商品開発など、新たな魅力づくりによる誘客促進を図り、都市部の住民との交流・つながりを促進し、交流人口や関係人口の創出・拡大を目指していきます。

### エ 農業

- ・下栗応援団やプロジェクト等、地域外との交流事業による農作業を通じて農地を守っていきます。
- ・「下栗芋」「中根うり」等の伝統野菜の生産を維持していきます。また、移住者や新規就農者等が取り組みやすい新規作物を導入して農業の振興を図ります。
- ・茶の生産は、景観維持の観点からも民間の茶工場を中心に生産を継続していきます。また、市内の和菓子店での活用等の可能性を探っていきます。
- ・野生鳥獣の個体数調整や農地への鳥獣の侵入防止対策を支援し、農家の営農意欲の維持や耕作放棄地増加の抑止、景観の維持を行います。
- ・リニューアルオープンした道の駅遠山郷を活用した特産物の販路拡大を図ります。

### オ 林業

- ・良質な木材生産に必要な間伐や下刈り、枝打ち等を積極的に推進するための森林経営計画の策定と林業従事者の育成を進めます。

- ・木材の搬出コストを抑えるための間伐作業用道路網の整備を実施するとともに、豊川水源基金による整備や分収造林契約に基づく整備を継続して実施します。

## カ 商業

- ・移住・定住の推進による担い手の確保や、起業家等を応援するための空き住宅・空き店舗の活用に対する支援を行い、住民の暮らしを支える商業振興に取り組みます。
- ・飯田商工会議所遠山郷支部が行う地域活性化に向けた取組を支援します。
- ・ガソリンスタンド等、住民の生活に大きく影響する商業施設の改修に向けた取組を支援します。

## (3) 計画

### 事業計画 令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)

持続的发展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
産業・観光の振興	(1) 基盤整備	農業		
		農作物被害対策	市	上・南
		駆除対策(報奨金)	〃	〃
		鳥獣害防止柵設置		
		農村活力の推進		
	(2) 地場産業の振興	応援団への支援	地区団体	上村
		農林業体験施設等整備	市	〃
		林業		
		間伐促進対策	組合ほか	上・南
		民有林間伐		
(3) 企業誘致の促進	森林造成			
	民有林下刈り・枝打ち・作業道開設	〃	〃	
	お茶振興	市・農協・地区団体	2地区	
	担い手確保	〃	〃	
	モデル圃場の活用	〃	〃	
	販路・需要拡大	〃	〃	
	生産・加工・流通施設改修整備	〃	〃	
	サテライトオフィス等開設支援	市	上・南	

産業・観光の振興	(4) 観光又はレクリエーション	遠山郷観光振興ビジョン・戦略計画の推進 (※)	市・関係団体	2 地区
		登山口までの二次交通の運行構築 (拠点整備ほか) 星空保護区認定に向けた取り組み 南アルプスユネスコエコパーク、南アルプス (中央構造線エリア) ジオパークの活用 (環境整備ほか)	〃	〃
	(5) その他	観光施設改修整備 (※) 道の駅遠山郷施設改修整備 その他観光施設改修整備	〃 〃	南信濃 上・南
		遠山郷観光事業推進 各種イベントへの支援	遠山郷観光協会	〃
		施設管理運営 (※) 運営支援 商業施設の改修・整備支援	市・指定管理者 市	2 地区 〃

計画中※印は過疎地域持続的発展特別事業を含む。

(過疎地域持続的発展特別事業補足)

東海方面から信州に入る南の玄関口として重要な観光拠点となる施設を、効率的かつ効果的な維持修繕による長寿命化や、適正な管理運営を行うことで、地域の魅力発信による都市部とのつながりや交流人口、関係人口の創出・拡大を目指す。

#### (4) - 1 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
上村・南信濃地区	製造業 情報サービス業等 農林水産物等販売業 (体験を含む) 旅館業	令和8年 (2026年) 4月1日 ～ 令和13年 (2031年) 3月31日	

#### (4) - 2 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記 (2) その対策、(3) 計画のとおり

## 4 地域における情報化

### (1) 現況と問題点

#### ア ケーブルテレビ等通信施設

複雑な地形により難視聴地域が存在し、地域のデジタル化を進める上で大きな課題となっています。

令和7年度(2025年度)末をもって市のケーブルテレビ事業が民間へ移行した後も、行政情報、地域情報及び防災情報といった暮らしにかかわる情報を、誰もがいつでも取得できる環境の確保・維持が必要です。

#### イ その他通信施設の整備

- ・通信インフラの整備は、地域住民の生活だけでなく山岳観光振興においても重要です。特に登山道等における携帯電話不感エリアの存在は、登山者の安全確保等の障害となっています。
- ・災害情報伝達手段の要として令和4年度(2022年度)にデジタル化した防災行政無線の維持管理を行うとともに、主な不具合の原因となっている落雷への対策を行う必要があります。また、この地域は、コミュニティFMの受信環境が安定していないため、中継局の整備を通じて、放送波を安定的に届けることで、安全・安心な住環境の実現に寄与する必要があります。

#### ウ 住民生活の利便性の向上

デジタル化の進展により、地理的な条件にとらわれることなく、オンラインで必要な情報を速やかに入手し、行政手続等を行うことができる環境が整いつつあります。すべての地域住民がこの環境を有効活用できるよう、デジタル・リテラシーの向上を一層推進する必要があります。

### (2) その対策

#### ア ケーブルテレビ等通信施設

事業開始時には民間による情報通信網整備が困難な中山間地域(難視聴地域等)とされていましたが、情報通信技術の発達などの、社会情勢の変化に伴い、現在では民間事業者によりケーブルテレビ、インターネットサービスを受けられる環境が整えられています。引き続き、行政情報、地域情報及び防災情報といった暮らしにかかわる情報を、誰もがいつでも取得できる環境整備等に努めます。また、民間ケーブルテレビサービス移行に伴う利用者負担の激変緩和策として補助金を交付し、利用者の負担軽減を図ります。

#### イ その他通信施設の整備

- ・登山道等の非居住エリアにおいても、携帯電話事業者等への基地局整備要望や国や県の補助制度を活用した対策の実施、衛星通信等の代替手段の検討等の携帯電話不感エリア対策を推進します。
- ・防災行政無線関連設備、コミュニティFM中継局の保守点検を行い、防災行政無線中継局の落雷対策を実施します。

#### ウ 住民生活の利便性の向上

行政手続のオンライン化や各種決済のキャッシュレス化の取組を更に拡充します。また、こうしたデジタル化の恩恵をより多くの住民が享受できるよう、スマートフォン教室の開催等、地域住民がデジタル技術を効果的に活用できるよう取り組みます。

(3) 計画

事業計画 令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
地域における情報化	(1)電気通信施設等 情報化のための 施設	情報化施設整備 施設整備等	市・事業者	2地区
		その他 難視聴地域への支援	市	〃
		防災行政無線デジタル化整備・ 維持管理	〃	〃
		防災行政無線施設等 維持管理・修繕	〃	〃

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

#### ア 市道等

2地区の市道については、これまでも生活道路や産業振興のための幹線道路の整備を計画的に進めてきました。しかしながら、急しゅんな地形とぜい弱な地盤等の条件により、安全施設の整備も含め低い整備率となっています。また、集中豪雨災害によって、主要道路等の通行が断たれ、集落の孤立が発生するなど、防災対策の面からもぜい弱な地域です。

#### イ 林道

林道は、森林整備や木材搬出のほか、観光や市民の生活道路として多くの者に利用されている重要な路線です。しかし、急しゅんな地形や気象条件等により崩落や落石が度々発生し、通行車両に当たって破損させる事故が多数起きており、通行者の安全確保が優先課題となっています。

#### ウ 公共交通

2地区から市の中心部までは車で約1時間を要する距離がありますが、暮らしと産業を支え、活力ある地域の振興を図る上でも移動は欠かせません。地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域住民、特に自らの交通手段を持たない高齢者や通学する児童・生徒にとって必要不可欠な生活交通の確保・維持が必要です。

#### エ 高齢者の移動手段の確保

- ・高齢者は、先人たちから継承されてきたその地ならではの暮らし方のノウハウや伝統文化の継承といった分野において、今後の担い手育成にはなくてはならない存在です。しかしながら、公共交通がぜい弱な上、運転免許返納等による移動手段の減少により、社会参画を阻害し孤立化につながるものが危惧されます。
- ・地域の支え合いによる福祉有償移送サービス事業は、運転協力者である地域住民の高齢化により、安定した運営に課題があります。また、利用対象者は限定的であり、自家用車による移動手段がない場合には、買い物や通院、社会参加活動に不便を強いられています。

### (2) その対策

#### ア 市道等

交通施設の整備では、「人がつながり助け合い、社会基盤を強化して安全・安心なまちをつくる」、「リニア・三遠南信道時代に向けたまちの基盤をつくる」を目標に掲げ施策を展開しています。激甚化・頻発化する自然災害に備えるため、安全で安心な通行のための生活道路の改良並びに産業の振興に寄与する市道の改良を進めていきます。さらに、三遠南信自動車道、国道152号及び418号の整備促進を関係機関に強く働きかけていきます。

#### イ 林道

森林整備や保全管理上、必要不可欠な林道の開設、改良工事を行い、木材運搬の効率化や通行の安全確保を継続して実施します。また、老朽化した橋梁について補修工事を実施し、長寿命化と将来の架替えコストの縮減を図ります。

#### ウ 公共交通

公共交通の運行形態として、市街地までは路線バスで結び、地域内は乗合タクシーを運行します。また、児童や生徒、高齢者に寄り添った公共交通を確保・維持し、高校通学支援の乗合タクシーも併せて運行します。

## エ 高齢者の移動手段の確保

- ・高齢者が暮らしやすい地域づくりを目指し、運行ルートやダイヤ編成等、公共交通の利便性の向上を図ります。
- ・福祉有償移送サービス事業は、運転協力者の確保と育成や、車両の維持について支援します。また、その他の移動手段について検討します。

### (3) 計画

#### 事業計画 令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市道	市道改良整備、維持補修	県 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市	上村 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃
		市道上村1号線改良 (過疎代行)		
		市道上村3号線改良		
		市道上村4号線改良		
		市道上村25号線改良		
		市道上村150号線改良		
		市道上村155号線改良		
		市道南信濃11号線改良		
		市道南信濃12号線改良		
		市道南信濃132号線改良		
		市道南信濃142号線改良ほ		
		か		
		その他市道維持補修		
	その他市道改良	〃	〃	
	橋梁耐震整備、補修	〃	〃	
	上沢橋ほか			
	(2)林道	林道改良整備、維持補修(※)	市 市 市 市 市 市	上村 〃 南信濃 〃 上・南 〃
		赤石線改良		
		御池山線改良		
		高平線開設・舗装		
千遠線改良				
その他林道維持補修				
(3)道路整備機械等	除雪機械整備	市	上・南	
(4)その他	市民バス等運行(※)	市 市 市 市 社会福祉協議会	2地区 〃 〃 〃 2地区	
	路線バス・乗合タクシー			
	遠山地域高校通学支援運行			
	バス停の施設管理			
	福祉有償移送サービスの支援			

計画※印は過疎地域持続的発展特別事業を含む。

(過疎地域持続的発展特別事業補足)

2地区の林道は、森林造成や木材産業の基盤に加え、生活道路や観光道路の側面も有しており、安全確保は最優先となる。また、交通手段を持たない高齢者や学生等にとって地域公共交通の確保は重要である。本事業により、この地域で安心して暮らし続けていける環境づくりにつながる。

## 6 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### ア 水道

2地区の水道施設は、平成20年（2008年）3月に統合簡易水道の事業認可を受け、遠山簡易水道として事業運営を行っています。この簡易水道は、小規模な水道施設が山深い箇所にも数多く点在しています。

安全安心で良質な水道水を提供するため、限られた財源の中で必要に応じて施設等の修繕を行い維持管理に努めていますが、経年劣化等により施設の大規模な設備更新や水道管の布設替えの必要な箇所も、今後増大してきます。

また、この地域特有の急しゅんな地形とぜい弱な地盤は、近年の集中豪雨及び発生が予想される大地震による土砂崩落、落雷等の自然災害により各施設に甚大な影響を及ぼすことが懸念されます。

#### イ 下水道

和田地域の下水道施設は、特定環境保全公共下水道として平成11年（1999年）3月から供用を開始し、観光施設を代表する「かぐらの湯」や地域住民の汚水処理を行っています。また、集合処理区域以外の地域は、合併処理浄化槽により生活排水処理を行っています。

生活排水を適切に処理することで、SDGsに掲げる安全な水の提供や、静岡県浜松市を含めた流域市民の快適な生活環境の維持に寄与していますが、この地域特有の急しゅんな地形とぜい弱な地盤が、近年の集中豪雨及び発生が予想される大地震等の自然災害により各施設に甚大な影響を及ぼすことが懸念されます。

#### ウ 防災

2地区のまちづくり委員会を中心に、自主防災会が組織され、災害等における住民の体制が整っています。また地域住民が安心して暮らすため日頃より活動している消防団の役割は、非常に大きいものとなっていますが、少子高齢化に加え、若者の地元離れ等により、団員確保は年々厳しい状況となっています。

### (2) その対策

#### ア 水道

安全・安定給水の確保をするため、老朽化した施設については重要度の高い施設を優先し、改築や設備の更新を行うことで長寿命化を図ります。

また、上下水道耐震化計画により、配水池から避難所等の重要施設に接続する水道管の耐震化対策を優先して講じていきます。

将来の水需要を確認し、適切な規模の施設更新に努めます。

#### イ 下水道

和田処理区における下水処理施設の長寿命化については、飯田市下水道事業ストックマネジメント計画に基づき優先順位付けを行い、計画的に維持修繕を行っていきます。

また、近年増加している自然災害や地震への対応を遂行し、被災リスクの軽減を図り、被災した場合でも果たすべき機能を確保し、被害の最小化を図ります。

#### ウ 防災

防災体制に関しては、自主防災会が行う訓練や活動への支援の強化を行っていきます。また、大規模災害に備え、防災施設等の点検整備や、ハザードマップ等を活用した防災意識向上のための啓発活動等、地域に密着したきめ細かな啓発活動と必要な支援を行います。

(3) 計画

事業計画 令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
生活環境の整備	(1) 水道施設	簡易水道 遠山簡易水道施設整備 浄水場整備、改修 配水施設改修 水道管布設、布設替え	市	2 地区
	(2) 下水処理施設	和田浄化センター 施設改修 設備・機器更新 特殊車両整備等	市 // //	南信濃 // //
		その他 下水道管路施設 改修整備	市 //	南信濃
(3) 防災施設	防災倉庫、避難施設等の整備・改修	市・まちづくり	上・南	

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上・増進

### (1) 現況と問題点

#### ア 子育て環境の確保

飯田市では、家族構成や就労状況等、保育要件の有無にかかわらず、小学校就学前3年間の幼児教育を受けられるまちづくりを推進しています。

しかしながら、上村保育園及び和田保育園の園児数は減少しており、集団生活やこども同士が影響し育ち合う環境づくりが困難となっています。

#### イ 高齢者・障がい者の保健・福祉

- ・飯田市全体の高齢化率は令和7年(2025年)3月末現在で33.6%であり、全国平均(29.3%)を4.3ポイント上回っています。特に2地区においては61.6%と極めて高く、独居高齢者世帯及び高齢者世帯の割合も63.2%に達しており、過疎化と相まって深刻な状況にあります。このような状況下において、健康寿命の延伸、生涯現役を目指して、市民や地域が一体となって健康づくりや介護予防への取組が重要であり、地域の状況の応じた一般介護予防事業、介護予防事業等を展開する必要があります。
- ・2地区は総人口に比して広大な面積を有するため、フレイル予防に有効とされる「通いの場」等の地域資源が他地区に比べて少なく、また「通いの場」へアクセスするための移動手段の確保が課題となっています。
- ・人口減少や高齢化が進み、介護サービスを提供する人材の不足は深刻となっており、地区内の介護事業所へ従事可能な介護職員の定着等が喫緊の課題となっています。
- ・上村地区ではデイサービスセンター、上村ふれあいセンター、屋内ゲートボール場等を整備し、南信濃地区では特別養護老人ホーム、高齢者共同住宅等を集約した地域福祉拠点「福祉の里」を整備しましたが、いずれの施設も老朽化が進んでおり、今後の人口減少や利用者数の動向を踏まえた施設の統廃合も含め、施設のあり方を検討する必要があります。また、必要な施設については、計画的な維持管理と利用者の安全確保が課題となっています。
- ・災害のリスクが高い2地区では、道路寸断等による孤立集落の発生が懸念され、高齢者及び独居高齢者世帯における災害時の避難行動に支援を要する割合が高くなっています。上村地区のデイサービスセンター及び各施設では、要介護認定を受けた高齢者が日中利用しており、南信濃地区では特別養護老人ホームに要介護3以上の入所者約50名が常時居住し、隣接する高齢者共同住宅には約20名が入居しています。これらの施設利用者・入居者の多くは、自力での避難が困難な状況であり、迅速な避難誘導が喫緊の課題となっています。
- ・南信濃障害者等活動支援センターは、令和6年度(2024年度)から指定管理者を変更し、遠山地域の障がい者等の地域活動の支援を推進する意図を理解した管理運営が行われていますが、利用者数の増加には結びつかない状況です。
- ・上村福祉企業センター、南信濃福祉企業センターでは、利用者の定員割れが続いています。また、施設の老朽化が進んでおり、今後の維持管理に課題があります。

#### ウ 地域福祉の向上及び増進

- ・地域で生活する高齢者や障がいのある方の抱える課題は多岐にわたり、そのニーズも多種多様化しています。また、高齢者の社会参画・通いの場や交流の場が必要になると予想されます。
- ・高齢者や障がいのある方が今後も生きがいを持ち、暮らしていくために必要な支援を行う人材が不足しています。
- ・気候変動の影響と、災害が起こりやすい地形であることから、緊急時における災害弱者への対応と、有事を想定した日頃からの地域での支え合いが必要です。

## (2) その対策

### ア 子育て環境の確保

2地区の幼児教育・保育施設（上村保育園及び和田保育園）で取り組む「いいだ型自然保育」を広く情報発信し、自然豊かな上村地区又は南信濃地区で子育てをしたいと考える子育て世代の移住・定住を図ります。また、自然の豊かさを生かし、地域と協働した特色ある保育を目指し、E S Dにおける幼児教育・保育の実践やそれに伴う環境整備等に取り組めます。

### イ 高齢者・障がい者の保健・福祉

- ・「飯田市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」に基づき、高齢者が主体的に介護予防や認知症対策等の健康づくりに取り組むことができるような働きかけと支援を行います。また、介護人材の確保・育成に向けた研修会やU I ターン者の介護職への就労支援等に取り組めます。
- ・老朽化が進む福祉施設について、長寿命化計画に基づく計画的な改修・更新を実施していきます。
- ・高齢者、要介護者等、避難行動要支援者の把握と個別避難計画を策定し、施設職員の避難誘導訓練や福祉車両・避難用資機材等の整備による災害対策を講じます。
- ・広報及び情報発信により、南信濃障害者等活動支援センター、上村福祉企業センター、南信濃福祉企業センターをより多くの方々の利用につなげる取組、新たな生産活動の機会を提供する取組を行っていきます。今後、地域内での当該施設の周知が進み、施設の新規利用につなげることで、地域における障がい者等の拠点としての機能を高めていきます。

### ウ 地域福祉の向上及び増進

- ・高齢者や障がいのある方のニーズが多様化する中で、地域住民同士が交流する場づくり等、社会参画の機会を引き続き創出していきます。
- ・地域福祉コーディネーターの支援による日頃からの防災意識の向上と、有事を想定した支え合いの仕組みづくりを進めます。
- ・高齢者や障がいのある方が暮らしやすい環境づくりに向け、福祉有償移送サービスや地域のニーズに即した住民の移動手段の確保を検討します。

(3) 計画

事業計画 令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上・増進	(1) 児童福祉施設	保育園			
		子育て移住促進事業	市	2 地区	
		森のようちえん事業	〃	〃	
		一日保育体験事業	〃	〃	
		「いいだ型自然保育」推進事業	〃	〃	
	(2) 高齢者福祉施設	老人ホーム			
		特別養護老人ホーム遠山荘	市・指定管理者	南信濃	
		施設管理・改修整備			
		その他			
		上村ダイサービスセンター	〃	上村	
	(3) 障害者福祉施設	施設管理・改修整備			
		南信濃高齢者共同住宅	〃	南信濃	
		施設管理			
		南信濃ダイサービスセンター	市	〃	
		施設管理			
	(4) その他	地域活動支援センター			
南信濃障害者等活動支援センター施設管理		市・指定管理者	南信濃		
その他福祉施設					
南信濃福祉研修センター		市	南信濃		
施設管理・改修整備					
福祉企業センター		市	上・南		
施設管理・改修整備					
介護予防事業					
認知症予防教室ほか	市	2 地区			
(再掲)	高齢者等配食事業				
	在宅生活支援事業				
	生きがいデーサービス	市	2 地区		
	福祉有償移送サービスへの支援	市・社会福祉協議会	2 地区		

## 8 医療の確保

### (1) 現況と問題点

- ・上村地区では、市立へき地診療所と歯科診療所を設置・運営しています。歯科診療所は、民間団体へ運営を委託して週1日の診療を行っています。
- ・南信濃地区では、令和7年(2025年)5月に民間の内科診療所が閉院しましたが、同年6月には公設の国保診療所が開院しました。そのほか、歯科医院が2医院、接骨院等により地域医療が行われています。
- ・訪問看護や訪問リハビリ等の取組を進めていますが、将来に向けては、人材確保の課題を抱えています。

### (2) その対策

- ・市民一人ひとりが自分らしく満足できる生涯を送るため、「健康いいだ21(第三次)飯田市健康増進計画」等に基づき、予防接種、健康診断、健康教室等を通じて、生活習慣病等の対策を講じていきます。
- ・訪問看護の安定的な維持に努めるとともに、地域の支え合いを実践する住民と専門職とが連携できる態勢や機能を整えることにより、療養や介護が必要な方が、自宅や住み慣れた地域で生活を送り続けることができるための仕組みづくりや運営、施設整備を支援します。
- ・診療所及び歯科診療所の医療機器については、必要な医療機器の整備・更新を行います。
- ・地域住民が安心して暮らせるための医療の提供に向け、内科開業医、地域関係者及び行政が協働し、診療所の整備と運営を行っていきます。

### (3) 計画

#### 事業計画 令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
医療の確保	(1) 診療施設	診療所		
		診療所等の運営・改修・整備	市	2地区
		上村歯科診療所運営	〃	上村
		医療機器整備	〃	2地区
		訪問看護の運営・施設整備	〃	〃

## 9 教育の振興

### (1) 現況と問題点

- ・2地区では、人口構造の変化に伴い少子化が進み、地域内にある上村小学校、和田小学校及び遠山中学校の児童生徒数の減少が続いています。
- ・児童生徒数の減少は、限られた人間関係の中で、多様な意見や価値観等に触れる機会が少なくなり、運動会や音楽活動等の集団教育活動にも制約が生じるとともに、学校に配置される教職員数も減少する等、児童生徒の教育環境に影響してきます。
- ・一方で、上村小学校の単元内自由進度学習や和田小学校の児童の自立を促す見守り型支援の複式授業等の個別最適な学びの深化により、多様性を包摂する新たな学校づくりを先進的・モデル的に進めることができる等のメリットもあり、へき地の小規模校ならではのこうしたメリットを生かした教育活動を実践するための教育環境の整備を進めていく必要があります。
- ・特に、当該地域では、特色ある教育活動を目指し小中学校におけるユネスコスクールの取組やICT機器の整備、立教大学ESD研究所や東京農工大学をはじめとした高等教育機関の知見を生かしたESD活動を、地域と学校が協働して推進しています。
- ・平成29年度(2017年度)から上村小学校を小規模特認校に指定し地域外の児童の就学を認めています。また、令和7年度(2025年度)からは遠山中学校も小規模特認校に指定しました。さらに、令和4年度(2022年度)からは、南信濃地区が学校と連携し実施する「やまざと親子留学」の取組も進められる等、地域と教育行政が協働した教育移住の取組が進められています。
- ・南信濃地区の体育施設の多くは昭和50年代から60年代にかけて建設されており、経年経過による老朽化が進んでいます。少子高齢化と人口減少が進む飯田市において、特に南信濃地区はその傾向が顕著で深刻な状況であり、地域活性化の基盤として施設を維持していくことが必要となります。
- ・2地区では、地域住民による主体的な公民館活動やまちづくり活動が行われています。持続的な地域づくりを目指すためには、2地区が協働し、地域の将来について語り合い、実践していく場づくりが必要になります。

### (2) その対策

- ・上村小学校、和田小学校及び遠山中学校の3校を一つの「学園」と位置づけ、特色ある小中一貫教育を推進することで、児童生徒が生涯にわたって生き抜いていける力の基礎をこれまで以上にしっかりとそして豊かに育むことを目的とした「飯田学園構想」を推進します。
- ・学園地域の特色を生かした探究的な学びを小中一貫で実施する「飯田学園構想」の取組は、学園内の小中学校において、教職員、保護者や地域住民が一丸となって、児童生徒の学びを支えて行こうとする取組であり、これまで2地区が先進的に進めてきた特色ある教育活動による教育移住の推進と極めて親和性の高い取組です。引き続き、学校、保護者及び地域が連携し、高等教育機関の知見も活用しながら、学校や地域の特色を生かした教育活動を推進します。
- ・遠山郷学園内の上村小学校、和田小学校の2校を再編し、令和9年4月から小学校1校体制へ移行します。なお、再編後の小学校もこれまで同様に小規模特認校として指定するとともに、南信濃地区が実施する「やまざと親子留学」と連携して取組を進めます。
- ・多様性を包摂する学校を目指し、上村小学校の単元内自由進度学習、和田小学校の児童の自立を促す見守り型支援等、これまで両校が培ってきた良さに更に磨きをかけ、個々の児童に応じたきめ細やかな学習指導を行います。また、そのための人的資源の確保やICT環境をはじめとする学びの環境の整備を進めます。
- ・スクールバスを運行することで、遠距離につき徒歩による自力通学が困難な児童生徒の通学を支援します。
- ・遠山郷学園の小中学校に安全安心な学校給食を提供するとともに、地産地消への取組や食育を推進するため、学校給食施設の改修を行います。
- ・生涯にわたって安全・安心・快適に体育施設を利用できるような運用と環境を維持していくために、事後保全型から予防保全型の施設管理への転換など、先を見据えた整備を実施します。
- ・少子高齢化、人口減少が進行する中で、住民が将来にわたり生き生きと暮らし、また、地域課題を克服し発展につながる学習活動を支援します。

- ・地域住民やこの地域との関係性を持った皆さんとともに、地域の将来について語り合う場の創出を支援します。
- ・地域の持続性を確保するためには、次世代の育成が必要であり、現に2地区において若者の活動が動き始めています。公民館活動を通して、こうした若者の活動を受け入れ、皆で将来を考え合える地域づくり、若者を中心とした地域の将来の創り手、担い手、支え手づくりを、学習活動を通じて育みます。
- ・2地区合同でこどもの見守り講座を展開する等、こども同士の地区を越えたつながりを深めるとともに、地区が一丸となって喫緊の課題である子育て環境の充実をはじめ、持続可能な地域のあり方を社会教育機関である2地区の公民館が中心となり、地域内外の知見を得ながら幅広い年代による地域学習を進めます。
- ・「遠山の霜月祭」をはじめとする伝統芸能や特徴的な環境資源は2地区の魅力であると同時に暮らしに直結しています。三遠南信自動車道の全線開通やリニア中央新幹線の開業による外的要因を加味しつつ地域の将来像を考える学習活動を、地域像の実現に向けて行動できる人材育成を2地区の公民館で進めます。

### (3) 計画

#### 事業計画 令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
教育の振興	(1)学校教育関連 施設	学校施設 小学校施設改修・整備 学校給食施設改修・整備	市 〃	上 南信濃
		その他の施設 スクールバス(※) スクールバスの更新	市	上・南
		その他(※) スクールバス運行事業 小規模の豊かな教育環境 づくり事業	市 〃	上・南 2地区
	(2)集会施設・体育 施設等	公民館・集会施設 地域学習の推進 地域人材の育成 施設改修・整備	市・公民館 〃 〃 市	2地区 〃 〃 上・南
		体育施設 施設改修整備	市	南信濃

計画中※印は過疎地域持続的発展特別事業  
(過疎地域持続的発展特別事業補足)

南北に長い地域であることから、児童・生徒が徒歩による通学が困難な状況である。これら通学支援事業を行うことにより、この地域で安心して子育てができる環境につながる。また、職員等の人的資源の確保やICT導入等により、小規模の豊かな教育環境につながる。

## 10 集落の整備

### (1) 現況と問題点

#### ア 地域自治活動

2地区では、人口減少や高齢化が進み、地域の担い手となる人材が不足するなど、集落単位における地域社会の維持が困難な状況となっています。

一方で、社会経済情勢の変化や価値観の多様化に伴い、公共交通、医療、福祉、教育、子育て等の住民生活サービスや災害時における体制整備等、地域住民の要望は多様化・高度化してきています。これらの住民ニーズに対し、2地区のまちづくり委員会と協働して取組を進め、一定の成果を上げてきていますが、ニーズの多様化が役員の負担増となり、役員の担い手の問題につながっています。

#### イ 集落対策

2地区の集落は、地域住民の暮らしや居住の場であることはもとより、生産活動や交流の場として生活全般を支え、さらに地域の伝統文化である「遠山の霜月祭」等を維持しつつ、都市部で失われつつある豊かな自然や貴重な文化を連綿と引き継いできています。また、山林の保護により下流域の土砂災害防止など、公益的な役割を担っています。しかしながら、多くの集落では人口減少と高齢化により、集落機能を維持していくことが困難な状況となっています。

### (2) その対策

#### ア 地域自治活動

- ・少子高齢化、人口減少時代において地域自治を守り育むためには、全ての地域住民が主体的に活動し、地域に見合った事業を実施できる仕組みづくりを行う等、継続的に地域の暮らしと自治活動を運営していける体制の構築が必要です。このため、地域が内発的に発展することを目的に、地域課題の解決に向けた組織の立ち上げや運営への支援、多様な主体と連携した取組への支援等、地域と協働して、持続的な地域自治運営に向けた取組を進めます。
- ・地域おこし協力隊や集落支援員の導入により、住民による集落点検から課題解決に向けた取組を支援します。

#### イ 集落対策

- ・集落の活性化に向けて、地域全体の人口減少に歯止めをかけ、生活機能の再構築を図るため、まちづくり委員会が主体となり、市と連携しながら、福祉、子育て等の分野で地域の実情に即した地域振興策を実践します。
- ・まちづくり委員会と協働し、空き家の活用を図り、地域の担い手となる移住者の確保や地域内外の人の交流を進めます。

### (3) 計画

#### 事業計画 令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
集落の整備	(1)自主的・自発的 活動支援	集落の維持・活性化対策 中山間地域振興事業等 各種振興事業への助成	市・まちづくり委 員会	上・南
	(2)その他 (再掲) ( ) ( )	総合的な空き家対策の推進 住まいの確保支援事業 地域おこし協力隊の導入 集落支援員の導入	市 市・まちづくり委 員会 "	2地区 " 上・南 "

## 11 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

#### ア 地域伝統文化

2地区を代表する伝統芸能として、国の重要無形民俗文化財指定の「遠山の霜月祭」があります。この祭りは、旧暦霜月（12月）に夜を徹して開催されていた伝統を引き継ぎ、新暦12月、地区内の各神社で奉納されています。

しかしながら、2地区とも担い手の高齢化と後継者不足が大きな課題となっており、祭りが休止されている地区もあります。

近年では、地域外の方や女性が祭りに参加することへの解禁、新たな青年層を中心とした保存団体「木沢霜月祭野郎会」を結成するなど、担い手不足への対策を進めています。

令和4年（2022年）10月に「神楽」のユネスコ無形文化遺産登録を目指す「全国神楽継承・振興協議会」が設立され、2地区の保存会も会員として活動に参加しており、今後ますます関係機関との連携が必要となります。

#### イ 地域資源の活用

南アルプスユネスコエコパーク、南アルプス（中央構造線エリア）ジオパークに登録・認定されている遠山郷には、世界的に価値のある自然や文化があります。しかし、遠山郷がユネスコエコパークやジオパークに登録・認定されていることの認知度が低い状況です。今後、三遠南信自動車道の全線開通及びリニア中央新幹線の開通により、遠山郷を訪れる人の増加が見込まれるため、地域資源を生かしたエコ登山の普及等の観光振興や地域振興に向けた取組が必要です。

### (2) その対策

#### ア 地域伝統文化

- ・担い手や支え手の確保と育成支援を継続し、民俗芸能の調査研究を進めるとともに、その成果の情報発信を行います。
- ・南信州民俗芸能継承推進協議会及び南信州民俗芸能パートナー企業（令和7年（2025年）5月現在106社）との協働により、地域内外のつながりの中で民俗芸能継承の取組への協力、支援を行います。

#### イ 地域資源の活用

- ・観光資源の新たな発掘と磨き上げ、地域の担い手の強化による観光産業・観光地としての競争力の向上を図るとともに、平成26年（2014年）に認定された南アルプスユネスコエコパーク、南アルプス（中央構造線エリア）ジオパークとしての活用を図るための環境整備を各種団体や関係機関と協働して進めていきます。また、遠山郷ならではの自然や文化等の魅力を発信し、さらには、南アルプスの「エコ登山」等、新たな魅力づくりによる誘客促進を図り、都市部の住民との交流・つながりを促進し、交流人口や関係人口の創出・拡大を目指していきます。
- ・南アルプスユネスコエコパーク、南アルプス（中央構造線エリア）ジオパークの認知度向上と活用を図るため、庁内関係部署との連携強化や、エコパークジオパーク構成市町村やガイド等、各種団体と協働して事業の推進を図ります。

### (3) 計画

#### 事業計画 令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
地域文化の振興等	(1) 地域文化振興 施設等	その他 民俗芸能の保存 遠山霜月祭保存会への支 援	保存会	上・南
	(2) その他 (再掲)	南アルプスエコパーク・ジオ パークの活用(環境整備ほか)	市・関係団体	2地区

## 12 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 現況と問題点

当市では、平成8年(1996年)からの第4次基本構想・基本計画において目指す都市像として「環境文化都市」を掲げ、その取組の一環として、全国に先駆けて太陽光発電設備への設置補助を進めてきました。公共施設の屋根を活用して太陽光発電を行い、その発電量の全量を買取る飯田市型の「固定価格買取制度」を行うなど、日照時間2,000時間を超える地域の特性を生かした再生可能エネルギー普及制度を行ってきました。その結果、太陽光発電設備は全世帯の16.7%への普及(令和5年度(2023年度)末現在/補助金ベース)を達成しています。

また、中央アルプスと南アルプスに囲まれた急しゅんな地形と豊富な水量に恵まれており、現在までに9箇所の水力発電所が設置されています。

これらをはじめとした気候変動対策の成果として、最新の数値である令和2年(2021年)の二酸化炭素排出量は、49.87万t-CO<sub>2</sub>であり、基準年である平成25年(2013年)比で27.1%の削減を達成しています。

しかし、この地域の急しゅんな地形と豊富な水量による小水力発電や、過去に林業で栄えた地域であることから分かります。豊富な森林資源を有していることから、それらを活用した木質バイオマス発電の実現の可能性等、地域での再生可能エネルギーのポテンシャルは非常に高いにもかかわらず、地域の課題解決につながる有効な活用方法が見いだされていないのが現状です。

### (2) その対策

- ・現代社会においては、環境のみならず、社会と経済の同時解決を図りながらSDGsの達成やゼロカーボンの実現による持続可能な社会が求められています。
- ・当市では、平成25年(2013年)に制定した「飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例」により、再生可能エネルギーを活用したまちづくりに取り組むことができるスキームが構築されています。
- ・この条例を活用して地域主体で発電事業を実施し、その収益を地域自らが地域課題の解決に活用することで、持続可能な地域づくりにつなげていきます。
- ・水力を活用した発電や太陽光発電等、再生可能エネルギーの活用による持続可能な地域づくりを地域主体で検討し、実行できるよう支援していきます。

### (3) 計画

#### 事業計画 令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
再生可能エネルギーの利用の推進	(1)再生可能エネルギー利用施設	小水力発電事業 太陽光発電	認定事業者 市	上・南 "

## 13 その他

### (1) 現況と問題点

過疎化、少子高齢化の進行は、地域の活力が失われ、先人たちから受け継いできた文化や暮らしといった集落の存続にも影響してきます。集落によっては地域外に応援を求めながら対応している状況です。また、特に少子化については2地区ともにその減少が顕著な状況になっています。

### (2) その対策

ハード事業のみならずソフト事業による結婚支援や妊娠・出産の支援、子育て支援等、この地域で暮らし続けていくことができる支援を継続的に行います。

また、持続的な地域づくりに向け、子育て・若者世代をターゲットにした子育て・教育移住等の施策を地域と行政が協働して行います。

### (3) 計画

#### 事業計画 令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
その他	(1) 過疎地域持続的発展特別事業	過疎地域自立促進基金積立金	市	2地区

## 議案第30号

工事請負契約の一部変更について（過年発生土木施設補助災害復  
旧事業橋梁災害復旧工事<sup>りょう</sup>）

令和7年飯田市議会第1回定例会において議案第39号として議決を経た令和6・7年度過年発生土木施設補助災害復旧事業橋梁災害復旧工事請負契約の一部について下記のとおり変更する。

令和8年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

## 記

区 分	変 更 前	変 更 後
契約の金額	166,925,000円	180,125,000円



議案第31号

工事請負契約の締結について（交通安全対策事業道路改良工事）

交通安全対策事業道路改良工事請負契約を下記のとおり締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年飯田市条例第53号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 契約の目的 令和8年度交通安全対策事業道路改良工事  
市道2-49号長野原線 飯田市 竜丘 長野原
- 2 契約の方法 総合評価落札方式の一般競争入札による契約
- 3 契約の金額 179,003,000円
- 4 契約の相手方 飯田市千代1188番地1  
株式会社カリス  
代表取締役 西尾 仁志



議案第32号

損害賠償の額を定めることについて

下記のとおり、水路管理の瑕疵<sup>かし</sup>による損害を賠償するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

1 相手方 飯田市内在住者

2 事故の概要

令和6年1月22日、飯田市内の相手方の住宅の敷地内において、当該住宅付近の水路の経年劣化に起因した漏水により、相手方が所有する住宅のフェンスの破損、敷地舗装の陥没等の損害を与えた。

3 損害賠償額 2,685,842円



議案第33号

財産の無償譲渡について（飯田市中村コミュニティ消防センター）

下記の建物を無償で譲渡したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 譲渡する建物  
所在 飯田市中村1270番地3  
構造 鉄骨造2階建て  
床面積 497.88平方メートル
- 2 譲渡の相手方  
飯田市中村1270番地3  
中村区協議会
- 3 譲渡の理由  
中村区協議会が、集会施設として活用するため。



議案第34号

財産の無償譲渡について（飯田市下黒田東コミュニティ消防センター）

下記の財産を無償で譲渡したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

1 譲渡する財産

(1) 土地

- ア 所在 飯田市上郷黒田1879番4  
地目 宅地  
面積 41.45平方メートル
- イ 所在 飯田市上郷黒田1880番3  
地目 宅地  
面積 182.09平方メートル
- ウ 所在 飯田市上郷黒田1881番3  
地目 宅地  
面積 104.69平方メートル

(2) 建物

- 所在 飯田市上郷黒田1880番地3  
構造 鉄骨造2階建て  
床面積 295.20平方メートル

2 譲渡の相手方

飯田市上郷黒田1880番地3  
下黒田東まちづくり委員会

3 譲渡の理由

下黒田東まちづくり委員会が、集会施設として活用するため。



議案第35号

財産の無償譲渡について（飯田市寺所コミュニティ消防センター）

下記の建物を無償で譲渡したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 譲渡する建物  
所在 飯田市松尾寺所5748番地4  
構造 鉄骨造2階建て  
床面積 390.80平方メートル
- 2 譲渡の相手方  
飯田市松尾寺所5748番地4  
寺所区
- 3 譲渡の理由  
寺所区が、集会施設として活用するため。



議案第36号

財産の無償譲渡について（飯田市清水コミュニティ消防センター）

下記の財産を無償で譲渡したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

1 譲渡する財産

(1) 土地

所在 飯田市松尾清水4535番6

地目 宅地

面積 108.00平方メートル

(2) 建物

所在 飯田市松尾清水4548番地

構造 鉄骨造2階建て

床面積 454.80平方メートル

2 譲渡の相手方

飯田市松尾清水4548番地

清水区

3 譲渡の理由

清水区が、集会施設として活用するため。



議案第37号

財産の無償譲渡について（飯田市毛賀コミュニティ消防センター）

下記の建物を無償で譲渡したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 譲渡する建物  
所在 飯田市毛賀886番地  
構造 鉄骨造2階建て  
床面積 488.99平方メートル
- 2 譲渡の相手方  
飯田市毛賀886番地  
飯田市毛賀区
- 3 譲渡の理由  
飯田市毛賀区が、集会施設として活用するため。



議案第38号

財産の無償譲渡について（飯田市新井コミュニティ消防センター）

下記の財産を無償で譲渡したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

1 譲渡する財産

(1) 土地

- ア 所在 飯田市松尾新井6131番1  
地目 宅地  
面積 127.00平方メートル
- イ 所在 飯田市松尾新井6132番1  
地目 宅地  
面積 1052.00平方メートル
- ウ 所在 飯田市松尾新井6133番1  
地目 宅地  
面積 334.00平方メートル

(2) 建物

- 所在 飯田市松尾新井6132番地1  
構造 鉄骨造2階建て  
床面積 499.90平方メートル

2 譲渡の相手方

飯田市松尾新井6132番地1  
新井区

3 譲渡の理由

新井区が、集会施設として活用するため。



議案第39号

財産の無償譲渡について（飯田市東平コミュニティ消防センター）

下記の建物を無償で譲渡したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 譲渡する建物  
所在 飯田市山本1659番地  
構造 木造平屋建て  
床面積 287.76平方メートル
- 2 譲渡の相手方  
飯田市山本1659番地  
東平
- 3 譲渡の理由  
東平が、集会施設として活用するため。



議案第40号

財産の無償譲渡について（飯田市龍江四区コミュニティ消防センター）

下記の建物を無償で譲渡したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 譲渡する建物  
所在 飯田市龍江8812番地1  
構造 木造平屋建て  
床面積 248.36平方メートル
- 2 譲渡の相手方  
飯田市龍江8812番地1  
龍江四区地域づくり委員会
- 3 譲渡の理由  
龍江四区地域づくり委員会が、集会施設として活用するため。



議案第41号

財産の無償譲渡について（飯田市下虎岩コミュニティ消防センター）

下記の建物を無償で譲渡したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 譲渡する建物  
所在 飯田市下久堅下虎岩2450番地3  
構造 鉄骨造2階建て  
床面積 498.21平方メートル
- 2 譲渡の相手方  
飯田市下久堅下虎岩2450番地3  
飯田市下久堅下虎岩区会
- 3 譲渡の理由  
飯田市下久堅下虎岩区会が、集会施設として活用するため。



議案第42号

財産の無償譲渡について（飯田市明コミュニティ防災センター）

下記の建物を無償で譲渡したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

1 譲渡する建物

所在 飯田市松尾明5263番地1

(1) 構造 鉄骨造2階建て

床面積 498.98平方メートル

(2) 構造 木造平屋建て

床面積 37.70平方メートル

2 譲渡の相手方

飯田市松尾明5263番地1

松尾明区

3 譲渡の理由

松尾明区が、集会施設として活用するため。



議案第43号

財産の無償譲渡について（飯田市駄科コミュニティ防災センター）

下記の建物を無償で譲渡したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 譲渡する建物  
所在 飯田市駄科1304番地  
構造 鉄骨造平屋建て  
床面積 483.57平方メートル
- 2 譲渡の相手方  
飯田市駄科1304番地  
駄科区
- 3 譲渡の理由  
駄科区が、集会施設として活用するため。



## 令和7年度飯田市一般会計補正予算（第9号）案

令和7年度飯田市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,604,268千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62,545,937千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和8年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

款	項
10 地方交付税	
	1 地方交付税
14 国庫支出金	
	1 国庫負担金
	2 国庫補助金
15 県支出金	
	1 県負担金
	2 県補助金
16 財産収入	
	1 財産運用収入
17 寄附金	
	1 寄附金
18 繰入金	
	1 財産区繰入金
	2 基金繰入金
	3 特別会計繰入金
19 繰越金	
	1 繰越金
20 諸収入	
	4 受託事業収入
	5 雑入
21 市債	
	1 市債
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
12,400,000	504,502	12,904,502
12,400,000	504,502	12,904,502
11,080,829	1,055,781	12,136,610
5,738,876	121,686	5,860,562
5,311,985	934,095	6,246,080
3,878,965	△113,607	3,765,358
2,197,813	18,197	2,216,010
1,317,968	△131,804	1,186,164
286,559	4,016	290,575
43,057	4,016	47,073
732,484	152,984	885,468
732,484	152,984	885,468
2,306,817	252,819	2,559,636
15,284	△11,496	3,788
2,245,010	246,932	2,491,942
46,523	17,383	63,906
677,389	17,896	695,285
677,389	17,896	695,285
2,840,271	△456,123	2,384,148
118,287	△38,012	80,275
1,199,810	△418,111	781,699
6,175,100	2,186,000	8,361,100
6,175,100	2,186,000	8,361,100
58,941,669	3,604,268	62,545,937

歳 出

款	項
1 議会費	
	1 議会費
2 総務費	
	1 総務管理費
	3 戸籍住民基本台帳費
	4 選挙費
3 民生費	
	1 社会福祉費
	2 児童福祉費
	3 生活保護費
4 衛生費	
	1 保健衛生費
6 農林水産業費	
	1 農業費
	2 林業費
7 商工費	
	1 商工費
8 土木費	
	2 道路橋りょう費
	4 都市計画費
10 教育費	
	1 教育総務費
	2 小学校費
	3 中学校費
	5 社会教育費
	6 保健体育費
11 災害復旧費	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
276,864	1,640	278,504
276,864	1,640	278,504
8,062,920	△288,373	7,774,547
6,911,360	△279,803	6,631,557
293,303	2,926	296,229
145,327	△11,496	133,831
19,079,390	220,132	19,299,522
8,539,300	5,594	8,544,894
9,475,074	163,771	9,638,845
1,065,016	50,767	1,115,783
6,147,077	△4,121	6,142,956
4,885,136	△4,121	4,881,015
1,733,645	△252,043	1,481,602
870,908	18,561	889,469
862,737	△270,604	592,133
4,207,015	△261,878	3,945,137
4,207,015	△261,878	3,945,137
6,110,023	113,473	6,223,496
3,181,200	107,473	3,288,673
1,871,885	6,000	1,877,885
6,547,568	3,811,645	10,359,213
525,653	31,460	557,113
1,881,130	1,697,980	3,579,110
928,358	652,679	1,581,037
1,805,656	△6,220	1,799,436
1,406,771	1,435,746	2,842,517
414,660	60,000	474,660

款	項
	2 公共土木施設災害復旧費
13 諸支出金	1 積立金
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
391,560	60,000	451,560
47,565	203,793	251,358
47,565	203,793	251,358
58,941,669	3,604,268	62,545,937

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事務費	千円 2,926
3 民生費	1 社会福祉費	中国帰国者支援追加給付費	384
	2 児童福祉費	児童福祉一般経費	13,200
	3 生活保護費	保護費等追加給付費	50,767
4 衛生費	1 保健衛生費	脱炭素先行地域づくり事業	181,860
		水道費	23,400
6 農林水産業費	1 農業費	防災重点農業用ため池緊急整備事業	19,200
		農地中間管理機構関連農地整備事業	12,800
	2 林業費	林道改良事業（補助）	8,272
8 土木費	2 道路橋りょう費	防災・安全交付金事業（道路整備）	101,000
		交通安全対策補助事業（通学路緊急対策）	194,300
	4 都市計画費	都市構造再編集中支援事業（市街地整備）	4,700
		公園改修事業	19,415
		飯田子どもの森公園維持管理費	18,673
	動物園管理費	5,081	
9 消防費	1 消防費	消防団詰所整備事業	17,130
		防災対策推進事業	109,140
10 教育費	2 小学校費	小学校施設大規模改修事業	645,000
		小学校施設長寿命化改修事業	1,052,980
	3 中学校費	中学校施設大規模改修事業	573,369
		中学校校舎外壁改修事業	79,310

款	項	事業名	金額
10 教育費	6 保健体育費	体育施設改修費	千円 74,208
		調理場整備事業	1,435,746
11 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	土木施設単独災害復旧事業	2,000

## 2 変更

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
2 総務費	1 総務管理費	リニア駅周辺整備事業	千円 181,000	千円 582,001
6 農林水産業費	1 農業費	国土保全特別対策事業	13,000	16,000
		農業施設長寿命化事業	17,500	48,520
7 商工費	1 商工費	産業用地整備事業	266,101	36,435
8 土木費	2 道路橋りょう 費	地方創生道整備推進交付金事業	86,300	136,700
		防災・安全交付金事業（通学 路安全対策）	5,000	14,000
		社会資本整備総合交付金事業 （道路整備）	8,000	94,400
		都市構造再編集中支援事業 （市街地整備）	39,749	53,614
		防災対策避難路整備事業	30,000	45,000
		市道改良事業	38,000	50,500
	道路自然災害防止事業	160,500	247,500	
	3 河川費	河川自然災害防止事業	9,000	113,100
11 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	現年発生土木施設補助災害復 旧事業	48,000	80,000
		公共土木施設災害関連事業	105,000	160,000

第3表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
(仮称) 飯田市西部共同調理場整備事業	令和7年度から令和9年度まで	千円 864,556

2 変更

事 項	補正前の限度額	補正後の限度額
林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業	千円 35,200	千円 202,400

第4表 地方債補正

1 変更

起 債 の 目 的	補正前の限度額	補正後の限度額
リニア推進事業費	千円 642,100	千円 669,000
農業農村整備事業費	800	5,600
林道事業費	221,900	104,600
道路橋りょう整備事業費	1,270,100	1,320,100
公園事業費	94,300	84,500
義務教育施設整備事業費	709,700	1,999,600
学校給食事業費	17,200	924,400
補助災害復旧事業費	121,800	156,100
計	6,175,100	8,361,100

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	12,400,000	504,502	12,904,502
14 国庫支出金	11,080,829	1,055,781	12,136,610
15 県支出金	3,878,965	△113,607	3,765,358
16 財産収入	286,559	4,016	290,575
17 寄附金	732,484	152,984	885,468
18 繰入金	2,306,817	252,819	2,559,636
19 繰越金	677,389	17,896	695,285
20 諸収入	2,840,271	△456,123	2,384,148
21 市債	6,175,100	2,186,000	8,361,100
歳入合計	58,941,669	3,604,268	62,545,937

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 議会費	276,864	1,640	278,504
2 総務費	8,062,920	△288,373	7,774,547
3 民生費	19,079,390	220,132	19,299,522
4 衛生費	6,147,077	△4,121	6,142,956
6 農林水産業費	1,733,645	△252,043	1,481,602
7 商工費	4,207,015	△261,878	3,945,137
8 土木費	6,110,023	113,473	6,223,496
10 教育費	6,547,568	3,811,645	10,359,213
11 災害復旧費	414,660	60,000	474,660
13 諸支出金	47,565	203,793	251,358
歳出合計	58,941,669	3,604,268	62,545,937

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
			1,640
△341,621	26,900	△139,194	165,542
143,260		245	76,627
1,270			△5,391
△126,952	△112,500	△30,207	17,616
68,000		△393,841	63,963
52,250	40,200		21,023
1,115,967	2,197,100	457,200	41,378
30,000	34,300		△4,300
		23,422	180,371
942,174	2,186,000	△82,375	558,469

## 2 歳 入

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

款 項 目	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	12,400,000	504,502	12,904,502
1 地方交付税	12,400,000	504,502	12,904,502
1 地方交付税	12,400,000	504,502	12,904,502
14 国庫支出金	11,080,829	1,055,781	12,136,610
1 国庫負担金	5,738,876	121,686	5,860,562
3 民生費国庫負担金	5,515,663	112,677	5,628,340
4 衛生費国庫負担金	69,803	9,009	78,812
2 国庫補助金	5,311,985	934,095	6,246,080
2 総務費国庫補助金	2,534,867	△273,621	2,261,246
3 民生費国庫補助金	731,573	847	732,420
8 土木費国庫補助金	892,666	60,902	953,568
10 教育費国庫補助金	373,317	1,115,967	1,489,284
11 災害復旧費国庫補助金	50,000	30,000	80,000
15 県支出金	3,878,965	△113,607	3,765,358
1 県負担金	2,197,813	18,197	2,216,010

(単位：千円)

節		金額	説明	
区	分			
1	地方交付税	504,502	普通交付税	504,502
2	社会援護費負担金	288	中国帰国者支援給付費追加給付費負担金	288
25	民間保育所費負担金	74,949	民間保育所負担金	74,949
31	生活保護費負担金	37,440	生活保護費等追加給付費負担金	37,440
1	保健衛生総務費負担金	9,009	保険基盤安定負担金	9,009
9	企画費補助金	△110,887	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	△110,887
13	情報管理費補助金	2,926	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	2,926
17	リニア推進事業費補助金	△165,660	社会資本整備総合交付金（道路事業）	△22,850
			社会資本整備総合交付金（街路事業）	△37,665
			都市構造再編集中支援事業交付金	△105,145
31	生活保護費補助金	847	生活保護費等追加給付費補助金	847
17	農業施設長寿命化事業費補助金	8,652	農業水路等長寿命化・防災減災事業（整備交付金）	8,652
23	道路新設改良費補助金	50,000	防災・安全交付金（道路事業）	50,000
45	公園費補助金	2,250	都市構造再編集中支援事業補助金（市街地整備）	2,250
23	小学校建設費補助金	657,912	学校施設環境改善交付金	657,912
33	中学校建設費補助金	303,136	学校施設環境改善交付金	303,136
64	学校給食費補助金	154,919	学校施設環境改善交付金	154,919
22	公共土木施設災害関連事業費補助金	30,000	河川等災害関連事業補助金	30,000

(款) 15 県支出金  
 (項) 1 県負担金

款 項 目		補正前の額	補正額	計	
15	1	3 民生費県負担金	1,993,048	25,936	2,018,984
		4 衛生費県負担金	204,765	△7,739	197,026
	2	県補助金	1,317,968	△131,804	1,186,164
		3 民生費県補助金	760,355	3,800	764,155
		6 農林水産業費県補助金	449,634	△135,604	314,030
	16		財産収入	286,559	4,016
	1	財産運用収入	43,057	4,016	47,073
		1 財産貸付収入	12,619	2,187	14,806
		3 基金運用収入	29,734	1,829	31,563

(単位：千円)

節		金額	説明	
区	分			
7	医療給付費負担金	△12,258	後期高齢者医療保険基盤安定事業負担金	△12,258
25	民間保育所費負担金	37,474	民間保育所負担金	37,474
31	生活保護費負担金	720	生活保護費等追加給付費負担金	720
1	保健衛生総務費負担金	△7,739	保険基盤安定負担金	△7,739
1	社会福祉総務費補助金	3,800	地域少子化対策重点推進交付金	3,800
4	農業振興費補助金	△18,179	産地生産基盤パワーアップ事業補助金	△18,179
7	農地費補助金	19,200	農村地域防災減災事業補助金	19,200
22	林業振興費補助金	△136,625	林道開設事業補助金	△42,976
			林道舗装事業補助金	△10,098
			民有林林道改良事業補助金	△83,551
1	貸付料	2,187	土地貸付料（リニア推進）	2,187
2	基金利子	1,829	減債基金利子	307
			公共施設等整備基金利子	627
			ふるさと基金利子	228
			天竜川周辺環境整備基金利子	2
			社会福祉施設整備基金利子	10
			高齢者福祉基金利子	2
			地域福祉基金利子	59
			学術研究振興基金利子	3
			ふるさと水と土保全基金利子	5
			飯田市保健休養施設整備基金利子	3
			地域振興基金利子	411
			特別養護老人ホーム運営基金利子	28

(款) 16 財産収入

(項) 1 財産運用収入

款 項 目			補正前の額	補正額	計
16	1	3			
17 寄附金			732,484	152,984	885,468
1 寄附金			732,484	152,984	885,468
2 総務費寄附金			712,000	151,300	863,300
3 民生費寄附金			5,849	684	6,533
8 土木費寄附金			0	1,000	1,000
18 繰入金			2,306,817	252,819	2,559,636
1 財産区繰入金			15,284	△11,496	3,788
1 財産区繰入金			15,284	△11,496	3,788
2 基金繰入金			2,245,010	246,932	2,491,942
1 基金繰入金			2,245,010	246,932	2,491,942
3 特別会計繰入金			46,523	17,383	63,906

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		森林経営管理基金利子	105
		中山間地域振興基金利子	39
9 企画費寄附金	151,300	ふるさと寄附金	150,300
		広報ブランド推進寄附金 井上道夫氏から	1,000
1 社会福祉総務費寄附金	500	社会福祉施設整備基金寄附金	500
		飯田南ロータリークラブから	300
		飯田ロータリークラブから	100
		飯田東ロータリークラブから	100
24 児童発達支援センター費寄附金	30	療育事業寄附金	30
		柏心寺「華頂婦人会」から	30
25 地域子育て支援費寄附金	54	地域子育て支援寄附金	54
		伊坪グループ竜生会から	54
26 公立認定こども園費寄附金	100	公立認定こども園寄附金	100
		国際ソロプチミスト飯田から	100
46 動物園管理費寄附金	1,000	動物園管理費寄附金	1,000
		飯田信用金庫から	1,000
1 財産区繰入金	△11,496	財産区議会議員選挙繰入金	△11,496
1 財政調整基金繰入金	△40,000	財政調整基金繰入金	△40,000
2 特定目的基金繰入金	286,932	公共施設等整備基金繰入金	465,000
		ふるさと基金繰入金	500
		リニア中央新幹線飯田駅整備推進基金繰入金	△177,968
		地域振興基金繰入金	△600

(款) 18 繰入金

(項) 3 特別会計繰入金

款 項 目			補正前の額	補正額	計
18	3	1 特別会計繰入金	46,523	17,383	63,906
19 繰越金			677,389	17,896	695,285
	1	繰越金	677,389	17,896	695,285
		1 繰越金	677,389	17,896	695,285
20 諸収入			2,840,271	△456,123	2,384,148
	4	受託事業収入	118,287	△38,012	80,275
		6 農林水産業費受託事業収入	38,000	△30,212	7,788
		10 教育費受託事業収入	10,800	△7,800	3,000
	5	雑入	1,199,810	△418,111	781,699
		1 雑入	1,199,810	△418,111	781,699
21 市債			6,175,100	2,186,000	8,361,100
	1	市債	6,175,100	2,186,000	8,361,100
		2 総務債	845,200	26,900	872,100
		6 農林水産業債	325,300	△112,500	212,800
		8 土木債	2,016,100	40,200	2,056,300
		10 教育債	1,327,400	2,197,100	3,524,500

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
5 ケーブルテレビ放送事業特別会計繰入金	17,383	ケーブルテレビ放送事業特別会計繰入金	17,383
1 純繰越金	17,896	純繰越金	17,896
22 林業振興費受託事業収入	△30,212	分収造林受託事業収入	△30,212
1 埋蔵文化財調査受託事業収入	△7,800	埋蔵文化財調査受託事業収入	△7,800
2 総務費雑入	△24,270	JR東海負担金	△24,270
7 商工費雑入	△393,841	JR東海負担金	△393,841
17 リニア推進事業債	26,900	公共事業等債	△152,400
		公共事業等債(補正予算分)	3,500
		公共施設等適正管理推進事業債	175,800
7 農地事業債	4,800	公共事業等債(補正予算分)	4,800
22 林業振興債	△117,300	公共事業等債	△84,000
		過疎対策事業債	△51,300
		一般補助施設整備等事業債	18,000
23 道路新設改良事業債	50,000	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債(補正予算分)	50,000
45 公園事業債	△9,800	緊急防災・減災事業債	△12,000
		防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債(補正予算分)	2,200
23 小学校建設事業債	944,500	義務教育施設整備事業債(大規模改造)	286,600

(款) 21 市債  
 (項) 1 市債

款 項 目			補正前の額	補正額	計
21	1	10			
		11 災害復旧債	185,900	34,300	220,200
歳 入 合 計			58,941,669	3,604,268	62,545,937

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		防災・減災・国土強靱化事業債（補正予算分） 657,900
33 中学校建設事業債	345,400	公共施設等適正管理推進事業債 5,700 防災・減災・国土強靱化事業債（補正予算分） 329,500 学校教育施設等整備事業債 10,200
64 学校給食事業債	907,200	義務教育施設整備事業債 704,000 防災・減災・国土強靱化対策事業債（補正予算分） 203,200
22 公共土木施設災害関連事業債	34,300	公共事業等債 $\Delta$ 39,600 公共事業等債（補正予算分） 73,900

### 3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	276,864	1,640	278,504				1,640
1 議会費	276,864	1,640	278,504				1,640
1 議会費	276,864	1,640	278,504				1,640
1 議会費							1,640
2 総務費	8,062,920	△288,373	7,774,547	△341,621	26,900	△139,194	165,542
1 総務管理費	6,911,360	△279,803	6,631,557	△344,547	26,900	△127,698	165,542
1 総務管理費	1,816,890	183,560	2,000,450				183,560
1 総務管理費							183,560
9 企画費	747,814	74,229	822,043			74,229	0
9 企画費						73,929	0
9 企画費				(寄)ふるさと寄附金		73,929	
9 企画費						300	0
9 企画費				(寄)ふるさと寄附金		300	
17 リニア推進事業費	1,891,967	△358,705	1,533,262	△165,660	26,900	△202,338	△17,607
17 リニア推進事業費				11,500	10,300	△24,270	△9,662
17 リニア推進事業費				(国)社会資本整備総合交付金(道路事業)		11,500	
17 リニア推進事業費				(諸)JR東海負担金		△24,270	
17 リニア推進事業費				(市)公共事業等債		10,300	
17 リニア推進事業費				△177,160	16,600	△178,068	△1,753
17 リニア推進事業費				(国)社会資本整備総合交付金(道路事業)		△34,350	
17 リニア推進事業費				(国)社会資本整備総合交付金(街路事業)		△37,665	
17 リニア推進事業費				(国)都市構造再編集中支援事業交付金		△105,145	

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
3 職員手当等	1,640	01人件費 02事務局職員人件費 3 職員手当等 時間外勤務手当	1,640 1,640 1,640 1,640
3 職員手当等	183,560	01人件費 01人件費 3 職員手当等 退職手当	183,560 183,560 183,560 183,560
7 報償費	51,000	11特別事業費 22ふるさと飯田応援隊募集事業費	73,929 73,929
12 委託料	22,929	7 報償費 賞品及び記念品代	51,000 51,000
18 負担金補助及び交付金	300	12 委託料 一括代行サービス業務委託料 寄附者等対応向上業務委託料	22,929 22,275 654
		16 I I D A ブランド推進事業費 01 I I D A ブランド推進事業費 18 負担金補助及び交付金 南信州畜産物ブランド推進協議会負担金	300 300 300 300
12 委託料	△11,428	10リニア推進事業費 01リニア推進事業費	△358,705 △12,132
14 工事請負費	△245,494	12 委託料 リニア推進業務等委託料	△5,236 △5,236
16 公有財産購入費	△91,717	16 公有財産購入費 事業用地買収費	△29,996 △29,996
18 負担金補助及び交付金	23,100	18 負担金補助及び交付金 リニア関連道路整備事業負担金	23,100 23,100
21 補償補填及び賠償金	△33,166	05リニア駅周辺整備事業費 14 工事請負費 道路整備工事費 16 公有財産購入費 事業用地買収費 21 補償補填及び賠償金 物件移転等補償費	△340,381 △245,494 △245,494 △61,721 △61,721 △33,166 △33,166

## (款) 2 総務費

## (項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 1 17				(線)リニア中央新幹線飯 田駅整備推進基金繰 入金		△177,968	
				(線)地域振興基金繰入金		△100	
				(市)公共事業等債		△162,700	
				(市)公共事業等債(補正 予算分)		3,500	
				(市)公共施設等適正管理 推進事業債		175,800	
							△6,192
21 物価高騰対策事業 費	552,060	△178,887	373,173	△178,887			0
				△2,887			0
				(国)物価高騰対応重点支 援地方創生臨時交付 金		△2,887	
				△176,000			0
				(国)物価高騰対応重点支 援地方創生臨時交付 金		△176,000	
23 移住定住推進費	125,716	0	125,716			411	△411
						411	△411
				(財)地域振興基金利子		411	
3 戸籍住民基本台帳費	293,303	2,926	296,229	2,926			0
1 戸籍住民基本台帳 費	245,360	2,926	248,286	2,926			0
				2,926			0
				(国)社会保障・税番号制 度システム整備費補 助金		2,926	
4 選挙費	145,327	△11,496	133,831			△11,496	0

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		<b>08リニア用地取得事業費</b> <span style="float:right">△6,192</span> 12 委託料 <span style="float:right">△6,192</span> 施設管理業務委託料 <span style="float:right">△1,681</span> 測量調査等業務委託料 <span style="float:right">△4,345</span> 不動産鑑定業務委託料 <span style="float:right">△166</span>
		<b>01人件費</b> <span style="float:right">△2,887</span> <b>03会計年度任用職員人件費</b> <span style="float:right">△2,887</span> 2 給料 <span style="float:right">△1,946</span> 給料（フルタイム） <span style="float:right">△1,946</span> 3 職員手当等 <span style="float:right">△388</span> 通勤手当（フルタイム） <span style="float:right">△51</span> 時間外勤務手当（フルタイム） <span style="float:right">△51</span> 期末手当（フルタイム） <span style="float:right">△286</span> 4 共済費 <span style="float:right">△553</span> 市町村共済負担金 <span style="float:right">△225</span> 社会保険料 <span style="float:right">△328</span>
2 給料	△1,946	
3 職員手当等	△388	
4 共済費	△553	
12 委託料	△19,000	
18 負担金補助及び交付金	△157,000	<b>10調整給付金給付事業費</b> <span style="float:right">△176,000</span> <b>01調整給付金給付事業費</b> <span style="float:right">△176,000</span> 12 委託料 <span style="float:right">△19,000</span> 給付業務委託料 <span style="float:right">△19,000</span> 18 負担金補助及び交付金 <span style="float:right">△157,000</span> 調整給付金 <span style="float:right">△157,000</span>
		<b>13移住定住推進事業費</b> <b>01移住定住推進事業費</b> 財源内訳補正
12 委託料	2,926	<b>10戸籍住民基本台帳事務費</b> <span style="float:right">2,926</span> <b>01戸籍住民基本台帳事務費</b> <span style="float:right">2,926</span> 12 委託料 <span style="float:right">2,926</span> システム改修業務委託料 <span style="float:right">2,926</span>

(款) 2 総務費  
(項) 4 選挙費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 4 10 財産区議会議員選挙費	11,884	△11,496	388			△11,496	0
						△1,267	0
				(繰)財産区議会議員選挙繰入金		△1,267	
						△10,229	0
				(繰)財産区議会議員選挙繰入金		△10,229	
3 民生費	19,079,390	220,132	19,299,522	143,260		245	76,627
1 社会福祉費	8,539,300	5,594	8,544,894	△11,970		115	17,449
1 社会福祉総務費	404,574	0	404,574			59	△59
						59	△59
				(財)地域福祉基金利子		59	
2 社会援護費	45,688	384	46,072	288			96
				288			96
				(国)中国帰国者支援給付費追加給付費負担金		288	
4 老人福祉費	2,684,294	165	2,684,459			2	163
							165

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 報酬	△3,177	01人件費	△1,267
		03会計年度任用職員人件費	△1,267
3 職員手当等	△4,667	1 報酬	△1,258
		報酬 (パートタイム)	△1,258
7 報償費	△49	8 旅費	△9
		費用弁償 (パートタイム)	△9
8 旅費	△64	10財産区議会議員選挙費	△10,229
10 需用費	△1,098	01財産区議会議員選挙費	△10,229
11 役務費	△2,273	1 報酬	△1,919
		選挙長報酬	△56
		投開票管理者報酬	△636
		投開票立会人報酬	△1,227
13 使用料及び賃借料	△120	3 職員手当等	△4,667
		時間外勤務手当	△4,559
		管理職員特別勤務手当	△108
18 負担金補助及び交付金	△48	7 報償費	△49
		事業推進、調査協力謝礼	△49
		8 旅費	△55
		普通旅費	△55
		10 需用費	△1,098
		消耗品費	△290
		印刷製本費	△808
		11 役務費	△2,273
		通信運搬費	△2,273
		13 使用料及び賃借料	△120
		自動車借上料	△120
		18 負担金補助及び交付金	△48
		不在者投票取扱交付金	△48
		14地域福祉推進事業費	
		11地域支え合い活動推進事業費	
		財源内訳補正	
19 扶助費	384	11中国帰国者等生活支援事業費 (補助)	384
		03中国帰国者支援追加給付費	384
		19 扶助費	384
		給付金	384
27 繰出金	165	12介護保険関係事業費	165
		01介護保険特別会計繰出金	165
		27 繰出金	165
		介護保険特別会計繰出金	165

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 1 4						2	△2
				(財)高齢者福祉基金利子			2
7 医療費給付費	2,323,218	4,991	2,328,209	△12,258			17,249
							21,335
				△12,258			△4,086
				(県)後期高齢者医療保険 基盤安定事業負担金			△12,258
9 重層的支援体制整備事業費	548,293	54	548,347			54	0
						54	0
				(寄)地域子育て支援寄附金			54
2 児童福祉費	9,475,074	163,771	9,638,845	116,223		130	47,418
1 児童福祉総務費	145,060	8,886	153,946	3,800			5,086
				3,800			5,086
				(県)地域少子化対策重点 推進交付金			3,800
4 児童発達支援センター費	218,542	30	218,572			30	0
						30	0
				(寄)療育事業寄附金			30
5 民間保育所費	3,717,169	149,898	3,867,067	112,423			37,475
				112,423			37,475
				(国)民間保育所負担金			74,949
				(県)民間保育所負担金			37,474
6 公立認定こども園費	1,497,064	100	1,497,164			100	0
						100	0
				(寄)公立認定こども園寄附金			100
7 児童健全育成費	403,498	3,905	407,403				3,905
							3,905

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		15高齢者いきがい推進事業費 03高齢者クラブ育成支援事業費 財源内訳補正	
18 負担金補助及び交付金	21,335	17後期高齢者医療関係一般経費 01後期高齢者医療関係一般経費 18 負担金補助及び交付金 後期高齢者医療広域連合負担金	4,991 21,335 21,335 21,335
27 繰出金	△16,344	02後期高齢者医療特別会計繰出金 27 繰出金 後期高齢者医療特別会計繰出金	△16,344 △16,344 △16,344
10 需用費	54	11包括的相談支援事業費 06子ども家庭センター費 10 需用費 消耗品費	54 54 54 54
18 負担金補助及び交付金	7,600	10児童福祉一般経費 01児童福祉一般経費 18 負担金補助及び交付金 結婚新生活支援事業補助金	8,886 8,886 7,600 7,600
22 償還金利子及び割引料	1,286	22 償還金利子及び割引料 過年度国庫支出金精算返還金	1,286 1,286
10 需用費	30	11児童発達支援センター事業費 01児童発達支援センター事業費 10 需用費 消耗品費	30 30 30 30
18 負担金補助及び交付金	149,898	10民間保育所等運営費 01民間保育所等運営費 18 負担金補助及び交付金 民間保育所等運営費負担金	149,898 149,898 149,898 149,898
10 需用費	100	11認定子ども園保育費 01認定子ども園保育費 10 需用費 消耗品費	100 100 100 100
22 償還金利子及び割引料	3,905	11児童館・児童センター・児童クラブ運営費 03児童館・児童センター・児童クラブ運営費 22 償還金利子及び割引料	3,905 3,905 3,905

## (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 2 7							
8 地域子育て支援費	121,760	952	122,712				952
							952
3 生活保護費	1,065,016	50,767	1,115,783	39,007			11,760
1 生活保護費	846,648	50,767	897,415	39,007			11,760
				39,007			11,760
				(国)生活保護費等追加給 付費負担金		37,440	
				(国)生活保護費等追加給 付費補助金		847	
				(県)生活保護費等追加給 付費負担金		720	
4 衛生費	6,147,077	△4,121	6,142,956	1,270			△5,391
1 保健衛生費	4,885,136	△4,121	4,881,015	1,270			△5,391
1 保健衛生総務費	2,915,373	9,874	2,925,247	1,270			8,604
				1,270			774
				(国)保険基盤安定負担金		9,009	
				(県)保険基盤安定負担金		△7,739	
							7,830
2 母子保健事業費	429,459	△18,406	411,053				△18,406
							527
							△24,126

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		過年度国庫支出金精算返還金	3,905
22 償還金利息及び割引料	952	12こども子育て支援事業費 05養育支援事業費 22 償還金利息及び割引料 過年度国庫支出金精算返還金	952 952 952 952
10 需用費	164	11生活保護措置費 02保護費等追加給付費 10 需用費	50,767 50,767 164
11 役務費	353	10 需用費 消耗品費 燃料費 印刷製本費	100 24 40
12 委託料	330	11 役務費 通信運搬費 手数料	353 220 133
19 扶助費	49,920	12 委託料 システム改修業務委託料 19 扶助費 給付金	330 330 49,920 49,920
18 負担金補助及び交付金	7,830	19国民健康保険特別会計繰出金 01国民健康保険特別会計繰出金 27 繰出金	2,044 2,044 2,044
27 繰出金	2,044	事業勘定繰出金 直診勘定繰出金	6,486 △4,442
		20病院事業会計負担金 01病院事業会計負担金 18 負担金補助及び交付金 病院事業負担金	7,830 7,830 7,830 7,830
12 委託料	△24,126	11乳幼児保健事業費 01乳幼児保健事業費	527 527
22 償還金利息及び割引料	5,720	22 償還金利息及び割引料 過年度国庫支出金精算返還金	527 527
		12妊産婦健診事業費 01妊婦健診事業費 12 委託料 妊婦一般健診委託料	△22,189 △24,126 △24,126 △24,126

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 1 2							1,937
							3,256
3 成人保健事業費	427,290	4,411	431,701				4,411
							1,454
							2,957
6 農林水産業費	1,733,645	△252,043	1,481,602	△126,952	△112,500	△30,207	17,616
1 農業費	870,908	18,561	889,469	9,673	4,800	5	4,083
2 農業総務費	200,334	3,040	203,374				3,040
							3,040
3 農政対策費	111,692	0	111,692			5	△5
						5	△5
				(財)ふるさと水と土保全 基金利子		5	
4 農業振興費	145,750	△18,179	127,571	△18,179			0
				△18,179			0
				(県)産地生産基盤パワー アップ事業補助金		△18,179	
7 農地費	323,479	32,720	356,199	27,852	4,800		68
				19,200			0
				(県)農村地域防災減災事 業補助金		19,200	
				8,652	4,800		68

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		02産婦健診事業費	1,937
		22 償還金利息及び割引料	1,937
		過年度国庫支出金精算返還金	1,937
		19出産子育て応援事業費	3,256
		01出産子育て応援事業費	3,256
		22 償還金利息及び割引料	3,256
		過年度国庫支出金精算返還金	3,256
22 償還金利息及び割引料	4,411	14高齢者予防接種事業費	1,454
		01予防接種事業費	1,454
		22 償還金利息及び割引料	1,454
		過年度国庫支出金精算返還金	1,454
		19風しん対策事業費	2,957
		01風しん対策事業費	2,957
		22 償還金利息及び割引料	2,957
		過年度国庫支出金精算返還金	2,957
3 職員手当等	3,040	01人件費	3,040
		01人件費	3,040
		3 職員手当等	3,040
		時間外勤務手当	3,040
		30農地対策事業費	
		03豆・そばによる遊休農地活用事業費	
		財源内訳補正	
18 負担金補助及び交付金	△18,179	40強い園芸産地育成事業費	△18,179
		01果樹・野菜等振興事業費	△18,179
		18 負担金補助及び交付金	△18,179
		産地生産基盤パワーアップ事業補助金	△18,179
12 委託料	19,200	42農業水利施設防災対策整備事業費	19,200
		02防災重点農業用ため池緊急整備事業費	19,200
14 工事請負費	11,520	12 委託料	19,200
		測量調査等業務委託料	19,200
21 補償補填及び賠償金	2,000	43農業施設長寿命化事業費	13,520
		01農業施設長寿命化事業費	13,520
		14 工事請負費	11,520
		用排水施設補修工事費	11,520

(款) 6 農林水産業費  
(項) 1 農業費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 1 7				(国)農業水路等長寿命化・防災減災事業(整備交付金)		8,652	
				(市)公共事業等債(補正予算分)		4,800	
9 国土調査事業費	37,436	980	38,416				980
							980
2 林業費	862,737	△270,604	592,133	△136,625	△117,300	△30,212	13,533
1 林業総務費	79,160	8,846	88,006				8,846
							8,846
2 林業振興費	771,191	△279,450	491,741	△136,625	△117,300	△30,212	4,687
				△42,976	△28,300		8,081
				(県)林道開設事業補助金		△42,976	
				(市)公共事業等債		△6,800	
				(市)過疎対策事業債		△39,500	
				(市)一般補助施設整備等事業債		18,000	
				△10,098	△9,700		△2
				(県)林道舗装事業補助金		△10,098	
				(市)過疎対策事業債		△9,700	
				△83,551	△79,300		△3,392
				(県)民有林林道改良事業補助金		△83,551	
				(市)公共事業等債		△77,200	
				(市)過疎対策事業債		△2,100	
						△30,212	0

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		21 補償補填及び賠償金 物件移転等補償費	2,000 2,000
3 職員手当等	980	01人件費 01人件費 3 職員手当等 扶養手当 児童手当	980 980 980 480 500
2 給料	2,800	01人件費 01人件費 2 給料	8,846 8,846 2,800
3 職員手当等	4,946	3 職員手当等 一般職給	4,946 2,800
4 共済費	1,100	3 職員手当等 扶養手当 住居手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 児童手当 4 共済費 市町村共済負担金	4,946 222 104 3,310 710 420 180 1,100 1,100
12 委託料	△30,212	19林道開設事業費 01林道開設事業費	△63,195 △63,195
14 工事請負費	△249,238	14 工事請負費 林道開設工事費 林業専用道開設工事費	△63,195 △79,200 16,005
		20林道舗装事業費 01林道舗装事業費 14 工事請負費 林道舗装工事費	△19,800 △19,800 △19,800 △19,800
		21林道改良事業費（補助） 01林道改良事業費（補助） 14 工事請負費 林道改良工事費	△166,243 △166,243 △166,243 △166,243
		29分収造林事業費 03分収造林事業費 12 委託料	△30,212 △30,212 △30,212

(款) 6 農林水産業費  
(項) 2 林業費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 2 2				(諸)分収造林受託事業収入		△30,212	
7 商工費	4,207,015	△261,878	3,945,137	68,000		△393,841	63,963
1 商工費	4,207,015	△261,878	3,945,137	68,000		△393,841	63,963
1 商工総務費	277,459	300	277,759				300
							300
3 金融対策費	1,527,786	82,300	1,610,086	68,000			14,300
				68,000			14,300
				(国)物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金		68,000	
5 工業振興費	829,362	△344,478	484,884			△393,841	49,363
						△393,841	△3,596
				(諸)JR東海負担金		△393,841	
							52,959
8 土木費	6,110,023	113,473	6,223,496	52,250	40,200		21,023
2 道路橋りょう費	3,181,200	107,473	3,288,673	50,000	50,000		7,473
3 道路新設改良費	1,932,367	107,473	2,039,840	50,000	50,000		7,473
							6,473

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		分収造林委託料	△30,212
27 繰出金	300	11 地方卸売市場事業特別会計繰出金 01 地方卸売市場事業特別会計繰出金 27 繰出金 地方卸売市場事業特別会計繰出金	300 300 300 300
18 負担金補助及び交付金	82,300	11 融資事業費 01 中小企業金融対策事業費 18 負担金補助及び交付金 中小企業振興資金保証料 市制度資金利子補給金 県制度資金利子補給金	82,300 82,300 82,300 69,800 11,000 1,500
14 工事請負費	△200,000	12 企業立地費 03 産業用地整備事業費	△344,478 △397,437
16 公有財産購入費	51,673	14 工事請負費 産業用地整備工事費	△200,000 △200,000
21 補償補填及び賠償金	△196,151	16 公有財産購入費 事業用地買収費 21 補償補填及び賠償金 物件移転等補償費	△1,286 △1,286 △196,151 △196,151
		05 産業団地管理事業費	52,959
		16 公有財産購入費 事業用地買収費	52,959 52,959
2 給料	350	01 人件費 01 人件費	6,473 6,473
3 職員手当等	5,710	2 給料 一般職給	350 350
4 共済費	413	3 職員手当等 扶養手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 児童手当	5,710 450 4,000 350 130 780
14 工事請負費	101,000	4 共済費 市町村共済負担金	413 413

## (款) 8 土木費

## (項) 2 道路橋りょう費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
						特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
8	2	3				50,000	50,000		1,000
						(国)防災・安全交付金(道路事業)		50,000	
						(市)防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債(補正予算分)		50,000	
	4	都市計画費	1,871,885	6,000	1,877,885	2,250	△9,800		13,550
		5 公園費	248,830	6,000	254,830	2,250	△9,800		13,550
									13,300
						2,250	2,200		250
						(国)都市構造再編集中支援事業補助金(市街地整備)		2,250	
						(市)防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債(補正予算分)		2,200	
							△12,000		0
						(市)緊急防災・減災事業債		△12,000	
10		教育費	6,547,568	3,811,645	10,359,213	1,115,967	2,197,100	457,200	41,378
	1	教育総務費	525,653	31,460	557,113				31,460
		2 事務局費	508,282	31,460	539,742				31,460
									31,460

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		11道路改良事業費（補助）	101,000
		06防災・安全交付金事業費（道路整備）	101,000
		14 工事請負費	101,000
		道路改良工事費	101,000
		01人件費	13,300
2 給料	7,300	01人件費	13,300
		2 給料	7,300
		一般職給	7,300
3 職員手当等	3,650	3 職員手当等	3,650
		住居手当	650
4 共済費	2,350	期末手当	1,630
		勤勉手当	1,370
12 委託料	4,700	4 共済費	2,350
		市町村共済負担金	2,350
14 工事請負費	△12,000	11公園整備事業費（補助）	4,700
		05都市構造再編集集中支援事業費（市街地整備）	4,700
		12 委託料	4,700
		測量設計等業務委託料	4,700
		12公園整備事業費（単独）	△12,000
		08公園改修事業費	△12,000
		14 工事請負費	△12,000
		公園施設改修工事費	△12,000
		01人件費	31,460
3 職員手当等	30,360	01人件費	31,460
		3 職員手当等	30,360
		扶養手当	880
		住居手当	360
		時間外勤務手当	26,500
		管理職手当	790
		期末手当	1,350
		児童手当	480
4 共済費	1,100	4 共済費	1,100
		市町村共済負担金	1,100

(款) 10 教育費  
(項) 2 小学校費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
10 2 小学校費	1,881,130	1,697,980	3,579,110	657,912	944,500	95,000	568	
3 小学校建設費	923,026	1,697,980	2,621,006	657,912	944,500	95,000	568	
				322,500	322,500		0	
				(国)学校施設環境改善交付金			322,500	
				(市)防災・減災・国土強靱化事業債(補正予算分)			322,500	
				335,412	622,000	95,000	568	
3 中学校建設費	213,130	652,679	865,809	303,136	345,400		4,143	
				276,700	292,600		4,069	
				(国)学校施設環境改善交付金			276,700	
				(市)公共施設等適正管理推進事業債			5,700	
				(市)防災・減災・国土強靱化事業債(補正予算分)			276,700	
(市)学校教育施設等整備事業債			10,200					
26,436	52,800		74					
(国)学校施設環境改善交付金			26,436					
(市)防災・減災・国土強靱化事業債(補正予算分)			52,800					
5 社会教育費	1,805,656	△6,220	1,799,436			△7,800	1,580	
3 文化財保護費	190,839	△7,800	183,039			△7,800	0	
						△5,203	0	
(諸)埋蔵文化財調査受託事業収入					△5,203			

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
14 工事請負費	1,697,980	11小学校建設事業費 1,697,980 03小学校施設大規模改修事業費 645,000 14 工事請負費 645,000 小学校大規模改修工事費 645,000  19小学校施設長寿命化改修事業費 1,052,980 14 工事請負費 1,052,980 長寿命化改修工事費 1,052,980
14 工事請負費	652,679	11中学校建設事業費 652,679 03中学校施設大規模改修事業費 573,369 14 工事請負費 573,369 施設改修工事費 573,369  15中学校校舎外壁改修事業費 79,310 14 工事請負費 79,310 施設改修工事費 79,310
1 報酬	△5,068	01人件費 △5,203 03会計年度任用職員人件費 △5,203
7 報償費	△90	1 報酬 △5,068 報酬 (パートタイム) △5,068
8 旅費	△135	8 旅費 △135 費用弁償 (パートタイム) △135

## (款) 10 教育費

## (項) 5 社会教育費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
10 5 3						△2,597	0	
				(諸)埋蔵文化財調査受託 事業収入			△2,597	
4 公民館費	553,427	1,580	555,007				1,580	
							1,580	
6 美術博物館費	281,666	0	281,666				0	
							0	
				(繰)ふるさと基金繰入金 (繰)地域振興基金繰入金			500 △500	
6 保健体育費	1,406,771	1,435,746	2,842,517	154,919	907,200	370,000	3,627	
4 学校給食費	615,566	1,435,746	2,051,312	154,919	907,200	370,000	3,627	
				154,919	907,200	370,000	3,627	
				(国)学校施設環境改善交 付金			154,919	
				(繰)公共施設等整備基金 繰入金			370,000	
				(市)義務教育施設整備事 業債			704,000	
				(市)防災・減災・国土強 靱化対策事業債(補 正予算分)			203,200	
11 災害復旧費	414,660	60,000	474,660	30,000	34,300		△4,300	
2 公共土木施設災害復 旧費	391,560	60,000	451,560	30,000	34,300		△4,300	
20 公共土木施設災害 関連事業費	100,000	60,000	160,000	30,000	34,300		△4,300	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
10 需用費	△407	13埋蔵文化財調査事業費（受託）	△2,597
11 役務費	△12	03埋蔵文化財調査事業費（その他）	△2,597
12 委託料	△807	7 報償費	△90
13 使用料及び賃借料	△981	事業推進、調査協力謝礼	△90
14 工事請負費	△300	10 需用費	△407
		消耗品費	△327
		燃料費	△28
		光熱水費	△52
		11 役務費	△12
		手数料	△12
		12 委託料	△807
		測量調査等業務委託料	△807
		13 使用料及び賃借料	△981
		事業用機材等借上料	△981
		14 工事請負費	△300
		安全対策工事費	△300
3 職員手当等	1,580	01人件費	1,580
		01人件費	1,580
		3 職員手当等	1,580
		扶養手当	380
		住居手当	1,200
		11美術博物館事業費	
		28美術博物館展示公開事業費	
		財源内訳補正	
12 委託料	21,000	12学校給食施設整備事業費	1,435,746
14 工事請負費	1,296,834	03調理場整備事業費	1,435,746
16 公有財産購入費	117,912	12 委託料	21,000
		施工監理業務委託料	21,000
		14 工事請負費	1,296,834
		施設改修工事費	1,296,834
		16 公有財産購入費	117,912
		事業用地買収費	117,912

## (款) 11 災害復旧費

## (項) 2 公共土木施設災害復旧費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
11 2 20				30,000	34,300		△4,300
				(国)河川等災害関連事業 補助金		30,000	
				(市)公共事業等債		△39,600	
				(市)公共事業等債(補正 予算分)		73,900	
13 諸支出金	47,565	203,793	251,358			23,422	180,371
1 積立金	47,565	203,793	251,358			23,422	180,371
1 積立金	47,565	203,793	251,358			23,422	180,371
						307	90,371
				(財)減債基金利子		307	
						18,010	0
				(財)公共施設等整備基金 利子		627	
				(繰)ケーブルテレビ放送 事業特別会計繰入金		17,383	
						2,228	0
				(財)ふるさと基金利子		228	
				(寄)広報ブランド推進寄 附金		1,000	
				(寄)動物園管理費寄附金		1,000	
						2	0
				(財)天竜川周辺環境整備 基金利子		2	
						510	0
				(財)社会福祉施設整備基 基金利子		10	
				(寄)社会福祉施設整備基 金寄附金		500	
						3	0
				(財)飯田市保健休養施設 整備基金利子		3	
						3	0
				(財)学術研究振興基金利 子		3	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
14 工事請負費	60,000	20 過年発生土木施設補助災害関連事業費 02 土木施設災害関連事業費 14 工事請負費 河川改修工事費	60,000 60,000 60,000 60,000
24 積立金	203,793	11 減債基金積立金 01 減債基金積立金 24 積立金 新規積立金 基金利子積立金  12 公共施設等整備基金積立金 01 公共施設等整備基金積立金 24 積立金 新規積立金 基金利子積立金  13 ふるさと基金積立金 01 ふるさと基金積立金 24 積立金 新規積立金 基金利子積立金  15 天竜川周辺環境整備基金積立金 01 天竜川周辺環境整備基金積立金 24 積立金 基金利子積立金  16 社会福祉施設整備基金積立金 01 社会福祉施設整備基金積立金 24 積立金 新規積立金 基金利子積立金  18 保健休養施設整備基金積立金 01 保健休養施設整備基金積立金 24 積立金 基金利子積立金  20 学術研究振興基金積立金 01 学術研究振興基金積立金 24 積立金 基金利子積立金	90,678 90,678 90,678 90,371 307  18,010 18,010 18,010 17,383 627  2,228 2,228 2,228 2,000 228  2 2 2 2  510 510 510 500 10  3 3 3 3  3 3 3 3

(款) 13 諸支出金  
(項) 1 積立金

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
13 1 1						2,187	0
				(財)土地貸付料(リニア推進)		2,187	
						28	0
				(財)特別養護老人ホーム運営基金利息		28	
						105	90,000
				(財)森林経営管理基金利息		105	
						39	0
				(財)中山間地域振興基金利息		39	
歳 出 合 計	58,941,669	3,604,268	62,545,937	942,174	2,186,000	△82,375	558,469

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		21地域振興基金積立金	2,187
		01地域振興基金積立金	2,187
		24積立金	2,187
		新規積立金	2,187
		22特別養護老人ホーム運営基金積立金	28
		01特別養護老人ホーム運営基金積立金	28
		24積立金	28
		基金利子積立金	28
		29森林経営管理基金積立金	90,105
		01森林経営管理基金積立金	90,105
		24積立金	90,105
		新規積立金	90,000
		基金利子積立金	105
		30中山間地域振興基金積立金	39
		01中山間地域振興基金積立金	39
		24積立金	39
		基金利子積立金	39



補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

ア 常勤の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共済費	合 計
		給 料	職員手当	計		
補正後	749	3,099,048	2,116,030	5,215,078	1,012,101	6,227,179
補正前	749	3,088,598	1,882,504	4,971,102	1,007,138	5,978,240
比 較	0	10,450	233,526	243,976	4,963	248,939

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	初任給調整 手 当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務 手 当
	補正後	6,576	76,176	46,137	39,022	1,710	377,214
	補正前	6,576	73,764	43,823	39,022	1,710	338,724
	比 較	0	2,412	2,314	0	0	38,490
内 訳	区 分	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当
	補正後	1,157	610	50,476	719,363	614,029	183,560
	補正前	1,157	610	49,686	715,323	612,109	0
	比 較	0	0	790	4,040	1,920	183,560

イ アに係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	10,450	その他の 増減分	10,450	職員の異動等に係る増加分	
職 員 手 当	233,526	その他の 増減分	233,526	職員の異動等に係る増加分 (2) 扶養手当 2,412 (3) 住居手当 2,314 (5) 時間外勤務手当 38,490 (8) 管理職手当 790 (9) 期末手当 4,040 (10) 勤勉手当 1,920 (11) 退職手当 183,560	給与条例第12条～第16条 給与条例第16条の2～第16条の4 給与条例第20条 給与条例第23条の4～第23条の5 給与条例第24条～第25条 給与条例第27条 職員の退職手当に関する条例

附表2

債務負担行為で翌年度以降にわたるもの  
又は支出額の見込み及び令和7年度以降

事 項		限 度 額	令和7年度以降の支出予定額	
			期 間	金 額
補正前	(仮称)飯田市西部共同調理場 整備事業	千円 0	年度	千円 0
補正後		864,556	7～9	864,556
補正前	林道施設PCB廃棄物処理促進 対策事業	35,200	7～8	35,200
補正後		202,400	7～8	202,400

についての令和6年度末までの支出額  
の支出予定額等に関する調書補正

左 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	0
81,360	625,000	0	158,196
19,360	14,200	0	1,640
108,625	73,700	0	20,075

附表3

地方債の令和5年度末における現在高  
 令和7年度末における現在高の見込み

区 分	令和7年度中増減見込み				
	令和7年度中起債見込額				
	繰越明許分	補正前の額	補正額	補正後の額	計
	千円	千円	千円	千円	千円
1. 普通債	940,700	6,034,200	2,186,000	8,220,200	9,160,900
(1) 総務	132,700	845,200	26,900	872,100	1,004,800
(5) 農林	55,600	325,300	△ 112,500	212,800	268,400
(7) 土木	604,900	1,903,800	74,500	1,978,300	2,583,200
(10) 教育	46,800	1,327,400	2,197,100	3,524,500	3,571,300
合計	1,023,800	6,175,100	2,186,000	8,361,100	9,384,900

並びに令和6年度末及び  
に関する調書補正

令和7年度末現在高見込額		
補正前の額	補正額	補正後の額
千円	千円	千円
26,314,358	2,186,000	28,500,358
3,755,747	26,900	3,782,647
1,336,121	△ 112,500	1,223,621
8,444,341	74,500	8,518,841
5,971,830	2,197,100	8,168,930
41,893,537	2,186,000	44,079,537



## 令和 7 年度飯田市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）案

令和 7 年度飯田市の国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 565, 111 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8, 745, 521 千円、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出それぞれ 42, 552 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 27 日提出

飯田市長 佐藤 健

第1表 歳入歳出予算補正

事業勘定

歳入

款	項
1 国民健康保険税	1 国民健康保険税
3 県支出金	1 県負担金・補助金
5 繰入金	1 他会計繰入金 2 基金繰入金
7 諸収入	3 雑入
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,561,087	51,868	1,612,955
1,561,087	51,868	1,612,955
5,804,352	507,056	6,311,408
5,804,352	507,056	6,311,408
707,394	△49,868	657,526
564,168	6,486	570,654
143,226	△56,354	86,872
9,721	56,055	65,776
2,356	56,055	58,411
8,180,410	565,111	8,745,521

歳 出

款	項
1 総務費	1 総務管理費
2 保険給付費	1 療養諸費
	2 高額療養費
3 国民健康保険事業費納付金	1 医療給付費分
	2 後期高齢者支援金等分
	3 介護納付金分
8 諸支出金	1 還付金及び償還金
	4 繰出金
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
153,658	2,000	155,658
136,165	2,000	138,165
5,753,122	502,614	6,255,736
4,865,090	492,957	5,358,047
836,777	9,657	846,434
2,147,061	0	2,147,061
1,372,668	0	1,372,668
581,058	0	581,058
193,335	0	193,335
41,175	60,497	101,672
27,675	56,055	83,730
13,500	4,442	17,942
8,180,410	565,111	8,745,521

第1表 歳入歳出予算補正

直営診療施設勘定

歳入

款	項
1 繰入金	
	1 他会計繰入金
	2 事業勘定繰入金
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
7,607	0	7,607
6,107	△4,442	1,665
1,500	4,442	5,942
42,552	0	42,552

歳 出

款	項
1 総務費	
	1 施設管理費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
31,567	0	31,567
31,567	0	31,567
42,552	0	42,552



## 事業勘定

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	1,561,087	51,868	1,612,955
3 県支出金	5,804,352	507,056	6,311,408
5 繰入金	707,394	△49,868	657,526
7 諸収入	9,721	56,055	65,776
歳入合計	8,180,410	565,111	8,745,521

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	153,658	2,000	155,658
2 保険給付費	5,753,122	502,614	6,255,736
3 国民健康保険事業費納付金	2,147,061	0	2,147,061
8 諸支出金	41,175	60,497	101,672
歳出合計	8,180,410	565,111	8,745,521

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		2,000	0
502,614			0
		△32,546	32,546
4,442			56,055
507,056		△30,546	88,601

事業勘定  
2 歳 入

(款) 1 国民健康保険税

(項) 1 国民健康保険税

款 項 目	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	1,561,087	51,868	1,612,955
1 国民健康保険税	1,561,087	51,868	1,612,955
1 国民健康保険税	1,561,087	51,868	1,612,955
3 県支出金	5,804,352	507,056	6,311,408
1 県負担金・補助金	5,804,352	507,056	6,311,408
1 保険給付費等交付金	5,804,352	507,056	6,311,408
5 繰入金	707,394	△49,868	657,526
1 他会計繰入金	564,168	6,486	570,654
1 一般会計繰入金	564,168	6,486	570,654
2 基金繰入金	143,226	△56,354	86,872
1 国民健康保険事業基金繰入金	143,226	△56,354	86,872
7 諸収入	9,721	56,055	65,776
3 雑入	2,356	56,055	58,411
5 雑入	234	56,055	56,289
歳 入 合 計	8,180,410	565,111	8,745,521

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
1 医療給付費分現年課税分	32,546	普通徴収分	32,546
2 後期高齢者支援金分現年課税分	16,190	普通徴収分	16,190
3 介護納付金分現年課税分	3,132	普通徴収分	3,130
		特別徴収分	2
1 保険給付費等交付金（普通交付金）	502,614	保険給付費等交付金（普通交付金）	502,614
2 保険給付費等交付金（特別交付金）	4,442	保険給付費等交付金（特別交付金）	4,442
1 保険基盤安定繰入金	2,822	保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	△16,325
		保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	19,147
2 職員給与費等繰入金	2,000	職員給与費等繰入金	2,000
4 財政安定化支援事業繰入金	2,792	財政安定化支援事業繰入金	2,792
6 未就学児均等割保険税繰入金	△1,064	未就学児均等割保険税繰入金	△1,064
7 産前産後保険税繰入金	△64	産前産後保険税繰入金	△64
1 国民健康保険事業基金繰入金	△56,354	国民健康保険事業基金繰入金	△56,354
1 雑入	56,055	雑入	56,055

事業勘定

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1 総務費	153,658	2,000	155,658			2,000	0	
1 総務管理費	136,165	2,000	138,165			2,000	0	
1 一般管理費	132,856	2,000	134,856			2,000	0	
						2,000	0	
				(繰)職員給与費等繰入金			2,000	
2 保険給付費	5,753,122	502,614	6,255,736	502,614			0	
1 療養諸費	4,865,090	492,957	5,358,047	492,957			0	
1 療養給付費	4,791,118	492,863	5,283,981	492,863			0	
				492,863			0	
				(県)保険給付費等交付金 (普通交付金)			492,863	
3 療養費	54,988	94	55,082	94			0	
				94			0	
				(県)保険給付費等交付金 (普通交付金)			94	
2 高額療養費	836,777	9,657	846,434	9,657			0	
1 高額療養費	835,793	9,657	845,450	9,657			0	
				9,657			0	
				(県)保険給付費等交付金 (普通交付金)			9,657	
3 国民健康保険事業費納付金	2,147,061	0	2,147,061			△32,546	32,546	
1 医療給付費分	1,372,668	0	1,372,668			△66,356	66,356	
1 医療給付費分	1,372,668	0	1,372,668			△66,356	66,356	
						△66,356	66,356	
				(繰)保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)			△16,325	
				(繰)保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)			4,100	
				(繰)財政安定化支援事業 繰入金			2,792	
				(繰)未就学児均等割保険 税繰入金			△648	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	2,000	01人件費 2,000 01人件費 2,000 3 職員手当等 2,000 時間外勤務手当 2,000
18 負担金補助及び交付金	492,863	10療養給付費 492,863 01療養給付費 492,863 18 負担金補助及び交付金 492,863 診療報酬等保険者負担金 492,863
18 負担金補助及び交付金	94	10療養費 94 01療養費 94 18 負担金補助及び交付金 94 療養費等保険者負担金 94
18 負担金補助及び交付金	9,657	10高額療養費 9,657 01高額療養費 9,657 18 負担金補助及び交付金 9,657 高額療養費等保険者負担金 9,657
		10医療給付費分 01医療給付費分 財源内訳補正

## (款) 3 国民健康保険事業費納付金

## (項) 1 医療給付費分

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 1 1				(繰)産前産後保険税繰入金		79	
				(繰)国民健康保険事業基金繰入金		△56,354	
2 後期高齢者支援金等分	581,058	0	581,058			26,042	△26,042
1 後期高齢者支援金等分	581,058	0	581,058			26,042	△26,042
						26,042	△26,042
				(国)普通徴収分		16,190	
				(繰)保険基盤安定繰入金(保険者支援分)		10,262	
				(繰)未就学児均等割保険税繰入金		△416	
				(繰)産前産後保険税繰入金		6	
3 介護納付金分	193,335	0	193,335			7,768	△7,768
1 介護納付金分	193,335	0	193,335			7,768	△7,768
						7,768	△7,768
				(国)普通徴収分		3,130	
				(国)特別徴収分		2	
				(繰)保険基盤安定繰入金(保険者支援分)		4,785	
				(繰)産前産後保険税繰入金		△149	
8 諸支出金	41,175	60,497	101,672	4,442			56,055
1 還付金及び償還金	27,675	56,055	83,730				56,055
3 保険給付費等交付金償還金	17,536	56,055	73,591				56,055
							56,055
4 繰出金	13,500	4,442	17,942	4,442			0
1 繰出金	13,500	4,442	17,942	4,442			0
				4,442			0
				(県)保険給付費等交付金(特別交付金)		4,442	
歳 出 合 計	8,180,410	565,111	8,745,521	507,056		△30,546	88,601

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		10後期高齢者支援金等分 01後期高齢者支援金等分 財源内訳補正
		10介護納付金分 01介護納付金分 財源内訳補正
22 償還金利子及び割引料	56,055	10保険給付費等交付金償還金 56,055 01保険給付費等交付金償還金 56,055 22 償還金利子及び割引料 56,055 過年度県支出金精算返還金 56,055
27 繰出金	4,442	10直営診療施設繰出金 4,442 01直営診療施設繰出金 4,442 27 繰出金 4,442 直営診療施設繰出金 4,442



1 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 繰入金	7,607	0	7,607
歳入合計	42,552	0	42,552

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	31,567	0	31,567
歳 出 合 計	42,552	0	42,552

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
			0
			0

直営診療施設勘定

2 歳 入

(款) 1 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
1 繰入金	7,607	0	7,607
1 他会計繰入金	6,107	△4,442	1,665
1 一般会計繰入金	6,107	△4,442	1,665
2 事業勘定繰入金	1,500	4,442	5,942
1 事業勘定繰入金	1,500	4,442	5,942
歳 入 合 計	42,552	0	42,552

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
1 一般会計繰入金	△4,442	一般会計繰入金	△4,442
1 事業勘定繰入金	4,442	事業勘定繰入金	4,442

直営診療施設勘定

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 施設管理費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	31,567	0	31,567				0
1 施設管理費	31,567	0	31,567				0
1 一般管理費	31,567	0	31,567				0
						(繰)一般会計繰入金 (繰)事業勘定繰入金	△4,442 4,442
歳 出 合 計	42,552	0	42,552				0

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		10一般管理費 01一般管理費 財源内訳補正

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

ア 常勤の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共済費	合 計
		給 料	職 員 手 当	計		
補正後	12	44,448	26,352	70,800	14,763	85,563
補正前	12	44,448	24,352	68,800	14,763	83,563
比 較	0	0	2,000	2,000	0	2,000

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	918	438	586	5,625	10,185	8,600
	補正前	918	438	586	3,625	10,185	8,600
	比 較	0	0	0	2,000	0	0

イ アに係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
職 員 手 当	2,000	その他の増減分	2,000	職員の異動等に係る増加分 (4) 時間外勤務手当 2,000	給与条例第20条

## 令和 7 年度飯田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）案

令和 7 年度飯田市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 74,602 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,884,826 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 27 日提出

飯田市長 佐藤 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
1 後期高齢者医療保険料	1 後期高齢者医療保険料
4 繰入金	1 一般会計繰入金
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,452,589	90,946	1,543,535
1,452,589	90,946	1,543,535
351,113	△16,344	334,769
351,113	△16,344	334,769
1,810,224	74,602	1,884,826

歳 出

款	項
2 後期高齢者医療広域連合納付金	
	1 後期高齢者医療広域連合納付金
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,763,572	74,602	1,838,174
1,763,572	74,602	1,838,174
1,810,224	74,602	1,884,826



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	1,452,589	90,946	1,543,535
4 繰入金	351,113	△16,344	334,769
歳入合計	1,810,224	74,602	1,884,826

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1,763,572	74,602	1,838,174
歳 出 合 計	1,810,224	74,602	1,884,826

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		△16,344	90,946
		△16,344	90,946

## 2 歳 入

(款) 1 後期高齢者医療保険料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

款 項 目	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	1,452,589	90,946	1,543,535
1 後期高齢者医療保険料	1,452,589	90,946	1,543,535
1 特別徴収保険料	914,501	57,296	971,797
2 普通徴収保険料	538,088	33,650	571,738
4 繰入金	351,113	△16,344	334,769
1 一般会計繰入金	351,113	△16,344	334,769
2 保険基盤安定繰入金	310,982	△16,344	294,638
歳 入 合 計	1,810,224	74,602	1,884,826

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
1 特別徴収保険料	57,296	現年度分	57,296
1 普通徴収保険料	33,650	現年度分	33,650
1 保険基盤安定繰入金	△16,344	保険基盤安定繰入金	△16,344

### 3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1,763,572	74,602	1,838,174			△16,344	90,946
1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,763,572	74,602	1,838,174			△16,344	90,946
1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,763,572	74,602	1,838,174			△16,344	90,946
						△16,344	90,946
				(繰)保険基盤安定繰入金		△16,344	
歳 出 合 計	1,810,224	74,602	1,884,826			△16,344	90,946

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金補助及び交付金	74,602	10後期高齢者医療広域連合納付金 74,602 01後期高齢者医療広域連合納付金 74,602 18 負担金補助及び交付金 74,602 保険料等負担金 74,602



## 令和 7 年度飯田市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）案

令和 7 年度飯田市の介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 90,897 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,947,818 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 27 日提出

飯田市長 佐藤 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
2 国庫支出金	
	2 国庫補助金
6 財産収入	
	1 財産運用収入
7 繰入金	
	1 一般会計繰入金
	2 基金繰入金
8 繰越金	
	1 繰越金
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,794,097	935	2,795,032
800,065	935	801,000
1,694	1,206	2,900
1,694	1,206	2,900
1,813,313	△88,876	1,724,437
1,724,272	165	1,724,437
89,041	△89,041	0
90,218	177,632	267,850
90,218	177,632	267,850
11,856,921	90,897	11,947,818

歳 出

款	項
1 総務費	1 総務管理費
6 基金積立金	1 基金積立金
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
251,143	1,100	252,243
131,704	1,100	132,804
1,694	89,797	91,491
1,694	89,797	91,491
11,856,921	90,897	11,947,818



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金	2,794,097	935	2,795,032
6 財産収入	1,694	1,206	2,900
7 繰入金	1,813,313	△88,876	1,724,437
8 繰越金	90,218	177,632	267,850
歳入合計	11,856,921	90,897	11,947,818

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	251,143	1,100	252,243
6 基金積立金	1,694	89,797	91,491
歳 出 合 計	11,856,921	90,897	11,947,818

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
935		165	0
		1,206	88,591
935		1,371	88,591

## 2 歳 入

(款) 2 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金	2,794,097	935	2,795,032
2 国庫補助金	800,065	935	801,000
6 介護保険事業補助金	0	935	935
6 財産収入	1,694	1,206	2,900
1 財産運用収入	1,694	1,206	2,900
2 基金運用収入	1,694	1,206	2,900
7 繰入金	1,813,313	△88,876	1,724,437
1 一般会計繰入金	1,724,272	165	1,724,437
4 その他一般会計繰入金	238,660	165	238,825
2 基金繰入金	89,041	△89,041	0
1 介護給付費準備基金繰入金	89,041	△89,041	0
8 繰越金	90,218	177,632	267,850
1 繰越金	90,218	177,632	267,850
1 繰越金	90,218	177,632	267,850
歳 入 合 計	11,856,921	90,897	11,947,818

(単位：千円)

節		金額	説明	
区	分			
1	現年度分	935	現年度分	935
1	基金利子	1,206	介護給付費準備基金利子	1,206
1	職員給与費等繰入金	165	職員給与費等繰入金	165
1	介護給付費準備基金繰入金	△89,041	介護給付費準備基金繰入金	△89,041
2	純繰越金	177,632	純繰越金	177,632

### 3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	251,143	1,100	252,243	935		165	0
1 総務管理費	131,704	1,100	132,804	935		165	0
1 一般管理費	131,584	1,100	132,684	935		165	0
				935		165	0
				(国)現年度分		935	
				(繰)職員給与費等繰入金		165	
6 基金積立金	1,694	89,797	91,491			1,206	88,591
1 基金積立金	1,694	89,797	91,491			1,206	88,591
1 積立金	1,694	89,797	91,491			1,206	88,591
						1,206	88,591
				(財)介護給付費準備基金 利子		1,206	
歳 出 合 計	11,856,921	90,897	11,947,818	935		1,371	88,591

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	1,100	10一般管理費 1,100 01一般管理費 1,100 12 委託料 1,100 システム改修業務委託料 1,100
24 積立金	89,797	10介護給付費準備基金積立金 89,797 01介護給付費準備基金積立金 89,797 24 積立金 89,797 新規積立金 88,591 基金利子積立金 1,206



## 令和 7 年度飯田市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 3 号）案

令和 7 年度飯田市の地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 309 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19,936 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 27 日提出

飯田市長 佐藤 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
2 財産収入	1 財産運用収入
3 繰入金	1 他会計繰入金
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
68	9	77
68	9	77
10,411	300	10,711
10,311	300	10,611
19,627	309	19,936

歳 出

款	項
1 卸売市場費	
	1 卸売市場費
2 諸支出金	
	1 積立金
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
18,509	300	18,809
18,509	300	18,809
1,068	9	1,077
1,068	9	1,077
19,627	309	19,936



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 財産収入	68	9	77
3 繰入金	10,411	300	10,711
歳入合計	19,627	309	19,936

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 卸売市場費	18,509	300	18,809
2 諸支出金	1,068	9	1,077
歳 出 合 計	19,627	309	19,936

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		300	0
		9	0
		309	0

## 2 歳 入

(款) 2 財産収入

(項) 1 財産運用収入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
2 財産収入	68	9	77
1 財産運用収入	68	9	77
1 基金運用収入	68	9	77
3 繰入金	10,411	300	10,711
1 他会計繰入金	10,311	300	10,611
1 一般会計繰入金	10,311	300	10,611
歳 入 合 計	19,627	309	19,936

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 基金利子	9	地方卸売市場事業基金利子 9
1 一般会計繰入金	300	一般会計繰入金 300

### 3 歳 出

(款) 1 卸売市場費

(項) 1 卸売市場費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 卸売市場費	18,509	300	18,809			300	0
1 卸売市場費	18,509	300	18,809			300	0
1 総務管理費	18,509	300	18,809			300	0
						300	0
				(繰)一般会計繰入金		300	
2 諸支出金	1,068	9	1,077			9	0
1 積立金	1,068	9	1,077			9	0
1 積立金	1,068	9	1,077			9	0
						9	0
				(財)地方卸売市場事業基金 金利子		9	
歳 出 合 計	19,627	309	19,936			309	0

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	300	01人件費 300 01人件費 300 3 職員手当等 300 時間外勤務手当 300
24 積立金	9	10地方卸売市場事業基金積立金 9 01地方卸売市場事業基金積立金 9 24 積立金 9 基金利子積立金 9

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

ア 常勤の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共済費	合 計
		給 料	職員手当	計		
補正後	1	4,360	3,564	7,924	1,535	9,459
補正前	1	4,360	3,264	7,624	1,535	9,159
比 較	0	0	300	300	0	300

職員 手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	時間外勤務 手 当	期末手当	勤勉手当
	補正後	240	225	1,125	1,084	890
	補正前	240	225	825	1,084	890
	比 較	0	0	300	0	0

イ アに係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
		その他の 増減分			
職員 手 当	300	300		(3)時間外勤務手当 300	給与条例第20条

## 令和 7 年度飯田市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）案

令和 7 年度飯田市の駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 32 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 53,832 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 27 日提出

飯田市長 佐藤 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
2 財産収入	
	1 財産運用収入
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
497	32	529
497	32	529
53,800	32	53,832

歳出

款	項
3 諸支出金	
	1 積立金
歳出合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
497	32	529
497	32	529
53,800	32	53,832



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 財産収入	497	32	529
歳入合計	53,800	32	53,832

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
3 諸支出金	497	32	529
歳 出 合 計	53,800	32	53,832

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		32	0
		32	0

## 2 歳 入

(款) 2 財産収入

(項) 1 財産運用収入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
2 財産収入	497	32	529
1 財産運用収入	497	32	529
1 基金運用収入	497	32	529
歳 入 合 計	53,800	32	53,832

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 基金利子	32	駐車場事業基金利子 32

### 3 歳 出

(款) 3 諸支出金

(項) 1 積立金

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
3 諸支出金	497	32	529			32	0	
1 積立金	497	32	529			32	0	
1 積立金	497	32	529			32	0	
						32	0	
				(財)駐車場事業基金利子			32	
歳 出 合 計	53,800	32	53,832			32	0	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
24 積立金	32	10 駐車場事業基金積立金 32 01 駐車場事業基金積立金 32 24 積立金 32 基金利子積立金 32



## 令和 7 年度飯田市ケーブルテレビ放送事業特別会計補正予算（第 1 号）案

令和 7 年度飯田市のケーブルテレビ放送事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 139 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 113,139 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 27 日提出

飯田市長 佐藤 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
4 繰入金	
	2 基金繰入金
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
109,203	139	109,342
22,545	139	22,684
113,000	139	113,139

歳 出

款	項
1 施設維持管理費	1 ケーブルテレビ施設維持管理費
3 諸支出金	1 積立金 3 他会計繰出金
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
112,900	△17,325	95,575
112,900	△17,325	95,575
0	17,464	17,464
0	81	81
0	17,383	17,383
113,000	139	113,139



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繰入金	109,203	139	109,342
歳入合計	113,000	139	113,139

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 施設維持管理費	112,900	△17,325	95,575
3 諸支出金	0	17,464	17,464
歳 出 合 計	113,000	139	113,139

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
			△17,325
			17,464
			139

## 2 歳 入

(款) 4 繰入金

(項) 2 基金繰入金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
4 繰入金	109,203	139	109,342
2 基金繰入金	22,545	139	22,684
1 基金繰入金	22,545	139	22,684
歳 入 合 計	113,000	139	113,139

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 ケーブルテレビ放送事業基金繰入金	139	ケーブルテレビ放送事業基金繰入金 139

### 3 歳 出

(款) 1 施設維持管理費

(項) 1 ケーブルテレビ施設維持管理費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 施設維持管理費	112,900	△17,325	95,575				△17,325
1 ケーブルテレビ施設維持管理費	112,900	△17,325	95,575				△17,325
1 ケーブルテレビ施設維持管理費	112,900	△17,325	95,575				△17,325
							△10,800
							△6,525
3 諸支出金	0	17,464	17,464				17,464
1 積立金	0	81	81				81
1 積立金	0	81	81				81
							81
3 他会計繰出金	0	17,383	17,383				17,383
1 他会計繰出金	0	17,383	17,383				17,383
							17,383
歳 出 合 計	113,000	139	113,139				139

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
14 工事請負費	△6,525	10 竜東ケーブルテレビ維持管理費 △10,800 01 竜東ケーブルテレビ維持管理費 △10,800
18 負担金補助及び交付金	△10,800	18 負担金補助及び交付金 △10,800 光回線等整備事業負担金 △7,000 使用料等負担軽減事業補助金 △3,800
		11 遠山郷ケーブルテレビ維持管理費 △6,525 01 遠山郷ケーブルテレビ維持管理費 △6,525 14 工事請負費 △6,525 電柱・伝送路移設等工事費 △6,525
24 積立金	81	10 ケーブルテレビ放送事業基金積立金 81 01 ケーブルテレビ放送事業基金積立金 81 24 積立金 81 基金利子積立金 81
27 繰出金	17,383	10 一般会計繰出金 17,383 01 一般会計繰出金 17,383 27 繰出金 17,383 一般会計繰出金 17,383



議案第51号

## 令和7年度飯田市病院事業会計補正予算（第5号）案

第1条 令和7年度飯田市病院事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度飯田市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	15,011,241千円	7,830千円	15,019,044千円
第1項 医業収益	13,918,829千円	7,830千円	13,926,659千円

令和8年2月27日提出

飯田市長 佐藤 健

令和7年度飯田市病院事業会計補正予算（第5号）実施計画

収益的収入及び支出  
収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 病院事業収益			千円 15,011,214	千円 7,830	千円 15,019,044	
	1 医業収益		13,918,829	7,830	13,926,659	
		3 その他医業収益	838,171	7,830	846,001	

令和7年度飯田市病院事業会計補正予算（第5号）予定キャッシュ・フロー計算書

（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

区 分	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	△ 1,130,909	7,830	△ 1,123,079
引当金の増減額	294,836		294,836
小計	31,712	7,830	39,542
業務活動によるキャッシュ・フロー	7,664	7,830	15,494
資金増加額	△ 768,976	7,830	△ 761,146
資金期末残高	3,610,675	7,830	3,618,505